

生 野 銀 山 史 の 研 究

教 授 小 葉 田 淳

・

目 次

生野銀山史の研究

第一章	前期の生野銀山	1
は じ め に		
第一節	生野銀山の開発と盛山	1
銀山の開発——銀山の領有——江戸幕府直領下の盛山——銀山の不振		
第二節	銀山の領有	6
生野領と生野奉行——銀山の公納法と経営形態		
第三節	銀山町の発達と鉱業生産	10
生野町の発達——諸役運上と産銀		
第二章	中期の生野銀山	15
第一節	諸坑の概況と産銀	15
寛文—元祿の稼山——白札山と御所務山——灰吹銀引替と産銀高		
第二節	銅鉛の産出	21
近世銅鉱業の発展——生野領銅鉱業の発達		
第三章	後期の生野銀山	25
第一節	生野支配の機構	25
生野領——代官所の組織——運上諸役		
第二節	稼山の諸形態と鉱業の工程	31
断山・白札山——直入山——御所務山・御所務山格（并）——見石・焼石鏈運上—— 買吹と精錬		
第三節	稼山及び銀銅鉛生産の状況	37
稼山の状況——産銀高——灰吹銀引替上納——銅鉛の生産——銅鉛の運上口銀と津出 ——産金		
第四節	稼山経営及び労働の実際	50
若林山——一ノ谷水抜普請——保盛山普請——蟹谷山・若林山水抜普請——下財の雇 傭関係		
第五節	銀山町の構成	60
町制——銀山町の人口——口屋と銀山町隣郊村落——生野領と銀山の飯米		
お わ り に		

第一章 前期の生野銀山

はじめに

生野銀山の歴史を前・中・後の3期に分けて述べることにした。

前期 開発より万治3まで

中期 寛文元より正徳5まで

後期 享保元より幕末まで

生野に関する資料で現存するものは、主として後期に属するものである。それ故、かなりの程度まで研究の可能なのは、この期の方で、いわば後期を本論、前・中期を序論として述べてもよいのである。しかし鉱山の景況からいえば、ここにいう前期が繁栄した時代であつたことは疑いない。そして右のような3期の区分が、記述上の便宜という以上に、それほど分明に年限を極める理由は、あるわけでないが、ただ大体において次のように考えられる。前期は隆昌期であり、後期は生野銀山の支配・経営或は仕法などの形態が一応整序せられている期である。中期はこの過渡期に当る。ことに生産の面で、銅がしだいに銀に比肩するほど重要性をもつてきたことが注意されるのである。

さて前期にあつても、とくに恐らくは慶長を挟んだ前後の半世紀ほどが、生野銀山史上、最も多量の産銀があつた期間であろうと推測される。ところが、前述したようにこの頃の生野に関する根本的な史料は極めて少ない。最盛期についてのみならず、17世紀中期以前の銀山研究に、ほとんど唯一といつてよい手がかりとなる資料は寺田豊章編の銀山旧記で、それに僅かに採集し得る当時代の古文書・記録を併用し、同時代の他領・他所の鉱山の研究を参照しつつ考えていく以外に途はないようである。⁽¹⁾

第一節 生野銀山の開発と盛山

銀山の開発

銀山旧記によれば、生野銀山は天文11年3月、里人が古城山の西南に銀鉱を掘出したに始つたといふ。⁽²⁾当時古城山上には但馬の守護山名祐豊の城砦があり、最初に開かれた鉱坑を蛇間歩とよんだ。⁽³⁾しかも里人は精錬法を知らず、たまたま石見の者来り求めて帰国し吹いて銀を得、さらに下財・吹工を連れ来て、古城山西南の東堂ヶ谷五右衛門間歩その他を開いた。

永祿以後、徳川氏の支配に帰した慶長5年までに、開掘せられた間歩として、旧記には次の諸間歩を伝えている。

永祿10 掘切

元亀元 金木 松木 藤木 サヤゴ

天正13 上月 小鉾 出賀 灰色 入道 淵 荒木 佐近山 小日向

右の諸間歩は現在では所在の不明なものもあるが、掘切は現在の金香瀬坑口に近く、金木・サヤゴ・出賀・小日向などは、金香瀬坑口上部の不動滝をやや溯つた大谷川筋に点在した。

北は日出（或は大切山ともいう）より大谷川附近で、突切とよばれた、ほぼ西南より東北に走る大粘土脈の断層と交叉して（慶寿鍾とよぶ）、千珠・若林を経て南は蟹谷に至る、（千珠鍾とよぶ）南北走向の鉱脈を古くは大鍾或は大鍾元とよんだ。前述の諸間歩は、大谷川筋において大鍾を採掘したものと考えられる。金木・松木・藤木・サヤゴは所在の樹名より間歩を名付けたといわれ、天正13年には掘切及びこれら諸間歩は、小鉾・出賀・小日向などととも盛りに、また不動滝より大谷平の水抜を切り、上月も繁栄したという。

銀山の領有

銀山旧記に、弘治2年山名氏の臣竹田城主太田垣氏叛して、生野に京正阿彌を置き、永祿元年より天正5年まで杉原氏に代えて銀山を支配し、同年秀吉の来攻をうけて太田垣氏降り、天正6年より同10年まで信長の代官生熊佐兵衛が、また信長死後は慶長3年秀吉歿年まで秀吉の代官伊藤石見守が支配したという⁽⁴⁾。しかしこれは恐らく錯誤がある。天正5年10月秀吉播磨を攻め、11月但馬に入り山口岩洲城・竹田城を降したが、但馬諸方の領主を制圧し、同国を全く服属させたのは、天正8年にあるようである。銀山の内山寺に対して、天正6年8月山名氏政が寺領安堵の文書を与えている。氏政はこの頃宗詮（祐豊）の家督をつぎ守護であつたと思われる⁽⁵⁾。天正8年正月播磨三木の別所長治が自尽し、5月出石城陥落して宗詮・氏政降り、6月秀吉は因伯に軍を進めることとなつた。秀吉が天正10年10月織田信孝の家臣に宛て信孝に陳弁した書状の一節に

如御存知、上様御存生之御時も、我等ハ播州但州を被下、其上北郡、（被下脱カ）於干今無不甲斐雖御座候、西国之先懸仕候へと、上様被仰出候ニ付テ、播州致在陣候処ニ、三木の別所企謀叛、策前迷惑仕候処ニ、重而荒木摂州伊丹ニ在之、謀叛を仕上ハ通路を取切雖申候、終別所カ刎首申候ニ付而、上様重々預御褒美御感状、其上但州金山、御茶湯道具以下迄取揃被下、御茶湯雖御政道我等ハ被免置茶湯を可仕ト被仰出候事

とある⁽⁷⁾。これによると秀吉の手で、但馬一国が信長の勢力下に帰服した際、即ち天正8年頃に但馬金山つまり生野銀山が秀吉の所領として与えられたものであろう。天正9年2月秀吉よりいくま左介宛ての銀山正月分公用銀50枚（1,650匁）の請取状が残っている⁽⁸⁾。この50枚の中に300枚の出目60匁を含むと記されるが、300枚は前年天正8年度の公用分かと思われる。銀山の奉行代官を記した記録の中に、天正元年より同5年まで太田垣氏の代官猪熊佐介、天正5年より同10年まで信長の代官生熊左兵衛としたものがある⁽⁹⁾。いくま左介は猪熊佐介であることはいうまでもないが、生熊左兵衛も或は同一人を誤伝したのかも知れない。猪熊佐介、生熊左兵衛は太田垣や信長の代官でなく、秀吉の代官であることは疑いない。同じ頃に秀吉は、河尻淵（播磨加西郡河尻村であろう）名主百姓中に、銀山普請のため縄竹木並に人足の沙汰を命じている⁽¹⁰⁾。

秀吉は天正11年弟秀長を但馬の国主とし、また豊岡・出石・八木などに諸氏を封じているが、銀山の地は直領として残したのでないかと思われる。秀吉は全国金銀鉱山より運上を貢納させているが、鉱山によつては秀吉自ら奉行人を任命して所在地の領主の奉行人とともに運上を掌らしめており、大多数の鉱山は領主の責任において運上させた。秀吉直領の鉱山と推測されものは極く少数で、生野銀山は最も重要な山であつた。慶長3年の豊臣氏の蔵納目録によると、慶長2年の但馬銀山

伊藤石見の扱分は、62,267枚(2,677,481匁)で、当時の大銀山たる石見銀山の運上分を含めた中国諸々銀山柳沢監物の扱分の4,869枚に比較すると非常に懸隔がある。⁽¹¹⁾ 銀山旧記に天正18年以後の生野の盛山を伝えているが、天正後期に生野が繁栄したことは後述する事情からも想像できる。それにしても蔵納額が抜群であるのは、恐らく直領であつた関係にもよると思われる。

江戸幕府直領下の盛山

秀吉歿後直ちに家康の代官間宮新左衛門が新任したことを記すものがあるが、銀山旧記・生野銀山奉行附には、家康の指令をうけ服部権太夫赴任し、慶長5年間宮氏奉行となるとある。徳川氏は関ヶ原役後、豊臣氏直領の生野をわが手に収めたものであろう。慶長5年頃開かれたという間歩は、大谷の南部区に当る白口坑と北部区に当る日出平の2鉱区である。白口坑では榎木・岩井・蟹谷に数十ヶ所の間歩が掘られ、榎木平には1ヶ月銀3,200枚以下1,000枚・800枚の売山数ヶ所あつたという。売山は運上山に当り、1ヶ月の運上高(例えば3,200枚)をせつて、山師(生野で山元という)が請ける仕法をいう。また日出平には後の栃木間歩の上部に3,300枚の売山が出来た。山元は源太夫といい、薪を伐りに赴き銀鉱を発見したと伝える。

間宮氏が職中に生野加奉(加奉については後述する)に対する科罰の代償として、不動滝水抜の煙出を切らしめた。即ち水抜に沿うて排気坑を掘らしめたのである。不動滝よりする大谷平の水抜は天正年間に切られたもので、さらにそれが已に切進めていたらしく、掘切・出賀・川戸の諸間歩に抜け、水煙ともによく通じたので、これらの諸間歩はますます増産したという。

元和7年藤川庄次郎奉行に新任のとき山方不案内の故を以つて、佐渡奉行竹村九郎右衛門が補佐のため来つて2ヶ年在留し、「一切銀山方之法式竹村殿之御裁許」であつた。元和7年より「御口屋入役諸色之御運上之定、竹村殿山方之法を以て被相究事なり」とある。竹村氏の山方仕法というのは、即ち佐渡の仕法に相当するものと推測せられ、特に鉱山の公納法並にそれと関連して鉱山経営法の改革が重要である。即ち公納法としては、生野において従来直山法として運上山であつたものが、当時としては諸国に例の少い佐渡の仕法である荷分(掘分)法に変わったので、これらの問題は後になお考えよう。元和8年に升形、登尾・鉄山(城山カ)・三原・一之谷・梓木・青草など大谷及びその他の鑛筋の諸間歩が開かれ、就中升形では馬伴、城山では大切、日出平では彌兵衛山が栄えた。銀山旧記に、毎年六斎に荷分があり、何れも1,000荷余りを掘り1山で1ヶ月5~6,000荷に及ぶとある。1荷は当時1斗2升入りで平均銀20~30匁の品位であつたという。荷分は直山の公納法で、後に生野で御所務山とよばれたものが、この系譜に属し、毎月六斎に荷分があつた。佐渡では10日毎に荷分があつたが、生野では元和以来六斎に行われたようである。直山には荷分を検証するため四つ留奉行(間歩口役人)が間歩口番所に詰めるが、かかる直山24~5ヶ所あり、役人不足のため差配を兼ねる附山20ヶ所に及んだとある。

寛永元年山元の友松道半は掘切の内、蜂子掘場で、上銀鉱を掘あてその収入500貫に達した。また同3年金木間歩を稼ぎ、金木より小鉱・出賀の内に切抜き、それまで金木の水をその四つ留口より捨てたのを、それより51挺(1挺=7尺)下方(垂直差)に抜いて不動滝に落した。同9年中島次郎兵衛は金木附近の金石間歩に大鉱をあてて、以後10ヶ年の収益は3,000貫といわれた。同15年に至り、

金木山元の孫左衛門（道半の相続者であろう）と出入があり、孫左衛門は金木を返上し、金石も浸水のため作業を中止した。

この年に奉行中野吉兵衛は幕府の許可を得て竹野原の大水抜を切り、5月に着工、9月に成就した。この水抜は大切間歩の下方に四つ留口を開き、大切・栃木方面の中核的排水坑としたものであろう。これは即ち直営普請で、なお同17年には直営山として、大切の向鉋の普請のため、栃木の内3,300枚鉋筋に在る鉋坪とよぶ仕捨掘場を栃木山元より借りて作業し、1升到銀30匁という高品位の銀鉋を掘出し、4ヶ年盛山を続けた。向鉋とは反対側より切ること、坪とは間歩内の掘場で、これがさらに所とよぶ小さい掘場に分れていた。（後述）同20年、鉋坪と大切が抜合い、大切廊下並（坑内通路を廊下といい、廊下の水準高を並という）に比し、鉋坪は30長（挺）下方にまで掘下げていたという。同年友松孫左衛門は金床（銀床）の9挺之鋪（間歩内の場所名）仁左衛門坪を稼いだが、この坪の10尋跡（生野では南を山向、北を山跡という）を碇屋七左衛門が稼ぎ大鉋を切出した。

正保元年中野氏は道半に金木の再興を命じたが、道半は金石の内、坪2ヶ所（恐らく鉋坪を含む）を金木に附する条件でこれに応じ大盛を得たが、翌年川戸で2挺並びの樋立による排水を実施し大鉋を切出し、殊に川戸の内池田屋所で、1荷8～90匁、五郎兵衛所で5～60匁の銀鉋を掘出した。道半は3年後に跡を孫左衛門に譲つたが、金木・川戸は15ヶ年稼業されたという。中野氏が山口村の山口九郎左衛門に宛てた書状によれば、山口氏もこの頃川戸間歩の稼行に関係したのであるまいか。⁽¹²⁾

慶安2年中野氏は鉋坪を再興せんとし公銀300貫を投じ3月より極月にかけ普請したが、翌年2月病死した。一度は鉋坪を請けた孫左衛門も、承応元年亡父吉兵衛の跡役として来山した伝右衛門に望なしとて九挺之鋪ともども返上した。買石17人、加奉7人がそれぞれ組を以て稼行を申請し、幕府の裁定で加奉組に大切を附与されたが、孫左衛門が両坪の稼行に数ヶ年損をかさねた跡であり、7人も困窮した。偶々承応3年に至り、河瀬助右衛門なるものの内切所で大鉋にあたり、毎月2,000荷を掘り、7人も豪華な生活を営むこととなつたという。

銀山の不振

銀山旧記に、中野氏新任のはじめ3、4ヶ年（寛永13、4年）は銀山は、未だ非常な繁栄を続けていたという。寛永以後は大切・栃木・金木などの稼行が中心となつてゐるが、浸水がいよいよ甚しく、中野氏が公費を以て大規模な水抜を普請したのもその対策であつた。また公費を以て鉋坪の普請を計画したのも鉋山振興のためであらう。

その頃、銀山内諸所で普請稼行された諸坑は、以上の銀山旧記に述べられたもののみではない。吉川氏旧蔵の銀銅山覚書に収めた諸稼山の記録は、元禄8年までの稼山を列挙し、当時の記録を伝えたものと思われるが、正保年間に札を得たものに、山元孫左衛門の川戸・金木の外に

正保2年8月12日（黒銀山）三ッ合本間歩及水通し並煙出し（山主）新町加奉 久太夫

全

登尾北ノ平藤右衛門山

山主 真弓村 紺屋理右衛門

とある。大鉋といわれた間歩も盛山を数ヶ年継続することは稀れで、多数の山は短い生命であつた。前述の諸稼山の内、寛文・延宝以後に古間歩或は仕捨間歩について再び札を得たものが甚だ多いので、これらは慶安・承応以前に已に稼行されたものを含むものと思われる。

万治3年2月奥銀谷町の吹屋より出火して、西は山の神より東は竹野原村まで罹災し、樋引・日傭2～3,000人を収容した多くの長屋も焼失したので退散してしまつた。そのため金木・川戸は浸水し、翌寛文元年には樋引の失費過大で稼行も中止された。奉行は蔵米1,000石を罹災者に貸与し、御立山（古城山）の林木を小屋用材に与えるなど対策を講じたが、この大火は不況の銀山に大打撃となつた。加之、寛文元年出石領に矢根銀山発見せられ、同じ頃摂津多田銀山興隆して、⁽¹³⁾下財ら生野を退散したので、殆ど廃滅の状となつたという。

註(1) 銀山旧記は生野開発の天文11年より天和3年までの銀山史を記したもので、元祿3年の成稿と思われる。

本論に採用したのは生野町木村まつえ氏蔵本で、跡書によると杉孤庵なるもの己亥（安永8カ）仲春中瀬金山に赴き寺田政豊所蔵の豊章手沢の銀山旧記を謄写し、孤庵謄写本を、さらに勝岡同好なるものが来住成祐の求めにより享和癸亥春3月写したものである。寺田豊章についてその事歴を詳知しない。慶安2年頃の山使（地役人）に寺田権左衛門がある。その系類であろう。流布本には天和以来を書継いで幕末に近く及んだものがあり、生野能美吾助氏蔵銀山記は文化6年まで、京大国史研究室蔵生野銀山記は寛政4年までを附記している。

なお本論文に採用した資料中で、次のものは比較的多く用いたので、略記号を附しておく。

木村まつえ氏蔵

生野銀山附御証文写 1冊 銀証

生野銀山覚集 1冊 銀覚

故吉川増太郎氏蔵 増太郎氏の後継者泷一氏について採訪したが、遂に散佚しており、生野誌の編著者故太田虎一氏が筆写されたものによつた。

生野銀山祕録 1冊 銀祕

生野銀山太盛山年代記 1冊 太年

銀銅山寛書 1冊 銀銅覚

山田守信氏蔵

一番 銀山方留書 1冊 一番

百二十二番 記録 1冊 一二二番

生野銀山附御証文写が生野代官より勘定奉行に提出した伺書の集録である外は、いずれも文書・記録類を覚書・雑録風に編記したものである。

(2) 銀山旧記並にそれに類するすべての記録は天文11年2月開創とするが、已に平安朝の開掘を説くものがある。その古きは、宝暦元年桜井良翰撰但馬考の如きその1で、延喜式雑式の条に「凡対馬島銀者任聽百姓私採、但馬国司不在此例」とあるによる。しかしこの式の文意は甚だ晦澁であり、しかも但の次の馬字を欠く古写本もある。また対馬銀坑については、平安朝以来室町時代まで、しばしば記録に見えるに比して、但馬のそれは一切他に見当らない。

(3) はじめて銀鉱を発見した場所を古城山北面の内尾谷とする伝えもある。朝来郡山口村山口九郎氏蔵 但馬国金銅山開発由来、明和4年亥6月諸山吟味仕方覚書（銀祕）などその例である。

(4) 永祿11～天正10 信長代官 生熊佐兵衛 天正10～慶長3 秀吉代官 伊藤石見守 となす記録も多い。銀覚、但馬金銀山記（明治21年重野安繹博士採訪 七美郡福岡村井上信太郎蔵）など。これは信長の上洛より死までを信長、以後を秀吉の代官としたに過ぎない。

(5) 桜井勉 校補但馬考 卷之二

(6) 内山寺文書 同文書には誠豊・祐豊（宗詮）の文書が数通ある。内山寺は近年廃寺となり、文書は生野町桑井積次氏が保管している。

(7) 浅野家文書 家わけ第二 10号、大日本史料第十一編之二 775頁以下

(8) 明治21年重野博士採訪 生野口銀谷村藤本作兵衛所蔵、現在は藤本氏の跡絶え、文書の所在は不明である。

(9) 能美吾助氏蔵 生野銀山御奉行附、銀山旧記と対比すると次のようになる。(右方は旧記)

弘治 3	太田垣氏代官	京正阿弥	京正阿弥
永祿元～天正元	同	杉原七郎左衛門	杉原七郎左衛門
天正元～同 5	同	猪熊佐介	
天正 5～同 10	織田氏代官	生熊左兵衛尉	生熊左兵衛尉

(10) 重野博士探訪 養父郡町村 北村孫右衛門蔵

(11) 蔵納目録に但馬の分とし

但馬(金) 127枚 但馬中瀬山黄金山 別所豊後 伊藤石見 岡本権兵衛

但馬(銀) 350枚 但馬中瀬銀山 四方善五郎

とある。生野領の但播州の金銀銅山の由来を記したもので、古きものに元祿5年に成る記録があり、(銀覚能美氏蔵 但播州金銀銅山井寺社其外旧記に収む)中瀬金山は天正元年開掘、同2年七両間歩稼行、当時は八木城主八木豊信の支配下に入り、豊信は天正5年秀吉の來攻をうけ因州に退き、別所豊後守代わり、同10年別所氏由良に移り、伊藤石見の支配となつたとある。校補但馬考のいう如く、八木氏の因州出奔は訛伝であらうし、天正13年別所重棟八木に封ぜられ、その子豊後守吉治嗣いで、大坂陣後に吉治は丹後綾部に移つた。岡本権兵衛は何人が知らぬが、中瀬は吉治の領に在り、伊藤氏とともに運上を掌つたのであろう。350枚の運上は銀で、中瀬銀山はいうまでもなく誤記である。慶長以前に但馬で開かれた銀山として、氣多郡羽尻村阿瀬・河畑銀山がある。

(12) 朝来郡山口村 山口九郎氏蔵 9月24日 中野吉兵衛重弘書状

(前略) 先日川戸間歩普請之様子見分致、大キニ見事成ル普請致様子能キを見候て大慶ニ存候、弥大盛可申と存満足此事ニ存候、一昨日能所へ切付金石為持給候、此分ニ候者芳々切所数多候て大盛可仕と被存可為祝着と察入候、猶々情を出普請かせき可被申候、重而吉左右可承候 (下略)

(13) 多田銀山は万治3年に大口間歩の大盛などにて、寛文元年10月より幕府は銀山役所を建て銀山奉行中村松右衛門を任命し、直山とし、能勢・豊島・川辺3郡で72ヶ村を銀山附とした。(静嘉堂文庫蔵 多田銀銅山来歴申伝略記)

第 二 節 銀 山 の 領 有

生野領と生野奉行

生野銀山を含む生野領は、生野奉行の支配に属した。生野領の管轄区域は時代により変遷があり、但馬の分も寛文以来上知改替あり、また播磨・美作の分の移動があつた。

元和8年頃高37,000石といわれ、寛文8年銀山附37,000石の内で石和庄並に糸井の内西ノ下を丹波より豊岡に転封した京極高盛に附与したという。寛永16年但馬の生野領は30,901石603で、その内1,800石は出石の小出吉重の預となつて⁽¹⁾いる。

生野奉行は元祿以後において生野代官と改まつた。輔佐役たる元締手代の名は元祿以降に現われており、初期では家老が奉行を輔けている。江戸幕府初代奉行の間宮直元の家老山川重賢が、慶長19年間宮氏が太坂の陣に歿した後に奉行に任じたことは、同18年佐渡奉行大久保長安の歿後、佐渡に在つて事に当つた家老大久保山城(田辺宗政と改む)が奉行に任じたのと似て⁽²⁾いる。家老・手代の下で実務を分担したのが地役人で、家老・手代は奉行・代官の改替と任を同じくするに対し、地役人は地附きで世襲制を原則とした。慶長5年より地役人の起用がはじまり、寛永10年頃91人、慶安2年頃87人、元祿5年に83人となり、その後漸次減員せられた。地役人の中には地方手伝のものもあつたが、大部分は鉾山方の勤務者によつて占められた。その勤務方・名称・定員・扶持給銀など初期において

は明徴を欠くが、中期以後も原則的に大差なきものと思われる。御勘定役・山使・鋪廻役・口屋番人などの名は、比較的前期の記録にも現われる。

銀山の公納法と経営形態

近世初期に一般に見られる鉱山の支配形態（主として公納法から区別される）に、直山と請山がある。直山は一定の稼行日数（1ヶ月以内の短期日が多い）に対する運上高を極めて間歩を請けるので、運上高をせつて請主が決定される。請山は少くとも1ヶ年を期限として稼行を請切り、しかも直山が間歩稼ぎ即ち採鉱のみを請けるに対して、請山は普通は一山を委管せられるわけで、従つて直山には奉行・代官が派遣せられ諸般の支配統制を行うに對し、請山にはその事がない。

銀山旧記によれば、豊臣氏直領下の生野銀山は天正13年より盛山となつたようであるが「此時より売山となりて壹ヶ月を買請て掘る」とある。即ち1ヶ月の稼行に対して運上高を極めて間歩を請けたのである。慶長5年榎木平・蟹谷などに諸間歩開けて「榎木平に有山壹ヶ月銀三千貳百枚買請る、八百枚千枚に買請之山数ヶ所有」とある。この買請けのはじめに直入があり「何れも直入之始は上銀山目拾匁なり、追々に売上げて取なり」とあつて、直入銀山目10匁^{（わいれ）} 山目は京目では1割2分出となる、それを基に運上高をせり上げて、最高を入れた山師に落ちるわけである。直入銀10匁の仕法は諸国の銀山に通じて行われたらしい。また生野では賣山稼行中において、鉱況の好転などにより、業主が運上高を増し、また他の山師が増運上を以て願出でることが認められ、それが業主の高を越えるときは譲渡せしめたのである。これを普通手上げと称したが、金沢藩などでは直山も1ヶ年を期限とし、手上げが行われた。秋田藩では10日山を例としたが、藩の有力者には鉱況により5日・7日に短縮すべきを唱えたものがあるほどで、生野では当時良鉱の採掘が甚だ顕著であつたらしく、領主としては1ヶ月山に對し手上げの法を採つたわけであらう^{（4）}。

生野領の諸鉱山では請山を請座とよんでいる。生野銀山は天正13年以前は請座であつたと思われる。中瀬金山は天正10年に、吉井村の内168石余の高分を居屋敷、間歩小屋々敷にあてて、金山と称して、田路助右衛門なるものが請けたという。同12年中瀬の山師ら「請座ヲ破り運上上ヶ山師共心次第ノ稼ト成ル」とあり、売山となつた。気多郡阿瀬銀山は天正5年以後別所石見守領となつた頃は請座で、2年、3年切に請けたという。阿瀬の奥金山は文祿4年発見せられ、同じく2年、3年切の請座であつた。養父郡明延銅山の創業は古いが、慶長5年間宮氏の支配に入り、奥山に銀山が開かれて生野同然の扱いとなり、寛永6年請座に改つた^{（5）}。天正9年代官い熊氏より秀吉に正月分公用を貢納しているが、正月分50枚、同8年分300枚という立方から見ても請座に類するものであらう。

元和7年藤川庄次郎奉行に新任のとき、竹村九郎右衛門が附添い来て「一切銀山方之法式を裁許し」2ヶ年滞在の後に佐渡に去つたという。竹村氏は元和4年鎮目惟明とともに佐渡奉行に任じており、生野にて銀山方の法式を裁許したことを、また「此年より御口屋入役諸色の御運上之定、竹村殿山方之法を以て被相定」とも記され、その山法とは佐渡鉱山の仕法を範としたものと推測される。

ここで特に重要なものは、公納法の変改とそれに伴う経営形態の推移である。従来の運上山即ち売山による公納が、佐渡に准じて荷分（掘分）による公納に改められた。当時佐渡では末だ荷分の歩合即ち公納分と山主分の割分に定則があつたわけではなく、出鉱の3分の1～4分の1を公納とし、残

り3分の2乃至4分の3を山主分としたという⁽⁷⁾。生野における初期の荷分の割分などは明白でないが、元和8年に升形・城山・大切・日出平などに諸間歩が開かれ、六斎に荷分が行われたという。正保元年友松道半が金木間歩を普請し大鉦に当り、道半の意見によつて、所を内切に渡し、一切の掘物を3分し、その2の内から公納することとした。この場合に公納の率は不明であるが、一定の割分であつたことは想像される。

荷分法では運上山と異り、山主の請ける稼行期限は1ヶ月或はそれ以内という如き短期のものでなく、特別の事情なき限りは永続的であり、世襲もされる。荷分山には間歩口番所に地役人が詰番して出鉦その他を厳に監視したので、後に生野で御所務山とよんだものがその系譜である。御所務山については後章に詳述するが、通常山元の下に、間歩内の所^{（8）}とよばれた掘場を下財が請けて稼ぎ、これを内切稼ぎに渡すという。出荷の3分の1乃至2分の1を内切に与え、残りを山元分とし、山元分の10分の1を公納鏈、100分の2を山神鏈^{（8）}と称して公納した。

現在の史料を以て推測し得る限りでは、生野の荷分による公納の率は佐渡における程には高率でない。佐渡の直山は「山師共を雇ひ御入用を以穿出す」とあり、幕府は山師に俸米を与え、鍛冶炭主としてのみの焼直しに使用す、留木・鉄・松蠟燭坑内に使用するなどの資材を給付するから、山師の負担となる経費は大工以下の扶持給銀が主となる。生野では後期の御所務山はもとより、初期の荷分山もすべて山元経営であつたと思われる。一般に荷分法では出鏈が多く品位が良好なる程、公納率は高くなるものであるが、それとは別に生野の公納率の低いのは前述の経営形態の事情によるのであろう。

内切稼ぎが請ける掘場を所とよぶが、さらに間歩内の区域を坪という。栃木の内の鉋坪、金床の内の仁左衛門坪はその例である。坪の内に所があるわけで、鉋坪には山口所・玄作所・市郎兵衛所・味噌屋所・清安所・褒美所などがあつて「鉋坪というは惣名也」と記されている。坪を稼ぐものは山師（山元・山主）であつて、寛永20年孫左衛門が仁左衛門坪を稼ぎ、正保元年友松道半が金木の取立を命ぜられたとき、金石次郎兵衛山の内で坪2ヶ所を添えて与えられることを条件に承諾した如きその例である。所を稼ぐ内切は、少くとも大工・掘子（手子）各1人が最小単位として考え得るが、2時交替制^{多きは昼夜6交替となる}から推すとその何倍かが一団となつていた筈である。内切稼ぎは山元に申出て請けるので、内切稼ぎの下財^{下財は大工をいう}に対して山元に従属している下財を手大工とよんだ^{（9）}。承応元年大切（鉋坪を含む）間歩を加奉7人が請け、その内切に助右衛門なるもの拾間鉦入とよぶ所を稼いだ^{（9）}が、同3年大鉦に逢い毎月2,000荷を掘出し、「内切ながら助右衛門百貫目銀を取」といわれ、山元の7人も大富を獲たという。この場合に助右衛門は相当人数の大工・掘子を使用したかと推測される。後期に御所務山となる程の坑は、多くの内切稼ぎの所を有するのが普通であつた。所の規模、内切の労働組織など現在までの調査では明確ではない^{（10）}。この内切稼ぎの下財が、かなこと呼ばれた階層であろう。この種の経営が生野では何時頃からはじまつたかも不明であるが、他国の鉦山の例から推すと近世初期には溯り得よう。内切の得分は後期の御所務山で出荷高の3分の1、さらに半分が常態となつた。これは主として出鉦の価値の低減によるのである。正保元年道半は金木で大鉦出来したとき、内切方に山元より8分の1を遣わすこととしたという。初期の盛山時代には内切の割分が低率であつたことは疑いない。

後期には生野では御所務山の外に、白札山・直入山などの種別があつた。これは出鉱の大小、公納の多少により、またそれに応じて役所の管理の仕法に差違が伴なつていたのである。白札とは山師の稼行出願に対する差札のことである。寛永7年中嶋次郎兵衛が金石の白札をうけたとあり、阿瀬銀山は寛永7年以後は請座であつたが請主が放置したままなので、希望者には白札を手交する旨を指示している。直入山の直入は運上山の直入より由来したことは明かであつて、元和8年頃に「直入山毎月六十ヶ所、七十ヶ所あり、此直入の内三ヶ月に山本前五貫目、七貫目利分有山五ヶ所も六ヶ所もあり」と見える。当時の盛山時代は実は出鏈なく稼行にならぬ山も、直入御運上に請けて稼ぎ、将来の好転を期待することが行われたという。直入山は宝暦頃からは出荷の内、3分の2は内切分、残り3分の1は山元分とし、山元分の10分の1を直入御運上として公納することが行われてきたが、宝暦以前は1ヶ月に銀10匁の直入で^{その他に出荷の50分の1の試鍊を納めた}その後の出鉱状況に応じ20匁・30匁と手上げたのである。元来、直入は運上山の稼行を極めるときの最初の手続きであり、1ヶ月山10匁直入が仕法であつたことは前述した通りで、直入に続き運上せりが行われたのである。しかし荷分法は相当価値の出鉱の継続的出鉱が預期されてはじめて可能となる山の仕法であつたから、それまでに及ばない山は、公納率の低い従つて管理程度の稀薄な直入山とよんだ一種の形態が生れてきたのである。御所務山は荷分山の系譜であつて、元和8年頃に「四つ留奉行ある山二四、五ヶ所あり」と銀山旧記に記すは、それである。直入山が発展すれば御所務山に指定される。御所務山は「鈴筋よく内切場所多し」といわれたに対し、直入山の程度では内切の経営は一般に行われなかつたものと思われる。しかし宝暦頃より直入山も内切稼ぎがかなり行われ、荷分による公納法が採用せられてきたが、これらについては後章に考えよう。

註(1) 生野町 石川来太郎氏蔵 寛永16年但馬古図

朝来郡	18,087.911	内生野領	16,981.344
養父郡	12,601.155	内生野領	10,966.887
気多郡	17,899.525	内生野領	2,953.373

(2) 大久保山城の起用は「佐渡は辺地にして其上金銀山の計らい事なれし者ならてハ行届兼ねる趣を以て再び被過し事なるべし」といわれる。(佐渡年代記 卷之一) 長安は佐渡奉行在職中一兩度渡海したのみで、その後の佐渡奉行は兼務者のもとより専任者と雖も毎年1回渡航する程度で現地を離れていた。間宮氏も慶長18年より翌年にかけて佐渡に派遣せられており、生野でも初期においては奉行は必ずしも常駐せず、家老が現地支配に当つたものらしい。

(3) 院内銀山の研究Ⅱ 史林 36の1

(4) 長棟鉱山史の研究 13頁

(5) 能美吾助氏蔵 但播州金銀銅山并寺社其外旧記、銀覚

これら諸鉱山も慶長以来山況により或は直山とし生野同然に扱い、或は請座となつた。直山のときは「役人被遣置」である。請座は、2・3・5年など区々であつた。銅山の公納法は金銀山と異り、(出鉱に対して一定の率をとる原則は同様)明延銅山は、天和2——元禄元は直山、出銅の10分の1を公納した。その後3ヶ年切請座となり、公納銀は次の通りであつた。(神子畑銀山をと共に請けたので少額の同銀山公納分を含む)

元禄2〜4 上銀 13,253匁.1 請主 八鹿村 嘉右衛門
 〃 5〜7 上銀 5,385匁.2 請主 八鹿村 嘉右衛門

(6) 竹村氏は紀伊竹内村の出生、父は竹村丹後守、大久保長安に随従し、後に御家人に召出された。(佐渡年代記 卷之一)

- (7) 佐渡の荷分法は、将来の研究に俟ちたいが、佐渡年代記によると、元和6年の条に、江戸宗遊先年割間歩を請け、鋤出高3分の1を公納と定めたが、出高少分のときは4分の3を山主に与えることもあつたので、出高大凡1,000荷(10ヶ日に)以内は4分の1、以上は3分の1を公納すると定めたとある。この頃味方但馬の割間歩は出鋤多く、竹村氏は在府の鎖目奉行に宛て、大工の賃銀などの諸経費を糺した上で荷分仕法を改むべきことを申送つた。
- (8) 銀山旧記によれば、藤川奉行のとき(元和7～寛永10)山神鋤は公納とし、社殿修理費などは公儀より経費を支出することとしたという。
- (9) 吉川氏蔵 銀山大盛山記所収 延享2年6月23日 御運上蔵役達
- (10) 佐渡の近世後期の例であるが、見聞雜記 34に、かなこは「間歩内前段の字を分け、何敷東西何丈何尺は誰稼所と定め、拝領分という、一領分は大概一丈八尺、二丈三尺、一敷の主」とする。

第三節 銀山町の発達と鋳業生産

生野町の発達

現在の生野町は、口銀谷・新町・小野・猪野々・奥銀谷・相沢・白口の7ヶ町と、円山・竹原野・上生野・黒川・猪野々・森垣・真弓の元の隣接村より成るが、この内の前記7ヶ町が古くより銀山廻り⁽¹⁾とよばれ、銀山町を成す特殊区域であつた。

元来、生野は山名氏の城砦の在つたところで、古城山麓には侍屋敷・町屋敷があり、口銀谷町の内の北国町が大手、井口町が搦手にあたるといふ。天正13年頃、現在の金香瀬坑口の上方に諸坑開け、小野町の区域をなす滑^{なめし}から井瀬まで人家が集中した。さらに慶長5年に榎木・蟹谷など白口筋に盛山興つて、白口に人家880軒を数えるに至り、風呂屋・傾城屋・絹布店舗なども出来て、一方また奥銀谷新町なども人家聚り繁昌したといふ。17世紀はじめを中心とする約半世紀の間が、生野の戸口の最も増加した時代であろう。生野に在る寺院の大多数は、この時代に他所より移転し來たものか或は創立されたものである。⁽²⁾

銀山町と外部の通路に、播磨口・但馬口をはじめ、作畑・上生野・魚ヶ滝・大外の諸口の番所が設けられた。後世の生野代官所は、表口^{南北}82間、裏行^{東西}52間の敷地であつたが、役所の設置は伊藤氏時代にはじまるという不確実な所伝がある外は、詳細不明である。町役人として、口銀谷・猪野々に年寄、白口に年行事、その他の町に加奉がある。加奉は中瀬その他の生野領鋳山町にもあり、後世には新町4人、小野町3人、相沢町2人であるが、この数は寛文頃以前も大差なかつたものであらう。その由緒によれば、もと地親とよび、間宮氏に従い大坂の役に出陣して外濠の水抜に功を建て、それより加奉行と改め、加奉と略称した。銀山外に出るときは帯刀を許され、公事訴訟あるとき公用を勤め、役所・山使よりうけて触流に従つた。⁽³⁾これらの町役人は、いずれも有力な山師であつた。

銀山町の飯米は18世紀中頃以後の事実を見ると、生野領但馬の貢租米があてられ、大体6～7,000人の口数に対し、6～7,000石であつた。銀山旧記によると、元和8年の条に「高三万七千石なれば、御買米一万石斗はあり」とある。生野領蔵入米の外に1万石を買入れたといふのであらうが、当時の蔵入米の高については明かでない。18世紀に入つても10分の1大豆納並に残余の米納における銀納分の率も実際にはかなり変動している。但馬地方で古くより一部の銀納の行われたことは、同国の産米状況より推測して疑いないが、3分の1銀納、五つ取という標準的立場をとれば、大体1万石内外の蔵入

高を考えられる。しかしその全部が生野に納められたわけではなく、中瀬金山その他の飯米にもなつた。⁽⁴⁾他領・他国の買入米について寛永14年の一例がある。山口九郎右衛門が、米子城代荒尾成利らの斡旋で、伯耆蔵米1,520俵（欠米3俵1斗5升7合を別にとる） $\frac{4}{1}$ 斗 $\frac{8}{1}$ 俵代銀丁銀32,680匁を以て米子において買入れ、また出雲米を3,510俵（欠米12俵2升別にとる） $\frac{4}{1}$ 斗 $\frac{3}{1}$ 俵代銀丁銀65,637匁を以て買入れた。6月中旬から7月下旬にかけて豊岡に船で運び、運賃小俵168俵余、大俵72俵半を差引き、計2,150石5升余を銀山に入れた。⁽⁵⁾山口氏は山口村の豪家で、山元稼行を営んだことは前に述べた。「御銀百貫目米子へ持参申候、内九拾八貫三百拾七匁米代＝渡ス、残毫貫六百八拾三匁九郎右預り」とあるように、公銀を持参し米を買入れたので、奉行の委託によつたのである。

銀山旧記に慶長5年白口の発達により、丹波・播磨の米がここに入つたとあるが、当時蔵入の外に1万石の買入米があつたことは、それほど誇張した記事とは思われず、しからば年消費米高は15,000～20,000石と見られるから、口数20,000人に近かつたであろう。銀山内の飯米は、奉行所より近国相場より若干高価に払下げたらしい。山の不況のときは外部よりやゝ下直にし、好況のときは特に高直にしたが、普通は石別に10～15匁高目にしたという。延宝元年勘定所より生野銀山蔵米値段は江戸より立てることを達したに対し、奉行松波氏は「数十年に下直は十ヶ年に毫度ある斗の事」といい、近国近郷に比して米払は高値が普通で「御米払之御調宝第一金山の得分なり」とし、但州米蔵米は上方では上米に比し1石に付15匁は下値であり、これを上々米値段に払うのは銀山の古法であると陳べた。後期において人別米・稼料米などに見られる保護政策に対して、初期においては払米による増収益が企図せられた点が注意せられる。延宝3年より竹田・矢名瀬・森垣及び大坂にて上中下3段2月の相場を調査して平均して勘定所経伺の上米払値段とした。

寛文～元禄年間に山元で記録に残るものは、銀山廻りで102名、真弓外4ヶ村で11名に達する。正保2年道半が金木・川戸の樋引に昼夜計1,500人の樋引人夫を動員したといわれ、万治3年火災のため樋引日傭2～3,000人が退散したと伝える。

諸役運上と産銀

元和7年御口屋入役諸色の御運上の定めは竹村氏の山方の法を以て極められたというは、佐渡の仕法に倣つたものであろう。佐度の運上諸役は、佐渡風土記所収の元和8年の条の1ヶ年諸番所御役等諸納覚によつて大体が知られる。銀山旧記に記されたものには、入役・炭役・床役などがある。元和8年頃、毎月の入役、播磨口5,000匁、但馬口3,000匁あり、また作畑口らの諸口の入役・炭役が毎月500匁～300匁あつたという。入役は10分の1役で口屋番所で取立てたもの、諸国鉱山に通有のもので、佐渡でも五十里十分一の名も見える。炭役はこの場合は入役の一で、別に炭竈役があつたことと思われる。佐渡では戸地炭竈役^{戸地村の炭焼竈に課した}があり、また別に五十里炭請役が記されている。他の諸口の入炭に対する炭役は入役中に含まれており、五十里口の分だけは請役一定期間の役を一定額で請負うになつていたのであろう。生野でも正保4年河島源左衛門ら4人が炭役を請負つて炭座とよばれた。中瀬金山では寛永年間に酒肴請座があつたことが見える。その他板取役・ずり役・流役などもあつたに相違ない。これらの諸役が元和7年以前より設定せられていたことは、諸国鉱山の事例より見て申すまでもない。

元和8年頃より「生野＝テ床役ヲ立テ銀吹事初リ買吹之所作ヲスル者数多出来シテ」とある。銀吹

と吹床の役がこの頃はじまつたというのでは勿論ない。買吹業者が増加した点が注意に上るのである。鉱石を買集める買石^{かいし}は何れの銀山でも已に存在していた。買石は吹床を経営するものが多く、それで買吹とよばれたので、「買吹と有は山師掘たる石を買吹もの事」と銀山旧記にもある。佐渡では荷分によつて処理された出鉱は、すべて買石の手に売却された。しかも買石はすべて買吹であつたので、院内などで買石の買鉱が出鉱の一部であり、しかも買石と分離し、経営せられた床が少なくなつたのと相違する。生野では元和8年頃より佐渡風に買吹が多くなつたものであらう。

寛永9年摂津多田銀山から長兵衛・庄兵衛なるものがきて「かたけ吹」をはじめたという。かたけ吹は「かたけ吹」「南蛮吹」「灰吹」を一連のものとする精錬法で、この3ヶ床を以て床1挺前に数え「銅を主として銀をしぼり上る」ものであつた。それ故に銀の外に産銅の事実が問題となつてくる。18世紀に入ると生野の産銅は、当時のわが国銅鉱業上にかなり重要な地位を占めているが、17世紀においては未だ産銀のみが記録に上っている。また18世紀の後期には鉛の産額が著増しているが、17世紀においては他国鉛を精錬用として移入している事実が注意せられる。⁽⁶⁾

生野の盛時に産銀高はどれ程に達したか、もとより確なところは不明である。慶長5年頃に1ヶ月運上高が3,300枚(141,900匁)、3,200枚或は800枚、1,000枚の諸間歩が開けたというが、この運上高は運上せりの結果であつて実際の産銀高に対し定つた率をもつものでない。元和8年荷分山となり、1山(1間歩)の出荷5~6000荷に達し、1荷は銀20~30匁といえ、月産100~180貫位となる。しかもこのような四つ留奉行附の荷分山は24~5ヶ所、また四つ留奉行兼務の山20ヶ所ありといえ、その全産額は巨大なものとなり、その他に直入山も多かつた。寛永13年の運上銀1200貫を石川瀬兵衛ら宰領の下に、極月29日江戸着御蔵納したとあるが、これは確実な史料に基く記事であらう。この運上銀の大部分を間歩運上が占めたことは疑いない。

灰吹銀引替即ち銀山の出銀をすべて通用の丁銀に引替えることが、生野の場合は何時頃から行われたか。生野では後世まで一切の運上諸役が灰吹銀勘定となつていて、丁銀に換算公納せられたことは、本来灰吹銀がそのまま流通していたからである。1616年イギリス平戸商館長リチャード・コックスが在府中にテオ・フロットとよぶイギリス人の子供に与えた Tagemon plate 1 テールは但馬銀であらう。⁽⁷⁾

寛文2、3年の勘定尻は、銀山衰微のため運上諸役入高が諸経費に比して5,000匁不足し、また地方勘定の米代の上銀なく、奉行杉田氏は丁銀1割入常是包を以て大坂城納の許可を得たという。これによれば当時は上銀を以て運上諸役の公納が行われたらしい。上銀は灰吹銀をいう。後に銅絞り銀が多くなり灰吹銀の品位悪くなり、これをさらに灰吹して上銀とするようになった。寛文8年京都銀座狩野七右衛門の幕府に書上げた「灰吹遣之国々より出申候灰吹丁銀に吹立申覚」によれば

但馬国

一、上灰吹百目に付此銅二十二匁五分丁銀合百二十二匁五分

一、中灰吹百目に付此銅二十目丁銀合百二十匁⁽⁸⁾

とある。しかし丁銀行用を以て全国的に一統されるようになり、その後間もなく生野でも丁銀通用、従つて灰吹銀引替制が実施せられたことと思われる。

銀山旧記によると、寛永13年以前は運上銀は京都銀座で丁銀に吹立て、この年は江戸御蔵入となり、翌14年に品位は佐渡極めとし1割7歩5入と定め、16年から大坂城納となつたという。後世の灰吹銀引替の記録には、慶長～元和1割入即ち灰吹銀1,000匁に付慶長丁銀1,100匁の引替であつたと記している。⁽⁹⁾即ち幕府は引替により7歩5の利益を得たわけである

註(1) 銀山廻り7町に、次の町名があつた。

口銀谷～但馬口(北国町) 鍛冶屋町 下小路(宮町) 本町 御領所町 鯉店町 日向町 柳町 井口町出町

元禄以前の記録に、口銀谷に桜町・下町があり、また太田虎一氏引く辰3月7日口銀屋年寄の触に、重太夫組下に泉町・舟橋町・柳町、津右衛門組下に山仕町・掘出町・寺町がある。(生野誌 第1輯 政治篇)

新町～坂

奥銀谷町～寺町 庄野町

小野町～滑 井瀬町 河原町 大野町

(2) 太田虎一氏 生野誌 第3輯 文化編、木村発氏 朝来誌 卷3 に、但播州金銀銅山記寺社其外旧記・社寺縁起・寺院明細帳により社寺の縁起が記されている。これらの典拠はその性質上、所創の年代などに十分な信用をおき難い。校補但馬考 附録 第3に収めた大正7年現在の寺院について、所創年代を記せば次の通りである。

真 言	神宮寺		求念寺
	南光院	寛永11	本谷庵
	宝生院		善谷寺 ○文禄1
臨 済	禅操寺	△天正4	西林寺 △慶長6 ○慶長11
	長源庵		真 宗 教徳寺 △元亀頃移転
曹 洞	大用寺	元亀頃移転	金蔵寺 元亀頃移転
	清浄庵		唯念寺 文禄年中移転
	漆谷庵	宝暦1	西宝寺 慶長・元和間
	西光寺	○天正1 △寛永6	徳円寺
浄 土	称名寺	享保中移転	極楽寺
	西福寺	○寛永12 △元亀2	西方寺
	東恩寺	慶長3	浄願寺 天正1
	来迎寺	△天正8 △慶長年中	日 蓮 本行寺 開基日雄寛永12致
	玉翁院	文禄頃か	妙詮寺 天正8
	仙遊寺	○文禄2 △天文11	本源寺 天正2
	本来寺	△慶長7 ○元和4	○寺院明細帳 △社寺縁起
	西岸寺	△天正年中 ○天正1	

以上の内、大用寺は社寺縁起に永正8年、金蔵寺は寺院明細帳に永久6年、教徳寺は社寺縁起に元亀年中の開基であると伝えるが、明延銅山に伝えられたという但馬国金針銅山開発由来(山口九郎氏蔵)によれば、神子畑村銀山は延徳3年より盛山となり、「其間四拾余年也、尤間歩数九十三ヶ所所有之、大分人多入込繁昌にして寺社など多し、則大用寺屋敷・金蔵寺やしき・教徳寺やしきあんと語り伝えの場所など干今申伝え有」30年余の後に銀山衰え 大用寺など生野に移転したという。元亀・天正頃に移転したとするは、ある程度事実を伝えたものと思われる。

(3) 享保5年12月加奉口上書(一番)

(4) 中瀬金山では寛永10～17年の盛山期に、大屋口庄四野坂の麓に御米蔵5ヶ所あり、須田・平山・小佐・西下・建屋・石和・糸井庄、さらに東河庄新井・羽瀬まで加えても不足し、因州辺から米を買入れたという。

(5) 山口村 山口九郎氏蔵 寛永14年丑6月吉日 但馬銀山入御買米万覚

- (6) 寛永8年5月26日 播磨屋弥三郎等鉛請取状（長棟鋤山史の研究）、寛永7年但馬銀山入用鉛の一部として、720貫を売渡している。
- (7) Diary of R. C. Vol. I, P. 181
- (8) 加藩貨幣録 106頁
- (9) 一二二番、官中祕策に「佐渡・但馬両国より出候百貫目に付銅二十貫目入丁銀吹立百二十貫目上納之御定也」とある。

第二章 中期の生野銀山

寛文のはじめ生野銀山は良鉱の枯渇と浸水のため鉱業不振となり、そこに大火災のため甚大なる打撃を受けたが、寛文より正徳まで50余ヶ年を一章を設けて考述しよう。この間に古間歩の再興の外に、新見立の山も多く、特に元禄一宝永間の産銀高は前期の盛山期には比すべくもないが、享保以後旧幕時代のどの年代の産額をも遙かに凌駕した。またこの期には生野領播但州の諸銅山の開発が進み、就中生野銀山の産銅は著増して、その生産価格はなお銀には及ばないとしても、全国銅山中にあつても重要な地歩を占めるに至り、その他、鉛の産出も注目すべきものがあつた。

生野奉行所が代官所に改められたのは、何時頃から明白でないが、元禄一正徳間にあるようである。⁽¹⁾この間に地役人の定員数なども縮減せられた。⁽²⁾山の支配乃至経営の形態も後期において見られるものに、次第に整備してきたものと思われる。即ち断山・白札山・直入山・御所務山などは、もとより前期よりその系譜を持つものであつたが、この期を通じて、一定した山の形態として明確化してきたものである。

第一節 諸坑の概況と産銀

寛文一元禄の稼山

吉川氏蔵の銀銅山覚書に収めた諸稼山の一記録は、主として寛文3一元禄8年間に稼山の札(白札)を与えた年月日とその稼山名を記しており、当時の覚書の体を具えたものと思われる。寛文以前の札にかかわるもの11山ほどあるが、これはたまたまこの記録の中に書添えられたもので、寛文以前の稼山がそれに止まらぬは明瞭である。ここに列挙された多数の山が、相当の生産をあげたかどうかは、各個について検討を要するが、不明なものが多い。むしろ大部分は繁栄の域に達せず、終つたと見るべきである。稼山の大多数は、かつての稼山の廃棄されたいわゆる仕捨間歩の再興である。

白口筋

字升形・若林・蟹谷・三原・松尾等に在つた稼山は、延宝3年3月1日小丸九右衛門山山主勘兵衛より元禄8年9月23日升形上馬伴九郎助間歩の仕捨切山山主作左衛門まで、計23ヶ山で、その内元禄年間の札14を占める。しかも新見立山8は、いずれも元禄年間の札である。但、勘兵衛(新町加奉で菊屋を号す)の稼山は8あつて、大切間歩など1、2の白口筋以外のものを含んでいる。

大谷筋

字乙伏谷・黒金山谷・登尾谷・一ノ谷・城山平・桑坂平・銀谷などの稼山は数十に達した。山主相沢町孫左衛門の不動滝水通し、籠間歩・河戸・金木など9ヶ山は寛文以前の札を同人の稼山に書添えたもので、これらを暫く措き、寛文3年3月17日ぬい山清兵衛仕捨山主相沢町佐助・兵右衛門より元禄8年9月23日大谷登美口黒式にて古間歩山主新町奎兵衛まで54ヶ山あり、その内元禄年間の札は41、同じく新見立は6ほどある。また山主孫左衛門(相沢町)の延宝6年7月札小日向など6山が含まれる。

青 草 筋

元禄4、8、26 青草ひょうたん間歩之平にて古間歩 新町 兵左衛門

7、3、6 青草酒塩善五兵衛長吉仕捨 小野 万 平

7、4、朔 青草団亀清右衛門仕捨 小野 又 吉

竹 原 野 筋

日出平・留山谷・保居ヶ谷・奥谷などの諸稼山は、貞享4年2月朔留山日代間歩山主奥銀谷嘉右衛門・長兵衛より元禄8年7月26日日出横鉉山主小野町多兵衛まで28ヶ山あり、いずれも古間歩である。貞享4年分の札の5山を除く残余は皆元禄の札である。

内 山 筋

唐戸谷・地蔵の段・打越などにて8ヶ山は皆元禄の札で、新見立山が3山ある。

唐人谷・漆谷・薬師谷各筋

唐人谷に1、漆谷10、薬師谷27、いずれも元禄の札で古間歩・仕捨山である。但、唐人谷の山は、青草唐人谷相沢町市郎兵衛仕捨とあり、唐人谷は青草筋にあるわけではないから誤記であろう。

その他諸稼山

字坂の上で3、葛籠で5、藤堂谷で1、蛇間歩附近で3、三味谷で1、新町附近で7、小野町附近で2、字古城山で3、計25ヶ山あり、その間16は元禄札で新見立山は2である。

銀山旧記により天和までの状況を見よう。寛文5年竹原野奥野谷道雲山 山主御領所町、
藤左衛門 金床の内久右衛門所に産銀あり、壊滅に瀕した生野に、多少生氣を与えた。奉行杉田直昌は稼山貸銀を計画し、申請51ヶ山の内で14ヶ山を選び、幕府の許可を得て銀105,500匁を計上したが、実施するに至らなかった。大切四つ留は前に加奉7人が請けていたが、普請が捗らぬから、その内の九挺は立穴までを限つて孫左衛門に渡し、孫左衛門は金木方面から稼いだ。この孫左衛門は前述したように延宝6年以後でも6ヶ山の札をうけていて、「先年孫左衛門と申銀山第一之山師」と後世にも伝えられた山師であつた。⁽³⁾ 寛文6年に至り、加奉7人は大切四つ留を返上し捨り山となり、翌年京の松尾六郎兵衛・中沢八左衛門が菊屋勘兵衛請人となつて札をうけ、八左衛門は多少の資金を調達して樋引を行い、新町茂右衛門の内切所にて鉉を出した。寛文8年松波勝久奉行となり、大切を取上げ勘兵衛に渡し、勘兵衛は大坂今橋の美濃屋九郎兵衛を銀主として普請した。鉾坪十三挺(番)まで普請して、鉾坪より七左衛門所の廊下に抜くとともに、十三挺より助左衛門所に抜いた。助右衛門所は承応3年に河瀬助右衛門が内切稼ぎで大鉉を掘つた場所である。助右衛門所40長 挺ともかく、1挺
は行地6尺をいう を二つ穴とし、所々に樋を入れ、助右衛門の往時掘りあてた場所より良鉉を切出した。ところが僅か1日で大水出で助右衛門所はじめ諸所が浸水した。これは九挺の廊下と金木の清兵衛所及び清兵衛所と金床の久左衛門所が抜合つた結果、城山惣平の水が九挺の廊下に流れこみ、大切普請に際し用意していた2挺並びの樋引を以ては到底及ばなかつた。従来は城山平の水は金床のハラ屋所より温鈍所に落し、金床の上拾五番所に流して、金香瀬より不動滝に排水したのであるという。

寛文8年6月葛畑の新町久太夫山に鉉出て極く高品位の銀鉉であり、分一の1荷灰吹2貫に売買したという。分一とは山主の取前に対して所定の歩割を以てする公納鍵である。銀銅山覚書の諸稼山

に、寛文3年の白札の麓籠畑本間歩山主新町久太夫とあるものがこれである。

寛文9年5月、小島与四左衛門が蟹谷山で上鉾切出して2ヶ年盛山であつた。その水抜を相沢町角兵衛が白口より切り、歿後は養子十郎兵衛が継続して切抜き、400貫の銀を掘つたという。延宝8年再び大鉾に当り四つ留奉行が附けられた。元禄4年に十郎兵衛はさらに、前に仕捨てられた同水抜蟹谷総水抜とあるの白札をうけている。

寛文11年奥谷梓木平の彌兵衛山、同所四郎山、翌年同所玄知山に大鉾が出た。延宝7年酒井定元赴任の頃は、山勢振わず、松木の小野町加奉彦右衛門山、若林の勘兵衛山に少分の出鉾あるのみで、翌年城山平や保居谷の諸所に焼石鍵^{焼石は方解石}を掘出した。

天和3年生野領^{順田・羽山・小佐・西の下は中瀬に出資す}より資銀を集め、百姓の名代として山口彌衛門・加奉市右衛門に山元の捌きを命じて、稼山として2山を選定した。1は因幡町の上の三郎兵衛山である。その上方に四郎兵衛山があり、その水抜として往時新町の加奉九左衛門が善谷寺の上部から80尋切つた間歩があるので、これを切継ぎ三郎兵衛山の下方まで進み稼がうとするのである。1は保居谷の仕捨て山で、八長^{この場合は56尺}ほど低く18間の距離から水抜を切り排水しようとした。8月これを抜き、その抜口で多量の銀鉾を掘つた。銀山旧記にこの計画は寺田自らの献策によつたことを記している。善谷寺上方の山は字坂の上方にあるから坂の上とよび、⁽⁴⁾保居谷のそれは但播2州の出銀を資としたから両国山と名付けたという。

以上は銀山旧記によつたが、⁽⁵⁾銀山秘録に収めた白札山の記録に、白札交付の年と山主を記している。正徳までの分は次の如くである。

1 若林間歩井煙出水抜共	延宝7より	山師	勘兵衛
2 黒銀山留林間歩	貞享2より	〃	
3 升形水抜間歩	天和3より	〃	
4 薬師谷本間歩并下2ヶ所水抜	元禄10より	友右衛門	
5 奥乙伏五人山并煙出京屋間歩土丸水抜間歩	貞享4より	〃	
6 奥乙之谷谷川水抜九郎三郎仕捨て間歩并煙出日代間歩	正徳5より	次郎兵衛	

この内1,3,5は銀銅山覚書の諸稼山の記録にあり、ただ山師友右衛門が小野町加奉彦右衛門となつてゐる。友右衛門・彦右衛門はともに大野氏である。即ち右の白札山は宝暦14年当時に白札山として登録されたものにつき記録したので、前記6ヶ山は記年のときより同一の山師の家に代々受継がれてきたものである。享保15年代官中島正博の触書によると、従来白札は時々書替えられたが、以後は3年毎に書替えることとした。それは白札を受けても普請しないものがあつたためである。しかも3年毎の書替を必しも励行されたわけではなく、宝暦14年3月に多数の白札山が一律にあらためて書替を出願している。

白札山と御所務山

白札山は稼山許可の白札を与えられた山で、本来は公納分はない。享保15年にいたり、この年白札を与えた山より、次年以後3ヶ年間に^{みなし}実無鍵の出方に応じ少分の冥加銀を取立てることとした。実無鍵は自然銀乃至微粒稠密な輝銀鉾をいつた。この頃には山師が稼山を出願したとき、他の稼山に支障なきかを調べて当座に役所の帳簿に登録し、稼ぎについて前途の見込あるを確めてから白札を与えら

れた。⁽⁶⁾元文2年10月の御運上蔵役より銀山町役人に宛てた廻状に「白札申請相稼候山之外断相立稼候分不稼之者も有之由」とあり、断山稼ぎの者を御運上蔵に召出し、不稼のものの山を没収することを触れしめた。断山とは前述の当座の帳簿登録の山で、後には5匁ほどの運上を徴収した。

寛文以来の白札山は多数あつたが、稼山として長年継続し、相当の出銀あつたと思われる山は少ない。銀山旧記を見ても大鉦を切出した山も極めて短期間である。延宝8年に十郎兵衛山に四つ留奉行を附けたとあり荷分分一公納の直山と見られる。御所務山の名は後世の記録にはかなり溯つて記されるが、何時頃から起つたか明かでない。しかしこの時期にあることは疑いない。元文2年の地役人の書上に、白札山において鉦に当れば山師より見石を役所に持参し、役所の吟味の結果四つ留役人をつけるほどでなければ、1ヶ月10匁程度運上の直入山とし、出鏈の状況により手上銀を命じ、10~30匁ほどの増運上とするとある。また出鏈状況を知る資料として、試鏈という名目で出鏈50荷につき1荷の割で、口屋にて取立て、買吹に対し入札を以て払下げて直段の高下を以て計る方法が行われており、享保6年以前は試鏈は役所経営の間吹屋にて精練せしめ出鏈の状況を判断した。直入山でも白札山でも鉦筋甚だ良くなり、四つ留役人を附けることとなれば御所務山となるわけである。その詳細は享保以後の事実について述べることにするが、断山・白札山・直入山の稼山の形態が出来上るのも、御所務山と同じくこの期である。

享保13年3月の伺書によると、⁽⁷⁾元禄15年頃から出鏈高及び売付値段の高下により、7~8分の1乃至14~15分の1を運上せしめたという。売付値段とは、内切下財の割前の荷を毎日買吹が買取る直段であり、間歩口に詰める口留役人がそれを記録しておくのである。この運上の分一はもとより山主割前に対するものである。また右の伺書に、元禄15年以前の古法として、内切下財の割前は出荷の2分の1或は3分の1でその売付値段^{1荷2斗入の相場}や山主方の諸経費を勘案し、銀高の内10分の1ほどを運上したという。^{山主割合の10分の1の意味}元禄以前といつても、内切の割分や10分の1運上の程度から見て、寛永以前の盛山期の法では勿論なくて、寛文以後の法であろう。

諸山年曆覚と題する記録に^{一番御所務山公納代銀として}乙伏山以下5山の公納高を記したものがあ
り、この期の分は次の通りである。

乙伏山	銀 485,520匁	寛文10~貞享3	17ヶ年公納代銀
薬師谷山	436,176	延宝4~元禄14	26ヶ年 //
小向日山	285,600	正徳2~享保6	10ヶ年 //

若林山は延宝7年に菊屋勘兵衛白札をうけ、宝永2年末より盛山となり御所務山となつた。明和4年頃の記録と思われる「生野銀山初り」によれば、勘兵衛山主として白札をうけ、山師八左衛門・神子畑六郎兵衛とともに稼ぎ、水抜間歩において後に鉦に当り、中の小屋もその頃栄えて、宝永2年より四つ留役人2人結めることとなつたという。諸山年曆覚の「若林山薄身樋引賃銭并普請方入用」の記事の部に書入れた朱書に

外銀五百五十二貫目 此金九千二百両

是ハ御所務山以前延宝七末年々宝永二酉年迄二十六ヶ年御運上銀とあり、宝永2年より文政2年までの公納鏈代銀を、銀3,030,941匁962此金50,515兩余と計上してい

る。升形平水抜も天和3年9月勘兵衛白札をうけているが、諸山年曆覚に宝暦元年より同4年までの御所務山公納鏈代銀を銀8,762匁759（金146兩永46文）と記し、その部分の下げ札に

銀八百四十八貫七百七十目余 此金一万四千百四十六兩余

是ハ天和三亥年より元禄十五午年迄廿ケ年宝暦元未年より同戌年迄御所務山被仰付相納候公納代銀＝御座候処、元禄十五午年迄廿ケ年分ノ儀委細帳面等モ無御座候へ共、先年山師より運上銀高書物＝御座候

とある。

灰吹銀引替と産銀高

一二二番記録の中に灰吹銀引替につき次の如く見える。

元禄年中	灰吹銀1,000匁に付	慶長銀	1,000匁
元禄11～宝永3	〃	元禄銀、二つ宝、三つ宝	1,100匁
宝永4～正徳5	〃	四つ宝	1,150匁
正徳6～享保7	〃	慶長銀	1,000匁

正徳6～享保7年の新銀目替^{灰吹銀と同一量にて引替}は享保8年よりは新銀8歩416入となり、7年以前の分に對しても同様に補償せられ、即ち1,000匁付に付84匁16を一度に買吹に交付せられた。生野灰吹銀の品位は慶長銀に對し1割9分半入と定められていたから、元禄10年までは1割入引替で9分半の徳用となり、生野灰吹銀1,000匁につき元禄11～宝永3年は元禄銀などに對し4割7歩入とされて同じく1割入引替で3割7分の徳用となり、宝永4～正徳5年は4つ宝に對し8割2分28入とされて1割5分入引替で6割7分の徳用と計算せられた。

買吹の手で精鍊せられた灰吹銀を、すべて丁銀に引替えるようになったのは、寛文を距る遠くない頃であろうと推測される。「銀山灰吹銀京都銀座へ渡方並＝灰吹銀歩入之譯」（一二二番所収）と題した記録に、天和3年より13ケ年は京都銀座に登せて丁銀に吹立させて大坂城納とし、元禄9年より17ケ年は銀座に灰吹のまま渡し、正徳3年より常是改とし灰吹銀のまま大坂城納とし、翌年より灰吹銀を京都銀座に渡したとある。天和3年にはおそくも引替制が実施せられたことは明かであるが、但播州銀銅山諸運上并に但州四郡村々小物成が灰吹銀納の計算で勘定帳に仕組まれる形式は宝暦3年まで存続している。これはかつて灰吹銀が流通した名残であろう⁽⁶⁾。

灰吹銀引替につき享保頃の手続は、六斎日 $\frac{2}{16} \cdot \frac{6}{21} \cdot \frac{11}{26}$ に銀山町中の買吹が灰吹銀を役所に持参し灰吹銀の善惡を改められた後に人別に帳簿に記し、定め引替率で丁銀に換えた。なおその他に、山師買吹、米屋直掛の者が稼料米代銀を持参し、これも銀納札を人別に記し役所に提出した。この代銀は掛屋で銀の善惡を改め掛屋封印のまま持参するので灰吹銀であつた。山師買吹は山主で買吹を営むものであり、一般に買吹は山稼行にも深い関係を持っていた。直掛は米屋が御藏より人別米を受取りおき、各人が米屋より米を引取るの、これらの問題は後に述べるが、主な米屋には山主や買吹が多かつたことを注意しなければならぬ。

兩替灰吹銀並に石代銀はともに御藏の銀箱に納め手代立会封印し、正月28日手代立会の下に500目包^{入目を加える}を以て掛屋が包装し御運上藏に封印納置しておき、1ケ年3度に京都銀座に登したのであ

る。入目は正徳5年より1,000匁につき2匁としたが、両替の際は別に2分を欠立の補足分としてとつたようである。正徳5年以前には入目2匁8分とし3匁取立てたらしい。⁽⁹⁾

灰吹銀引替上納の制度が定められて、はじめて灰吹銀産高が記録せられ得ることになるが、一二二番に「年々灰吹銀上納高」として天和3年よりの分が記されている点は、極めて注意すべきことで、これは依拠した帳簿があつたものと想像せられる。

表1 天和3～正徳5 灰吹銀引替上納高

天和3	灰吹銀	356,571.9	元禄13	711,399.35
貞享1		736,420.61	14	1,087,793.67
2		480,582.8	15	704,793.67
3		407,661.52	16	702,598.65
4		474,981.51	宝永1	265,957
元禄1		536,406.16	2	620,343.37
2		473,819.62	3	961,123
3		658,940.83	4	1,004,663
4		664,398.31	5	1,004,633.76
5		761,278.91	6	1,023,781.54
6		584,654.35	7	860,809.1
7		662,351.72	正徳1	622,697.56
8		731,835.72	2	300,000
9		920,967.7	3	450,000
10		800,841.77	4	500,449.49
11		675,729.05	5	303,597.98
12		723,625.9		

正徳3年7月、相沢・小野・奥銀谷・新町の加奉並に銀場惣代両名より、大谷惣水抜間歩・保居谷両国山水抜・登尾新見立・薬師谷間歩水抜・内山唐戸谷新見立・大切間歩普請切山の5ヶ山の経費として、銀482貫余(金6,000両)8ヶ年の拝借金計画をたて、代表者8人が出府し勘定所に願出た。勘定所より新任代官清野与右衛門に上申すべきを論じ、結局3,000両の拝借を許された。この元金を大坂徳寄町橋通金屋角右衛門に手交し、年々の利子を以て山入用に充当したが、到底不足し、やがて金屋は事を以て欠所となり、危く拝借金は幕府に上納することを得たという。正徳に入り産銀減じた状況より見て、銀山復興の対策として、計画せられたものであろう。

註(1) 朝来志 巻1に享保19年代官所の称始ることを記している。太田虎一氏は享保元年代官所に改称のことを主張している。太田氏の憑拠とする享保18年7月の代官岡田庄太夫の伺書(銀証26)に「去ル巳午未平岡四郎左衛門・清野与右衛門・御代官所之節」とあり、平岡・清野2氏の在職した正徳3～5を代官所と記していて、享保元年改称したことにならぬ。石見の奉行が代官に改められたのは、柘植伝兵衛の時代(延宝3-天和2)であるという。(石見銀山旧記)酒井定元の代(延宝5-元禄5)は家老の補佐であり、秋山長利の代(元禄5-同15)は元締手代が現われる。代官所となつたのはこの頃であるまいか。

(2) 慶安2年87人、元禄5年87人(竹田町上下口留番所廃止に伴い4人減)、享保6年頃73人(元禄16年黒川口・魚滝口廃止、正徳3年中瀬大屋口廃止)

(3) 天明2年寅6月 内田鐵五郎 生野銀山廻小野町之内字上三昧ニ而掘出候灰吹銀之儀ニ付伺書(銀証6)

(4) 銀銅山覚書諸隊山に

元禄2、9、26

坂之上惣水抜

山主新町勘兵衛

同所四郎兵衛山 同
同所三郎兵衛山 同

とあるものこれである。

- (5) 太盛山年代記は天和以前は全く銀山旧記に依つて諸山を記している。
- (6) 御預所平岡彦兵衛・長谷川庄五郎 生野銀山御運上極之伺書（銀覺）
- (7) 延宝 7、2、12 若林山総水抜 新町加奉 勘兵衛
7、11、5 中小屋 //
- 天和 2、4、1 本間歩 // （銀銅覚）
- 延宝 7 若林間歩并煙出水抜共 山師 勘兵衛（銀祕 白札山）
- (8) 宝曆 3 年酉 12 月 岩佐郷藏 但州播州銀銅鉛山諸運上并小物成御運上類増歩之儀ニ付伺書（銀証 22）
- (9) 能美吾助氏藏 灰吹銀御引替銀の事所収 正徳 5 年末 12 月 清野与右衛門覚
- (10) 元文 2 年 地役人書上（銀覺）
- (11) 銀山旧記に天和以後の事項を書添えたものが流布せられている。能美氏藏 銀山記による。

第 二 節 銅 鉛 の 産 出

近世銅鑛業の発展

16、7 世紀のわが国の貴金属鉱業隆昌期における銅鉱業が、かなり発達していたことは、16 世紀以来の外国貿易において銅の占めた地位より見ても明かである。しかし銅鉱業の勃興は寛文一元祿の 17 世紀後半期にあつて、あたかも貴金属鉱業の衰退と交替している。

この時期に著名な貴金属山が銅山として更生したものが少ない。尾去沢銅山は、同鉱区内の西道・白根などの金山が衰亡して、寛文年間に田部・元山・赤沢坑などに銅鉱が発見せられ銅山として復興したのである。阿仁銅山はもと金銀山であつて、寛文 12 年北国屋吉左衛門の手代高岡八右衛門が小沢の銅鉱を発見し、ついで萱草・二の又・真木沢・三枚・一の又などいわゆる阿仁 6ヶ山が開かれた。足尾銅山は慶長 15 年の発見と伝えられるが、最盛期は貞享年間であつた。別子銅山は元祿 3 年の発見で、翌年住友氏が請けて経営し大銅山となつた。

銅鉱業の急速な発展は、銅が外国貿易において極めて重要な輸出物の地位を占めてきたことと関連する。銅は早く 15 世紀以来中国その他に輸出せられ、16 世紀に入りわが対外貿易が世界的に拡大せられてからも、益々重要となつていたが、輸出の主体は銀であり、銀に比すれば殆どいうに足りなかつた。

寛永 15 年幕府は大坂の泉屋理兵衛ら 2、3 人の銅商を選び、長崎において中国・オランダとの銅貿易を許可したが、精銅に吹くことは大坂に限つたから、銅商中にて大坂に吹所を持たぬものは小吹屋から輸出用の棹銅を買取り長崎に送つた。寛文 8 年幕府は長崎貿易輸出入品中に禁制品を設け銅もその一であつて、この頃輸出銅高は 1ヶ年 170 万斤内外といわれた。延宝 2 年江戸の人阿形宗智・河村瑞賢ら 9 名は出願して、毎年足尾銅 10 万貫を金 1 万両に払下をうけ精鍊して唐蘭人に売却し、その損金 3,000 両を負担する代償として、全輸出銅を 9 名の手より外人に売渡し代銅高 1 割の口銭を取得せんとした。銅商仲間は長崎奉行牛込重恣に訴状を呈し、銅商仲間と公私の銅山並に吹屋との関係を述べ、宗智ら出願の如く 1 割の口銭を出せば、その他の諸掛物を併せ荒銅の買入価格を現在より 1 割 5、

6分も低下せざるを得ず、銅山の存続不可能なるを陳辯した。幕府は宗智等の出願を却下し足尾荒銅の買入を銅商仲間に命じ、3年4月仲間は長崎下高3万斤につき荒銅500貫の割合で買入れた。即ち長崎下高300万斤で、泉屋吉左衛門・同平八・同興九郎の下高112万斤に対する買入高18,666貫余を筆頭に、当時の仲間11名に割当てたのである。しかるに宗智らは密に銅吹屋・銅山師と結び多額の荒銅を買収し長崎に送つて売崩を試み、また新に大坂に吹屋を設けた西国・北国の銅山師は長崎商売の許可を請けんとして、銅価下落し銅仲間は前に払下をうけた足尾銅5万貫につき2,000両余の損耗を被つた。同4年3月長崎奉行に新規交易銅商売の停止を請い、足尾銅の輸出は唐蘭ともに売口5分の1に定めんことを出願してその目的を達したもののようである。

元禄初年頃大坂の小吹屋11名が鋳型を異にする真吹銅・丁銅・中棹銅を製して長崎に輸送し、ことに銀分を絞らぬ真吹銅の長崎下高が激増して棹銅の販路は縮少した。即ち棹銅の輸出高は貞享より元禄初年に互り1ヶ年5～600万斤であつたものが、元禄4年には386万斤余に減じ、売残の棹銅代79,000両余、その利子金12,000両余は銅商仲間の損失となつたから、仲間より外国向鋳形違銅の製造輸送を禁止せんことを大坂町奉行に願出で聴許せられ、その後真吹銅鋳造を出願した者も拒否せられた。幕府は銀及び金の海外流出を制限するため、貿易額<sup>唐銀6,000貫
蘭3,000貫</sup>を定め、元禄8年制限額以外に代物替を許し、同10年銀2,000貫の代物替を認めた。ここにおいて貿易銅の歳額8,902,000斤に定つたが、大坂銅商仲間諸国商人の輸送額は常に不足し、同14年銀座をして銅座の事を兼ねしめ銅を購入して長崎に輸送せしめた。

当時重要銅山は直領にあるもの多く、別子をはじめ備中吉岡・伊予足谷・出羽最上^{永松銅山}などはそれで請山経営であつた。⁽¹⁾長崎廻銅が年々不足するため、直領銅山に対し幕府は増産のため保護奨励を加え、例えば元禄15年1月勘定奉行萩原重秀より住友氏に対し「長崎御用銅御不足＝付別子銅山増産の儀可申上」と達し、その申請に依つて多大の保護を与えている。

幕府は銀座に所定額の長崎廻銅を督促するも銀座は近年請国銅山の産額減少を理由に却つて銅価の増額を出願する状態で、正徳元年漸く450万斤の輸送を諾し、翌2年2月までに辛うじて300万斤を積下したのみであつた。よつて幕府は大坂銅吹屋をして旧の如く長崎廻銅を掌らしめんとしたが、⁽²⁾銅商はこれを辞退し、幕府が官銀を以て廻銅額の不足を補償し銅代銀下渡をも保証し懇命するところがあつた。即ち大小吹屋17軒を以て仲間を組織し会所を大坂及び長崎に置き、千丸割法を以て各人の負担率を定め500万斤の廻銅を引請けた。しかし500万斤の廻銅は事実上困難であり、年々不足のため交易充分ならず、私販抜荷などの弊害をも促進した。正徳5年に長崎廻銅の1年の定数を400～450万斤とし、唐船30艘銀高計6,000貫その内銅300万斤、蘭船2艘計3,000貫その内銅150万斤を渡すを定め、銅高は450万斤を標準としたから廻銅高不足すればこの割合により唐蘭船の割合を定めることとした。また幕府は享保元年以来諸国の山元より銅を買上げ大坂で棹銅に吹立て長崎に輸送することとし、幕府買上の御用銅は直領山のみでなく、私領の重要銅山にも割賦せられた。

生野領銅鑛業の発達

播但2州生野領においては、中世以来の銅山として知られた明延をはじめ、近世初期以後に開発せられたと思われる銅山が多い。

明延では慶長頃に銀山が開かれ銀鋳業を主としたらしいが、天和2年には請座を止め役人をつけ口屋で出銅の10分の1の運上を取立てたことが見えるから、この頃には銅鋳業に中心が移つたようである。⁽³⁾ 播州多可郡において元禄以前に開坑されたと思われる次の銅山がある。

観音寺村・豊部村 樺坂・寺谷

多田村 小畑・亀井谷・年多・久留寿

多田村・仲間村 勝浦谷

牧野新町 妙見山・金掘

右の内、妙見山・樺坂・寺谷は元和6年江戸忠八という山師が稼ぎ、16、7ヶ年盛り、寛文3年より大坂十時源兵衛が請けた。同8年多可郡は生野支配となり延宝元一同5年までかなり栄えたが、その後休坑となつた。元禄初年頃と思われるが、大坂の者寺谷を5ヶ年銀50枚を以て請座を願つたが却下された。元禄4年江戸より山師岩城屋長左衛門来つて検分した際、同地方の庄屋3人は山師稼は悪水排除に無頓着であるとして、寺谷を5ヶ年銀100枚の運上に出願したが、その結果は不明である。⁽⁴⁾ 明和4年の記録に、樺坂は元禄11年まで丹波の井山伝右衛門、この年より大坂の泉屋吉左衛門、ついで観音寺村仁右衛門が稼ぎ、小畑は元禄15年大坂岡田屋七郎兵衛、久留寿は宝永元年大坂大和屋、金掘は宝永6年牧野屋ついで泉屋吉左衛門、観音寺村仁右衛門がそれぞれ稼行したとある。⁽⁵⁾

生野銀山においては寛永年間に「カタゲ吹」が行われたことは、銅も亦精錬せられたことを推測せしめる。後述するように、生野では播但州諸銅山と異つて、銅より銀を絞つたのである。南蠻吹の工程も併せて已に17世紀中にこの地で行われたかどうかは、なお検討を必要とするが、ともかく荒銅の産出は早くよりあつたに相違ない。元禄5年の「御公儀御銅山覚書」には、明延とともに生野が挙げられている。しかし生野においては、当時は産銀が中心で、銅はほとんど問題とならなかつたのである。宝永5年の代官の勘定所宛の伺書に、生野・明延・小畑・亀井谷・樺坂・金掘・妙見山の7ヶ所は元禄15年より稼山を許し、相応の運上を取立て、翌年に口銀については当分山主前入用多く出銅少きため、1分5厘～2分を間歩に応じて取立てることを勘定所に経伺したが、宝永2年より出銅増加し運上高も多くなり、3、4年と著増したから口銀も2分～3分5厘を取立てることを申請している。⁽⁶⁾ しかるに元禄16年に生野銀山では出銅10貫に付運上銀2匁43、口銀1匁と定めたことを伝え、享保4、5年頃新銀半減の積りを以て取立てることにしたとする記録がある。⁽⁷⁾ 享保初年に付運上銀2匁42、口銀1匁であつたことは確實であろうが、元禄の定めとするのは誤聞であらう。元文2年の地役人の書上によると、出銅は掛屋で員数を改め、銅主の書付に奥印して役所に提出し、役所より押切印並に銅1丸6,800匁毎に大印とよばれた通切手1枚を交付し口留番所の通過証とし、大坂に登せて売払つた。運上は掛屋方で取立てて、1ヶ年分を一度に上納した。

享保以前における生野領銅山の関係資料は少ないのであるが、一二二番の中に「生野銀山年々銅鉛白目出来高」と題した正徳3～享保4年の銅・留糟・白目の出来高、寛保元～延享元年の出銅高、延享2～天明4年の銅鉛並に白目の出来高を記した記録がある。

表Ⅱ 正徳3～享保4 銅留糟白目出来高

正徳3 104,753貫700匁

正徳4 100,606貫800匁

正徳5	108,895.200	享保3	52,917.600
享保1	94,166.400	4	37,128.000
2	48,773.800		

留糟は灰吹床で銀を分離した後に残る密陀僧で、これより鉛を製して売却した。延享以後の鉛の産高を見るに、その浮動甚しいが銅高に対して最高は2分の1程度で、1割以下の年が多く、白目の高は問題とならぬから、前掲の出来高の大部分は銅である。それ故に生野の産銅高は正徳年間に60万斤にも達したようである。産銅の増加は、前掲の宝永5年の伺書に見ゆる如く、宝永2年頃より著しかつたので、これには生野のいわゆる鉛^{黄銅鉱・斑銅鉱・黝銅鉱など}を多く出した若林・千珠山の開発、とくに若林山の発達に関連するものと思われる。

享保6年の諸国銅山御用銅割賦額によると、明延銅山285,000斤とある。⁽⁸⁾明延の18世紀における産銅状況は後に述べるが、生野に比較しては微々たるもので問題外である。ここに明延とあるは、事実は生野の産銅が大部分を占めたことは疑問の余地がない。即ち享保4年生野の銅留糟白目出来高23万余斤の大部分は銅であつたことをも対照すべきである。

註(1) 住友家の元禄5年の「御公儀印銅山覚書」に

下野国足尾山 備中国吉岡山 但馬国生野山 下野国栗山 伊予国足谷山 伊勢国治田山
播磨国多田銀山 出羽国最上山 播磨国富士野山 佐渡国金山 但馬国明延山

の11をあげ、吉岡・足谷・最上・富士野の4ヶ山は泉屋吉左衛門の請所とある。(別子開坑二百五十年史話 51頁)足尾は日光座禅院領であつたが、御用銅山となり代官支配となり、請山であつた。

(2) 銅吹屋の辞退理由は、当年銅産高610万斤、内150万斤銀座より長崎輸送、100万斤中川氏より長崎運送、40万斤銀座入用、40万斤銭座入用、120万斤諸国細工向入用、150万斤銅吹屋の長崎御用銅買入額と予定し、銀座の150万斤中50万斤は前年度分であるから正味の廻銅計350万斤となる、棹銅100斤代銀140匁で大坂表にて買取り、長崎表売口引合105匁とすれば、35匁の損耗となり、銀座・中川・銅吹屋で銅買入を競えば相場益々騰貴して損耗大となり35匁の補償あるも堪えがたいというにあつた。

(3) 但州養父郡明延銅山之事(銀覚)中瀬・神子畑・阿瀬・檜・田畑・万場の金銀山の記録とともに元禄5年の作らしい。

(4) 播州多可郡銅山之事(銀覚)これも元禄5年の記録である。

(5) 銀覚及び能美氏蔵銀山名山覚書所収

(6) 吉川氏蔵 銀山大盛山記所収 宝永5年子正月 平岡四郎左衛門覚

(7) 享保13年申3月 長谷川庄五郎・平岡彦兵衛 但州生野銀山御運上極之伺書(銀覚)

(8) 享保6年諸国銅山御用銅割賦額、○は私領(大阪市史第一 791頁)

15,000斤	播州銅山	30,000斤	○熊沢銅山
850,000	別子 //	450,000	○尾去沢 //
500,000	立川 //	1400,000	○秋田 //
285,000	明延 //	70,000	猿坂 //
67,670	多田 //	250,000	永松 //
5,000	飛驒 //	40,000	○大野 //
3,000	石州 //		

第三章 後期の生野銀山

第一節 銀山支配の機構

生野領

生野領は天保9年の調査で但馬・美作両国で

高	74,183石954
銀	2,029,707匁77
永	29文5
灰吹銀	320貫
米	4,535石10995

とあり、また幕末の調査では、但馬・播磨・美作で8万石となつて⁽¹⁾いる。宝暦元年の但馬の御領は52,499石296で、これは天保2年の記録でも変わらず、これには久美浜代官の支配分を含むから生野領のみではない。⁽²⁾播磨については、寛文年中に多可郡が生野支配に入り、安永・寛政年間に多可・神西2郡が大坂並に他の陣屋に移管せられたこともあつた。しかし銀山の飯米及び扶持米などの関係で、問題となるのは但馬と播磨2郡の物成米であつて詳しくは後に述べる。

代官所の組織

元禄頃より奉行を代官に改めたいことは前述したが、正徳3—享保3年の代官清野与右衛門より幕末の横田新之丞まで代官28人である。その間に2人より成る御使御検見所、1人～3人より成る御預り所が代行したことも前後9回ほどあつた。代官・元締手代^{元締手附}の下に、地役人によつて鉱山方並に地方の諸務が分掌せられた。

享保6年に御勘定役・山使役・鋪廻役・御問吹屋及び7カ所<sup>真弓・栃原・津村子・石淵
坂之段・八木・足坂</sup>の口屋役を罷めて、83人の地役人が73人に減員せられた。さらに同17年に安彦茂左衛門なるもの扶持方召上げられ、ついで堀口佐野衛門なるもの召放たれた。延享元年勘定奉行神尾春美の巡視の際に、さらに人員整理を命じたから、71人中より17人を減員することになつた。()内は延享元年以前。

御運上蔵役	5 (6)	口白口役	2 (2)
口御蔵役	3 (4)	竹原野口役	2 (2)
奥御蔵役	3 (4)	作畑口役	2 (2)
見廻役	25 (12)	銀山御林見廻役	2 (2)
但馬口役	3 (4)	御運上蔵御米蔵総門番	1 (1)
播磨口役	3 (4)	鍵改朱印役	1 (1)
小野口役	2 (2)	計	54 (46)

見廻役は、13人の増加となつて⁽³⁾いるが、勤務方の改革のためである。13人は御運上蔵役1名以下6名の減員分と、廃止となつた御普請役2人計8名を以て補充し、また非番地役人より5名を採用した。非番方は銀山盛興のとき四つ留役・口留番所などの増員に備えた豫備員で、当時右の5名の外に15名あつた。地役人は世襲的で無役であつても給米7石2斗を扶持せられたが、この時15名は召放たれたのである。⁽³⁾地方手伝の地役人は4人あつたが、同時に手伝勤務を廃したという。宝暦4年に至つ

て代官より代官入用分より3人扶持づつを給して3人の地方手伝を抱えたき旨を申請したが、勘定所より別途に召抱えず、山方御用すきに繰合わせ地方に使用し、二重役の分には代官入用中より手当あるべきであるが、これは指示する限りでないとした。⁽⁴⁾

延享2年に内山口役1人、市川口役1人が再興せられて、寛延2年に御林見廻役2人が廃止されたから、総人員は変動がなかった。

御運上蔵役

御運上蔵に毎日詰めて2人づつ宿直する。(1)諸運上の取立 (2)毎月六斎日の灰吹銀両替 (3)銀山渡米帳面の仕立 (4)鏈御払入札の吟味 (5)御所務山荷分の立会を任務とした。延享2年には、さらに見廻役とともに毎日買吹屋を巡見し吹銀銅を六斎日に帳面と突合わせて改め、また播但州鉾山の吟味に巡視することとなった。

口奥御蔵役

口奥の両御蔵に納める領村よりの貢納米大豆を手代と立会の上で改め、また六斎日の銀山払米渡を勤めた。

見廻役

享保以前に山使役・鋪廻役とよばれたものに当り、(1)御所務山1カ所につき2人づつ交替で詰め、(2)「鉾尋の山御運上山・実無稼の場所」を巡検した。延享2年増員し、従来の勤務方の外に、(3)毎日買吹屋床の改め (4)播州久留寿・金掘・樺坂3銅山の山留役人・掘場役人を勤めることとなった。寛延2年頃の勤務内訳人数は次の通りである。⁽⁵⁾

(1)御所務3カ所で2人づつ詰計6人、1カ月交替、隔日に1人が詰める。(2)諸山見廻役4人で、これは稼山・直入山の状況を改めて、見石を持参する。この勤務役を直入役とよび、もとは御運上蔵役の掛りであつたが、見廻後の掛りに替えられたのである。⁽⁶⁾(3)吹床見廻役4人。(4)他山出役5人。これは寛延2年播州3銅山の出銅減少したから2人に減じ、但州の6銀銅山⁽⁷⁾明延・金木谷・阿瀬木戸岩・阿瀬八十枚・阿瀬平和・霜山の出役を3人とした。(5)銅鉛津出荷物改立会2人。吹床見廻は灰吹銀並に出銅鉛の掛目を吟味し帳簿に記入し、1カ月毎に吹高を役所・御運上蔵に報告するのであるが、銅鉛の移出にあたり、別に2人が口屋に出張り代官切手印形を以て荷・貫目を改めた。従つて25人の内残餘の4人は役所に出勤諸用向を便宜に勤務したわけで、前述の宝暦4年地方手伝については勘定所の指示もあり、宝暦10年頃には「銀山付地方掛り仲間3人相勤」と見えている。⁽⁸⁾また寛政頃は灰床見廻は3人、他山出役は阿瀬銀山2カ月交替1人、樺坂銅山1カ月交替1人と計2人となつて⁽⁹⁾いる。

御林見廻役

御林というのは古城山の公林で、これは寛延2年廃止となつた。

延享2年減員に加えて、さらに減員を命ぜられたから、寛延2年給米1割宛の減削計207俵5斗1俵3斗5升を計画し、次年より実施を経伺したが、これは中止となつた。給米高は次の如くなる。

御運上蔵役	1人に付	50俵	計 87石5
口奥御蔵役		40	84
見廻役		30	225

口 屋 役	30	189
御林見廻役	20・2斗	14・4

寛延 2 年以後の給米は、御林見廻役廃止と口屋役 2 名の増加を含めて合計 587 石 6 斗となる。その他に惣門番、鍵改朱印役は 2 人扶持であつた。

見廻役の中、直入役は宝暦 2 年 30 俵の外に 1 人につき 2 人扶持を与え、その後 3 人扶持に加増せられた。これは銀山内だけでなく、他山にまで出廻り入用がかさむからである。給米扶持は、11、2、5、7 の各月に分与せられた。また惣門番には扶持米の外に給銀年額 215 匁、鍵改朱印役には 50 匁が給せられた。

以上の附役人の外に、御運上蔵銀番 3 人 ^{1 人に付 1} _{カ月銀 40 匁}、口御蔵番 1 人 ^{年 額} _{195 匁}、奥御蔵番 1 人 ^{年 額} _{156 匁} の小者があり、銀番給は前年度に生野領村々より割賦取立てて月々に支給し、御蔵番は 2、7 の月に分給せられた。給米・扶持米は播州神西・多可 2 郡の物成米を以てあてたので、寛政 6 年 2 郡が生野支配を離れたときも、607 石 3 斗の物成はとくに生野御蔵詰となつた。⁽¹⁰⁾

運上諸役

間歩関係の貢納の外に、鉱業・営業・物品などに関する諸税に、次の如きものがあるが、これらの税は、前期には税額も多く種類も一層多様であつたかと思われるが、資料乏しくあまり明かでない。

床 役

享保初年に買吹人 40 人、床数 57 挺あり、床役 1 挺分 1 カ月につき上銀 13 匁 2 分で、享保元一 5 年の平均月額は 170 匁餘であつた。これは 1 カ月に 3～4 日の操業では免税となり、14～5 日程度は半挺分、30 日程度が 1 挺分として取立てられ、実際に充課した床数は月に 11～12 挺分となつていたからである。しかし 1 カ月に 5～7 日操業のものも運上銀多く迷惑したというから、5 日を越えれば半挺分を課せられたようである。また夜吹は床改役人の都合から禁止したから、精錬に支障を与えた。享保 5 年 11 月新に買吹希望の者を出願せしめ一定数の買吹人床数を定めた上、每挺に低額の運上を課すこととした。即ち買吹 44 人、床 66 挺、每挺 1 カ月につき上銀 3 匁 3 分、運上銀計 217 匁 8 分と定めた。新規に床を出願するものは、仲間入銀 1 挺前に銀 3 枚を納めしめ、また隠床吹は仲間にて吟味し訴えることとしその過料銀 3 枚は、惣買吹床数に応じて配分することとした。⁽¹¹⁾ 元文 2 年頃床数 77 挺、宝暦 3 年 75 挺あつた。元来灰吹銀が通用した時代は灰吹銀を以て運上を納めたが、丁銀通用となつても「前々引付を以仕来」灰吹銀極めであつた。しかし実際には丁銀を以て納めるわけで、この場合「灰吹御買上増歩」即ち灰吹銀引替率によつて増歩することを原則とした。元文元年よりは文字銀 0,33416 増、宝暦 3 年 11 月より 0,5 増となるわけであつたが、宝暦 3 年 12 月代官より但播州銀銅鉛山諸運上并小物成御運上の増歩につき山不況のため 11 月までの増歩 0,33416 に据置くことを経伺している。床役の運上は所定の如くであるが、3 分の 2 までは休床の状態で、1 カ月 1 挺につき丁銀 4 匁 403 に据置かれた。なおこの年より運上小物成に灰吹名目を止め、丁銀を以て勘定に組むこととなつた。

汰鉢要物役

業者は主に女で、諸間歩内の「こぼれ石」、から山とよばれた下財の掘捨てた鉱石、川筋に流れた鉱砂などを拾集め汰りわけて、買吹に売り渡世とする。札をうけ 1 カ月につき灰吹銀 5 分 5 厘、丁銀

で0,3416増歩の7分3厘4毛を運上した。元文2年頃61人、宝暦3年70人内5人は組頭で運上の集金に当つて役銀を免ぜられた。宝暦3年灰吹名目を改めたことは同様である。

諸口屋入役

鉱山内に入る商品に対し、口屋で課税することは古くから諸国で広く行われ、運上諸役中で最も重要なものであつた。

口屋役人が課税に当り、役銀並に取立方商品の記帳を御運上蔵に提出し、御運上蔵役が役銀辻一紙目録に記して毎月役所に差出し代官の裏書を得る。延享2年7月より役人取立を止め請負とし、宝暦4年より再び役人取立となつた。宝暦3年までは灰吹勘定となつて⁽¹²⁾いるが、この年の諸口屋入商物御運上灰吹銀13,823匁899(丁銀18,455匁31)となつて⁽¹³⁾いる。諸運上総額に対し、入役は1～2割、大体1割半を占めていたようである。宝暦4年役人取立に改めたとき、161種の商品に対して課税額を明細に規定した。⁽¹⁴⁾薬種並に吹屋で使用する留木・棚木は従来通り免税であつた。

棒 役

銀山内で味噌・酒を振売する者は棒札をうけ、1ヵ月灰吹銀1匁65(丁銀2匁2餘)を納めた。宝暦以前には8～9人であつたが、2～3人に減じて宝暦4年免税となつた。同7年に至り勘定所より従前通り取立を指示している。⁽¹⁵⁾

小間物座役(濃物座役)

播州神西郡森垣・真弓・栃原・川尻の銀山外郊4ヵ村の小間物座の役で、森垣村商人が請負つて1ヵ年分を上納しており、灰吹銀11匁(丁銀14匁676)であつた。銀山不況のため真弓村など3ヵ村の小間物屋はやめて、森垣村商人が所定額を負担した。寛政7年神西・多可郡が最寄替となり生野支配を離れてからも、従来通り銀山運上中に組入れられた。

酒 運 上

播州の真弓・栃原・森垣・川尻、但州の円山・岩屋谷・津村子の酒屋は、造酒並に販売について銀山の内外并に当該村のそれを独占し、他処の酒屋の売込を禁じていた。播州4ヵ村の酒役は森垣・真弓の酒屋が請負い、但州3ヵ村は古くは岩屋谷の仁右衛門なるものの請座であつたというが、享保一元文頃は岩屋谷の酒屋次郎右衛門と3ヵ村が割賦出銀していた。延享2年銀山附諸運上の中で増加可能分の吟味を命ぜられたので、5割増即ち播州4ヵ村灰吹銀309匁375、但州3ヵ村同148匁5に改定せられた。⁽¹⁶⁾また享保18年より銀山但馬口の泉屋大蔵が酒屋を許可せられ運上を納めた。酒造高は明かでないが、天明7年3分の1酒造となり、寛政5年酒屋買請米高を3分の1に減じたとき、残米42石あり、内播州米8石4斗、但州米33石6斗であつた。買請米については後述するが、蔵詰米を払下げる手数を省き、酒屋らが直接に蔵入米を村より買入れ代銀を上納する制度である。播州米の酒屋買請は、買請全部の2割ほどであつたが、寛政12年頃には地直段が買請直段より下直であつたから、酒屋より買請御免を出願してこれを中止している。⁽¹⁷⁾

油 運 上

銀山の山方并に町方に燈用した油の量は大きな高に達したが、口屋役所で銀山に入る油1斗につき灰吹銀1匁1分(丁銀1匁468)の運上を取立てた。この外に小役油と称して、播磨口・但馬口で1

斗8升入1荷につき油1合8勺を課徴した。この両口屋は往来も繁く、番所口門計4ヶ所の夜中燈用に小役油を以て充用したのである。宝暦6年に二重の運上となるという理由から運上銀を免じたが、同7年代官より6年度の実績に照し小役油の免除運上銀の復活により番所口門燈用分は油代を支給する方が得策であると申告した。しかるに勘定所よりは古往通りに運上銀・小役油の取立を命じ、小役油の燈用残分あれば入札払下げしめた。⁽¹⁸⁾

以上の外に銀銅山に直接関係する諸税については別に述べることにし、また物成についての掛りも後段に譲るが、銀山附として竹田町に入荷する穀物税がある。古くは竹田町の上下の口留番所で取立てたが、元禄5年番所を廃止し、竹田町にて穀物入役1ヶ年分灰吹銀440匁を請負上納することとし、延享2年に2割増528匁となつた。

諸運上銀に対し登り掛とよんで、丁銀1貫に付3匁づつの附加税を取立てた。これは六斎日の掛屋の灰吹銀掛賃^{灰吹銀1貫に付丁銀6匁づつの積りで、灰吹銀上納の節の宰領役人入費の補足、御運上蔵の1ヶ年分の灰吹銀掛高に対し交付す}炭・茶・蠟燭などの諸入用、口屋の筆墨紙など雑用に充当せられた。登り掛は物成の銀納分にも附加せられたが、享保16年、以上の諸入費の残りは従来代官の収入となつたのを改めて、村方に割戻すこととしたという。寛延元年に物成銀納分の登り掛を止め、物成関係では山師酒屋の買請米大豆代銀にのみ取立てることとし、3匁を5匁に増徴した。宝暦4年代官より申請して、本来登り掛は灰吹銀納に対して附加せられたものである由縁を述べて明年より廃止を求め、従来登り掛により弁用した入費の下附⁽¹⁹⁾を願つて認許せられたが、同8年より再び課徴した。

註(1) 吹塵録 25

(2) 校補但馬考 制度第1、天保2歳但馬郡字調村名附

(3) 延享2年丑6月 堀江清次郎 但州生野銀山役人壺人別申上候書付(銀証30)

(4) 寶暦4年戌7月 岩佐郷藏 但州生野銀山取計方之儀=付伺書(銀証23)

(5) 寛延2年巳7月 小野左太夫 但州生野銀附山役人御給米減并人減=付伺書(銀証20)

(6) 明和4年6月 諸山吟味仕方覺書(銀秘)

(7) 寛延2年巳八月 小野左太夫 但州播州録銅山地役人出役伺書(銀証8)

(8) 寶暦10年 見廻役勤方覺(銀秘)

(9) 寛政3年1月 見廻役勤番(一番)

(10) 寛政6年寅8月 稻垣藤四郎 生野銀山附村々最寄替被仰付候=付引附取計方伺書(銀証28)

(11) 享保5年子12月 飯塚孫次郎 但州生野銀山買吹床數御運上銀取立之儀伺書(銀証4)

(12) 寶暦3年酉12月 岩佐郷藏 但州播州銀銅山諸御運上并小物成御運上類増歩之儀=付伺書(銀証22)

(13) 享保20年々生野銀山諸運上(一二二番)

享保20—天明7 銀山諸運上額

享保20	灰吹銀	50,548匁35
元文1		57,130.044
2		68,653.617
3		90,706.547
4		79,836.413
5		86,870.185
寛保1		66,586.934
2		47,616.115

3	51,056.627		
延享 1	42,934.815	諸口屋請負連上	
2	54,582.68	外 灰吹銀	14,971
3	44,563.743		9,707.07
4	41,683.775		11,309.1
寛延 1	56,102.575*		11,448.4
2	58,298.787		13,717.2
3	58,987.429		13,792.2
4	70,654.277		13,828.926
寶暦 2	59,343.465		6,916.45
3	39,606.213		12,303.534
	是ヨリ丁銀立ニ成ル	是ヨリ役人取立ニ成ル	
4	97,224.462	内	15,146.34
5	119,241.869		18,427.466
6	94,444.088		14,576.627
7	97,678.364		14,009.967
8	100,267.238		15,080.777
9	107,787.059		16,666.444
10	86,353.591		15,534.908
11	86,415.651		15,608.32
12	92,973.84		16,788.132
13	93,584.611		15,537.14
明和 1	103,629.228		16,839.019
2	106,700.036		15,627.283
3	126,215.359		15,571.267
4	119,130.624		16,333.93
5	103,549.87		14,304.249
6	97,693.848		13,038.951
7	107,459.556		14,235.366
8	102,917.752		13,624.159
9	107,303.745		13,628.975
安永 2	90,593.771		13,774.327
3	81,488.635		12,262.487
4	87,653.426		13,408.099
5	85,441.3		11,724.152
6	84,173.352		11,728.882
7	88,392.273		12,033.002
8	86,069.463		11,504.11
9	81,628.514		11,114.319
天明 1	73,888.186		11,052.483
2	69,868.847		10,031.028
3	75,585.389		9,620.427
4	88,019.537		10,055.338
5	77,722.284		
6	74,422.376		

(14) 寶曆4成年正月 生野諸口屋入役御運上定(銀秘)

寶曆4 入役運上定

肴物	大鯛	1枚=付	0.136匁	諸入役	鉄	1駄=付	1.321
	中鯛	〃	0.067		煙草	1斤	0.043
	小鯛	〃	0.054		松板	1間	0.144
	平目	〃	0.067		木綿	1反	0.227
	鯉	1本	0.2		縮木綿	〃	0.227
	鯉節	10	0.067		晒	〃	0.334
	小鴨	1羽	0.107		女帯	1筋	0.034
	雉子	〃	0.087		男帯	〃	0.027
	鯛	1俵	0.067		小奉書	1束	0.587
	刺鯔	10刺	0.047		杉原	〃	0.187
水物	酒	1斗	0.734		鍛冶炭	1荷	0.06
	醬油	〃	0.467		小豆	1斗	0.147
	酢	〃	0.374		大麦	〃	0.067
	味噌	〃	0.244		塩	〃	0.067
	油	〃	1.47		薪	20貫目	0.013

(15) 寶曆7年丑8月 齋藤新八郎 但州生野銀山取斗計之儀=付伺書(銀証23)

(16) 延享2年丑9月 堀江清次郎 但州生野銀山附御運上之内丑年ノ割増伺書銀証18)

(17) 寛政12年申9月 布施孫三郎 但州生野銀山御手當買請米渡方之儀=付伺書(銀証41)

(18) 寶曆7年丑8月 齋藤新八郎 但州生野銀山取斗計之儀=付伺書(銀証23之内)

寶永6年兩口屋入高 470荷 小役油 846合 運上銀取立 1.240匁余(丁銀)

兩口屋油 844.8合(384日 1夜=付2.2合)

代 360匁(同年油平均 1升=付4.277匁)

差引 利益 880匁余

(19) 宝曆4年度の登り掛は次の通りである。

銀 20,70匁余 内 530匁 山師酒屋買精米

1,540匁余 銀山懸米代并諸運上

宝曆5年より銀番給750匁を山師酒屋買請米に附加して取立てたが、登り掛復興に当つてこれを免除した。

第 二 節 稼山の諸形態と鉱業の工程

断山・白札山

生野銀山・播但州銀銅山内の仕捨間歩或は新規の見立山の稼ぎを希望する者あれば、銀山・明延などは直入役出張吟味し、その他は当該鉱山または最寄鉱山に交替詰の見廻役に出願して田畑及び近所の稼山に支障なきや否やの吟味をうける。御運上蔵はさらに検討を遂げて支障なきを認めた上に、願書に奥書捺印し役所に提出する。かくて稼山を許可せられたものを断山という。元文2年の地役人の書上に「当分帳面=記置相稼せ申候」とあるが、明和4年6月の「諸山吟味仕方覚書」によると、正一・12月、8一翌年7月と各1ヶ年毎に切替え、銀5匁を断山御運上として納めることとなつている。元文2年10月御運上蔵より断山稼ぎのものの出頭を命じ不稼ぎのものの出頭せざる者の山は帳面を消し希望者に渡すことを達しており、同5年5月にも奥山神に出頭を命じほぼ同様の趣意を達している。⁽¹⁾

これによると元文頃には断山に明確な期限は未だなかつたらしく、後に1ヶ年切替制となり稼継続を希望する山主は切替出願したわけで、しからざるものは上げ山となり、御運上蔵より廻状差出し新規の希望者に交渡するようになった。

白札山は本来は白札^{稼山の}をうけた山の意であつたが、断山の形態ができてからはこれと区別せられ、相当の稼ぎの規模乃至計画が予想せられた上で、許可せられた山である。

明和4年の「諸山吟味仕方覚書」に

白札相願候義ハ末々出方可有之旨、山師見込有之候へハ當分出無之候テモ白札願出候ニ付伺候テ御運上蔵立合、見分吟味仕り差障り無之候へハ、山師願書ニ連印仕り差上來り候

とある。従つて白札山は断山の如くに1ヶ年の切替を規定しない。享保15年に従来白札山の切替はしばしばあつたが、以後は3年切としているが、しかも白札山には山主が代々請けたものが多い。⁽²⁾

中島内蔵助代官の時白札を請けた山に対し、享保16~18年実無鏈の出高に応じ冥加銀上納を命じ、3ヶ年経過後もそれを存続した。しかるに岡田彦兵衛代官となり、享保16年以後の白札山には冥加銀なく、また中島時代に冥加銀を納めた山も白札返上した山は、その後白札山となつても免ぜられた。元文3年に至つて、この不公平をなくし白札山一統に冥加銀を命じた。宝暦14年の例では白札山49ヶ所冥加銀999匁、内銀山内は28ヶ所冥加銀333匁となつている。

直 入 山

断山・白札山において鉉に切当つたとき山元よりの注進により、見廻役(後に直入役)が検分して、状況により御所務山ともなり、その程度に及ばない場合は、はじめは1ヶ月銀10匁ほどの直入運上を命ずる。試鏈と称して出鏈高50荷につき1荷の割で口屋番所に取寄せ御間吹屋で吹いて銀垂の程度により直上運上を手上げた。享保6年御間吹屋を廃止し、試鏈を買吹に入札払下げてその直段によつて手上げすることとした。即ち落札直段により惣鏈数の銀高を推定し、179匁までは手上げなく、180匁より銀10匁を手上げし、280匁の時は20匁を手上げたという。また鏈の品位良くとも掘場数少く出鏈高も小量で試鏈をとる必要なければ、山況の大体より判断して10~60匁位の直入運上とすることもある。1ヶ年程度直入山が続けば、断山としての5匁の間歩役銀を免じたが、直入運上の小額の場合は必ずしもこの限りでなかつた。⁽³⁾

直入運上の仕組法に宝暦5年頃から荷分分一運上が採用せられたことは大きな変革であつた。断山・白札山・直入山より口屋番所を通過した1ヶ月分鏈高^小を役所に差出し、買吹が各自に買取つた鏈高を山々について書つけて直入後に提出し、直入役が検分した際の出鏈高を基準に1ヶ月分出鏈高を山々について推算し、この三つを突合わせて出鏈高を決定する。また買吹の買取直段を以て右の出鏈高と併考し、通常は出鏈を3分し、その1の鏈の10分の1を運上とした。山況よき場合は、2分してその1の10分の1を取立てたときもある。

直入役検分に銀山内では、月に2度、播州の川上銅山、但州の明延銅山などは見廻役が毎月出張して3、4日逗留して行われた。「諸山吟味仕方覚書」に「前々ハ山方模様ニより見付御運上にて候へ共」宝暦5年正月岩佐郷蔵代官の時に分一運上に改まつたと記している。

分一運上の仕組法の1例として明和8年6月の太盛の太右衛門山の場合を挙げる。⁽⁴⁾

812荷	1荷=1斗8升 小込1荷=6升	6月分出鏈高
	小込 2,436荷分	
270荷7	出鏈高の3分の1	山主分(刻という)
2,604匁	1荷に付 9匁621	270荷7の代銀
この仕出(計算の基礎)		
111石	直入役2度の検分、1日平均3.7石 6月は30日	直入役推定皆石 ^{みいし}
57.99		山師より書出皆石
269.5		6月中買吹買取分
計438.49		
146.16	合計鏈高を3分す	推定出鏈高
812荷	1荷に付 1斗8升	146.16の荷数
9匁621	買吹買取269石5 代銀14,405匁より計出	1荷平均直段

御所務山、御所務山格(井)

白札山・直入山・断山で鉋筋よく内切所も増加し盛山の見込たてば、御所務山となり、四つ留役人が詰めて、1ヶ月に2度出鏈高書付を役所に提出することとなる。明和4年の「諸山吟味仕方覚書」に、直入山・白札山・断山の内、山況よければ直入役ら詰切つて1昼夜検分し、必要あれば5～10日昼夜詰めて出鏈高を検討し、見込たてば御所務山或は御所務山格とするとある。宝暦頃より後は御所務山として相当期間存続した山は2、3に過ぎず、御所務山格となつたものは少くない。

御所務山格並に御所務山指定の場合の手続を安永4年の久林山、天明8年の若松彌兵衛・久右衛門山について見よう。⁽⁷⁾

久林宇兵衛山は3月頃より山況よく、直入役らは7月25日一晦日の5ヶ日間出鏈を検分した鋪内を吟味した。5ヶ日の採鋳量14石9斗、1日平均2石9斗8升即ち14荷19^{2斗1}_{升入}、1ヶ月30日として出鏈高425荷7代銀3,808匁738^{1荷に付平均8匁974}となる。この出鏈高を勿鏈分としているから、当時の御所務山の例であつた二つ分の法に従い、惣出鏈高の2分の1の山主分について、以上は示されている。

公納⁽⁶⁾ 勿鏈^の10分の1、山神鏈^の50分の1が、計51荷084、代銀457匁049となる。鋪内の吟味については掘場39挺前あり、前年12月水抜も普請し樋引入用は不要であり、直入役らより「三十九挺前共鉋台丈夫＝相見并下之場所がモ不時＝宜敷鉋石モ出来仕候「につき山色相続の見込もあり御所務山同様に四つ留役人を付して然るべき意見を述べている。若松彌兵衛・久右衛門山は7月より鉋石出方よろしく、8月16―20日5ヶ日間、手代並に銀山役人詰めて出鏈を検分し鋪内を吟味し、掘場40挺余、出鏈高1ヶ月548荷と推定せられ、1荷につき直段16匁9分と計算せられ、代官より「間歩入口四つ留江銀山役人相詰させ御所務山仰付可然存候」と勘定所に伺つた。

御所務山における公納の歩合は、山の状況により差があり、古くはその率の高いものが多かつた。元文2年の地役人の書上では「鋪の浅深による入費の多少、出鏈高、鏈直段」などを考慮した上で、適當の分一運上を定めるとある。山神鏈は古来山主取前の50分の1である。延享・宝暦年間の実際を御所務山の千珠・若林2山について見るに、四つ留役人として見廻役2人が隔日に交替で詰め、出鏈は2分或は3分し、圖によりその1を内切下財分とし、残りを帳面に記載し銀場内の内切名前をつけ^{たて}た楯に入れるのでこれが山主分である。内切下財の分は1人別に口屋番所通切手を発行し番所で改め

をうけ買吹に売るのである。山主分は1月に2度定日に荷分を行うので、即ち楯内の鏈を呟に入れ荷数を讀り、^銀石は2斗1升入、石^銀・皆石は1斗8升入、10分の1を公納とし、50分の1を山神鏈とし、1月に2度買吹に入札払下げた。荷分のとき御間吹屋役と称し間吹鏈を上中下について2升づつ取立てた。これを御間吹屋で吹き公納鏈入札払下のとき買吹入札直段と対照する資料とした。しかるに享保6年以來は間吹役が廃止となり間吹は行われず、単に運上として四つ留役人が荷分毎に取立て山主に預置き、役所で買吹に入札払下げようになつた。

荷分の際は当番見廻の外に、手代1人、御運上蔵役1人、直入役1人、非番見廻役、鏈封印役、銀番が出張し、荷数改めて封印し払下まで山主に預け手形をとつた。宝暦4年以後は当番見廻役・非番見廻役・銀封印役だけとした。荷分の歩合即ち公納の分一は古くは7分の1～25分の1といわれたが、千珠・若林では延享2年まで12呟に1呟の割で公納したが、改めて10呟に1呟をとつた。⁽⁷⁾宝暦6年からは一率に10分の1と定つた。⁸

御所務山格の明和8年6月の福壽山の運上仕組方を例示しよう。

石 銀	36荷69	1日平均1荷223・30日分	6月分山主前
皆 石	96荷69	1日平均3荷223・30日分	6月分山主前
石銀代	886匁064	1荷に付平均24匁15	
皆石代	335匁78	1荷に付平均3匁472	

右の仕組法

直入役9月中に7日、23日の両度検分のとき内切稼の採掘鉦を2分し、一つ分を勿鏈とし荷数を改めて、これを平均して1日分の荷数を計り、30日分の勿鏈高を求めた。

石 銀	7日	1荷167	1荷に付	25匁3
	23日	1荷278		25匁3
皆 石	7日	3荷167		3匁6
	25日	3荷278		3匁6
石銀代	24匁15	1荷につき	25匁3 (内切直段)	23匁 (買吹直段) 平均
皆石代	3匁472		3匁6 (内切直段)	3匁343 (買吹直段) 平均

買吹直段は石銀は買吹が内切稼人より買入れた石銀75貫代銀345匁より計出した。石銀1荷平均5貫^買石銀は1斗8升入、福壽山の見石につき検分するとし、買入高15荷を以て345匁を除いたものである。に上は1荷5,600匁、中は4,400匁、この平均をとる。また皆石は買吹の買入高31石5斗で1荷1斗8升入なる故175荷となり、この1荷代を計出する。

石 銀	15荷代	362匁25	1荷に付平均	24匁15
皆 石	175荷代	607匁6	平均	3匁472

以上の山主前と内切稼人分の代銀を平均して公納・山神銀はその1割2分となる。

石 銀	624匁157	運上山神銀	56匁598
皆 石	471匁654	計	131匁497

これに1匁503を見込銀として追加し、133匁を公納したのである。

直入山・御所務山の相違は、いうまでもなく稼山の良否の差に基くが、それに応じて公納の強化があり、公納法及び統制手段に区別がある。御所務山においては四つ留役人が交替を以て昼夜詰切る。掘場は内切所から多く構成せられるから、日々山主前と内切稼人前に分けられ、毎月2回諸役人立会

の上山主前荷数に基き荷分が行われた。御所務山格でも四つ留役人が詰めるので、この点が直入山と重要な相違である。四つ留役人の勤務により御所務山同様に昼夜稼業する。当時昼夜2時（4時間）毎に6交替となっており、その内夜番が3度で直入山はこれが許されない。御所務山は山主前の出鏈について一定の荷分による公納であるが、御所務山格においては同様な荷分の率を基とし運上銀を以てした。この場合直入役が毎月2度の検分による出鏈高より推算した1ヶ月の刎鏈と、内切稼人よりの買吹買入高の報告とを以て、出鏈高を計算する。当時御所務山では山主前と内切稼人分は二つ割が行われており、以上の御所務山格の計算には「此所務山并＝申付、一つ分右稼人へ遣し残一つ分刎鏈と唱、山師取分荷数相改」という如く二つ割の原則を基本として行われている。また1荷直段を買吹内切の両面より導出し、山主前1ヶ月の鏈代銀を計算して運上銀を定める。かように御所務山格運上銀には、多くの部分的事実より推算したもので、恐らく実際には相当しないものが多かつたと思われるが、その計算の基礎的方針は御所務山の公納法によつて貫いている。直入山は試鏈によつて手入を行つたが、宝暦頃からは御所務山格と同じ原則に立つ運上法を採るようになった。御所務山格なるものが多く指定せられるに至つたのもこの頃からである。直入山では運上銀の基礎たる刎鏈が出鏈の3分の1となつていただけ軽くなる。直入山においても多少の内切所があつたであろうが、内切稼が一般に支配的であつたとは思われない。実際に出鏈の3分の2が内切稼人分とされたわけではない。二つ割にすることが御所務山格にする所以であり、三つ割にし一つを運上の基本とすることが直入山なのである。しかし直入山が10匁乃至60匁の直入運上より、かような公納法に進んだことは公納の強化であることは疑いない。

見石・焼石鏈運上

見石は四つ留役人より随時に役所に差出し、御所務山（御所務山格）の山況判断の資料とする。断山・白札山・直入山においては新鏈に切当て或は鉤が良好となつた際に山主から提示する。7, 12の両月に役所において買吹に入札払下げた。代銀は役所入用に充用したが、享保16年頃より運上の中に組入れた。延享2年に払下、余りに下直のときは町役人附の下に精鍊せしめ、銀は御運上蔵に納め、銅は大坂直段で払下げた。

焼石とは方解石で銀銅の吹分のとき媒熔剤として使用した。焼石運上は、御運上蔵役・見廻各1人焼石鏈を検分して荷数を改め封印して口屋通りの手形を与え、30荷につき1荷の運上と50荷につき1荷の山神鏈を取立てた。延享2年以後は運上は20荷につき1荷に改められた。焼石は役所において買吹に入札払下げられた。

買吹と精鍊

鉤石はすべて買吹が買入れ精鍊した。生野銀山では鏈（鉤石）を、皆石（^{みなし}実無）・石銀・鉤石の3種に大別している。皆石は「銀にばかりなる石」とあり、自然銀乃至微粒稠密の輝銀鉤である。石銀は「鉛に成り銀も少々ある石」とあり方鉛鉤を指す。鉤は一般に鉤石をよぶが、生野ではとくに「銅をとる石」をいい、黄銅鉤・斑銅鉤・黝銅鉤類である。

買吹と床の数は享保初年に40人・57挺、同5年頃44人・67挺といわれるが、これら床がすべて操業したわけではなく休床も多かつた。元文2年77挺、その後も増減があり、宝暦はじめの不況のときは3

分の2は休床であつたという。

後期において広く行われるに至つた重要な吹方は鉑石の精鍊即ち銀銅吹分を含む「かたげ吹」である。近世初期においては、元鑪大谷筋をはじめとして、比較的表層浅部の高品位の銀鉍を多量に掘り鉍業の中心は専ら産銀に集中したのであるが、17世紀中頃より産銀の減退に応じ、産銅の途が開かれ、銅に対する時代の要求の強化と、若林・千珠などを含む現在の千珠鑪などの採鉍の発展とが相俟つて鉑石の採掘精鍊が重要なものとなつたのである。

例えば後期の重要鉍山若林山で、明和5—7年の出鑪高は鉑石38,254荷で、平均1升について灰吹銀5分、銅70匁と計算せられている。

かたげ吹は、かたげ吹・なんば（南蛮）吹・灰吹の3工程を1連とする吹方で、運上銀の基準となる床1挺という場合に、この3床を合せていう。銀銅山覚書の「吹屋之次第」に「かたげ吹・なんば吹・灰吹此3ヶ所床一挺前也」と記し、また「生野銀山吹方入用」に床1挺前の入用を内訳して以上の3床を含めている。かたげ吹の床は大床とよぶ。鉑石を砕いた粉鑪6斗4、5升を3回に分けて、大床口径1尺2.3寸
深さ1尺に炭火を入れた上に置き炭を入れつき鞭2挺で吹き、熔解をまち、吹大工は火を除いて上層に出来る鑪を捨去るので、この工程を素吹という。鑪を去つた熔解湯鑪といふの上に炭火をかけ、上に「ニヤシ」を置き周囲に蓋を建て鞭1挺で吹きトブ鑪のことを取除き、ハガン即ち含銀の銅鉍湯金銀粗銅を残すので、この工程を真吹という。素吹には媒熔剤として焼石や真吹の鑪を加える。以上の大床の工程がかたげ吹である。大床において含銀銅に石銀1貫目・留糟2貫目を加えて炭火の上に置き、鞭1挺で吹いて「合カネ」をつくり、これを南蛮床において鞭1挺で吹けば銀鉛一に成り床前の灰吹壺に垂落ちて、銅は残る。灰吹床は灰を以て鉢形の炉を造り、含銀鉛を吹立てるのである。鉛は灰中に吸収せられ、銀分の灰上に残るを「カブリ」とよび銀湯色になるを合図に鞭を止め水打かけて冷却せしめ取上げ、これを灰吹銀という。しかし、かたげ吹による灰吹銀は銅より絞つたもので、往時に比して品位悪く、銀座よりは8歩416の基準が示されていて、さらに上銀に吹くことが行われた。8歩416は灰吹銀1貫目につき慶長銀1,084匁16で引替えるところより出ている。上銀吹立は4升入ほどの鍋の中に炉を造り灰吹銀を小鞭を以て吹くのである。留糟は大床で熔解し鉛としたので、通常留糟14貫より鉛8,400匁を採つたといふ⁽¹⁰⁾。

文政頃の床数覚によると、買吹22人で、床数は大床69、南蛮床28、灰吹床26となつている。以上の外に「買吹名前無之大床・南蛮床・灰吹床持分」があり、大床10、南蛮床7、灰吹床7がある。これらは多くは元の買吹居宅に備置せられており、買吹が借用しているものも数挺ある。22人の買吹の中には山主の差配人、山主の家族親族、同時に山主でもある加奉の子弟であることを明記したものも少ない。宝暦11年に栄林本間歩の白札を請けた善四郎、大谷新林間歩の白札を請けた作右衛門は、いずれも買吹である。延享～文政頃の2種の記録によると、買吹は小野組・竹原野組・奥組・口組・坂組など9～11の組をつくり、中には当時の有力山主の大野万平の組もあつた⁽¹¹⁾。

延享以前は買吹が毎月六斎日に灰吹銀を御運上蔵に持参して両替した。延享2年からは御運上蔵役1人、見廻役2人が毎朝買吹屋を巡回し、当日吹立予定の鑪の升目を改めて登録し、夕刻灰吹出来の際に巡回して人別に灰吹銀高を登記し、六斎日の引替時に突合わせることとした。その後に奥山神社境

内に吹方御用取調所が設置せられて、見廻役3人が詰め吹床休床の分を帳面に仕組み、吹屋の灰吹銀・銅・鉛・合かねなどを改め貫目を登記して翌日役所に注進し、また灰吹銀は買吹人別に改めて役印を以て封印しおき、上銀吹立の六斎日^{1、5、10、15、20、25}に引合わせて封切り渡すこととした。見廻役3人は新町・奥銀谷町の買吹屋を担当し、別に猪野々町は役所詰の内より出張した。寛延2年の書類には吹床見廻4人となつているから、吹床改めが前述の仕組になつたのは、延享2年後間もない頃であつたと見える。

上銀は買吹各自が御用取調所に持参し直入役1人が立会い品位を改め、低悪のものは吹直を命じた。買吹の内の掛番1人・上銀掛目改め直入役・見廻役見届の上で人別帳に登録し、翌日役所と御運上蔵に提出する。同時に買吹惣代は上銀をすべて御運上蔵に持参し、再び掛改の上で丁銀に引替えられ、惣代より人別に割与えたのである。

註(1) 元文2巳年10月6日、元文5年申5月15日御運上達(吉川氏蔵 銀山大盛山記) いずれも銀山内各町役人に宛てている。

(2) 享保15年戊5月 中島内蔵助達(銀山大盛山記)、白札山書替の1例
奉願白札之事

一、千珠山杉間歩銅間歩大若間歩中鋪五ヶ所共、正徳三巳年々白札頂戴仕相稼申候處、此度御書替御白札被下置候様奉願上候、以上

寶曆十四年申三月 山師 友右衛門

御運上蔵直入役人中

右之御前書吟味仕候處弥相障義無御座候間被仰付可然奉存候、以上

申三月

直入役 五人

御運上蔵 五人

生野御役所

表書之願山前々々相稼候場所相違無之ニ付、古例之通り白札相渡候、所ハ本文有之也

申三月

(代官) 平岡彦兵衛 印

(3) 元文2巳年地役人覚(銀覚)、生野銀山間歩直入御運上取立様古來之法(一二二番)

(4) 御所務山格并直入山諸山御運上仕組方(一番)

(5) 未8月 直入役御運上蔵役 久林山御所務山格仰付度伺書、天明8申年 稻垣藤四郎・若松弥兵衛・久右衛門御直務山伺書(一番)

(6) 挺は丁ともかき、1丁間とは行地6尺をいう。高低の場合は7尺となる。また掘場を数うる単位にも使用した。

(7) 延享2年丑9月 堀江清次郎 生野銀山他山等取メり方被仰度候節存寄伺書(銀証17)

(8) 但州播州金銀山由來并金銀鉛吹方仕法書(銀覚)

(9) 巨智部忠承 明治26年 御料局生野鋳山地質説明書

(10) 生野銀山銀鉛銅吹方(銀秘)

(11) 床数覚(一番)、子11月 銀山惣山之字并国内外ヶ所書付(木村まつえ氏蔵)によると買吹25人9組合となつている。

第三節 稼山及び銀銅鉛生産の状況

稼山の状況

銀山祕録所収の白札山、銀山方留書所収の御所務山、白札山、銀山并他山盛山記、生野銀山太盛年代記及び銀山証文などによつて、白札山・御所務山(格)及び直入山の概況を表示しよう。ただ幕末

の稼山については未だ充分検索し得なかつた。

表Ⅱ 白札山、御所務山、直入山概況

	白	札	御 所 務 山 (格)	直	入
大谷筋					
千珠山	正徳3→		享保20, 4→	●延享3, 12—4	
千珠山杉間歩・銅間歩・大若間歩中舗	○正徳3→ ●正徳3→	○友右衛門 ●万平			
千珠水抜		(21)●万平	明和4→		
小日向山	○延宝6, 7→		●正徳2—享保6		
小日向間歩・水山間歩・竹原野大切間歩	●元文4→	(30)○友右衛門 (30)●万平			
若林山	延宝7→	○勘兵衛 ●徳之助	宝永2, 12→	元文3—寛保1	* 幸右衛門
黒銀山留林間歩	貞享2→	(15)○勘兵衛 (16)●茂兵衛	寛政4—6		
掘切間歩	享保5→	(21)○幸右衛門	天明4, 5—7, 12		
今林間歩	享保9→	(15)○勘兵衛 (15)●万平			
緑青山	●寛延3→		明和1, 8—3, 4	明和3, 4→	* 西村宗十郎
辰巳山	寛保1→	(15)○友右衛門 (15)●万平	享保16, 7—17, 5	▲友右衛門	* 友右衛門
大丸山・風廻どろ間歩	○元文5→	○友右衛門 (15)●万平	延享3, 12, 3—宝暦10, 4, 16	宝暦10, 9→	▲大野久蔵
得受山	宝暦4→	(12)○閨助 (12)●清四郎ら	宝暦4, 12, 16—5, 10, 1		* 馬屋弥右衛門 油屋閨助
双宜山	○宝暦6→	(15)○閨助	宝暦5, 10, 10—6, 11, 19		* 竹田屋忠兵衛 油屋閨助
新林間歩	○宝暦2→ ●宝暦11→	(15)○外山師 (15)●万平			
奥乙伏五人山・煙出京屋間歩・土丸水抜	貞享4→	○友右衛門 (15)●万平	○寛文10—貞享3 (乙伏山)		
乙伏山水抜			●享保5—9		
亀寿山			延享1, 6—1, 8	延享1, 10→	
光 山	明和2→	* 米屋平之助			
岩銀山	明和8→	* 大坂屋藤四郎			
双葉山	明和8→	* 竹田屋忠太郎			
玄泉山	明和8→	* 美作			
鈴祥山	享和1→	* 弥兵衛 文化4→万平			
九右衛門山	安永8→	* はりまや九右衛門			
絵島山	安永8→	* 吉井屋佐七郎			
天岩山	安永8→	* 西村宗十郎			
登尾口黒出	●安永8→	(15)万平			
福寿山	●(20)		●寛政8, 11—9	●元三郎 ▲平兵衛	寛政12, 12, 2→
宝寿山	安永8→	* 五助			
珠盛山	文化1→	* 喜兵次			
生林山	文化1→	* 嘉四郎			
一ノ谷間歩井水抜	享保11→	(20)○勘兵衛 (20)●清次郎ら			

白口筋

蟹谷山本間歩水通し
并跡向耳地間歩

享保7→(20)○勘兵衛
●徳之助

升形山

天和3→(15)○勘兵衛
●徳之助

宝暦1, 1, 12—5, 1, 4 * 勘兵衛

升形水抜風廻

天明4, 壬5—寛政5, 10

三原古間歩

享保9→(20)○勘兵衛
(20)●徳之助

切抜谷福寿山

●明和8→(20)徳之助
* 才ノ木大助

寛政8—9

今若山

明和8→ * 武七

万寿山

文化1→ 林右衛門

竹原野筋

両國山間歩・林間歩
・権吉間歩

享保9→(20)○勘兵衛
(20)●徳之助

奥谷幸喜間歩

元文1→(15)○外山師
宝暦6→ ○伊勢屋善助

奥谷谷川水抜・九郎三郎
仕捨古間歩・煙出代間歩

正徳5→(16)○次兵衛
(16)●幸右衛門

尾千保山

文化1→ * かめや万蔵

奥谷古間歩又市山

享保8→(10)○次兵衛
●喜七

栄林山

元文5, 3, 21→ * 藤吉

元文5, 4—寛保3 * 藤左衛門

栄林本間歩小通煙出

享保11→ ○外山師

相沢町小野口御番所
20間下にて大水抜
大蔵山石淵風廻し水
抜・同下大水抜

●宝暦11→(15)○善助
(15)●善次郎
元三郎

石淵上間歩

宝暦5→ * 国安

豊珠山

寛政11→ * 竹田屋久右衛門

本来寺之上鶴林
(天竜間歩)

元文5, 9, 6—寛保1, 7 * 清助
▲

石淵鶴林山

元文5, 3, 21—寛保3, 8▲ 藤吉

本来寺上鷺林

元文元5, 9—寛保1, 7 ● 清助

青草筋

和盛山間歩並煙出水抜

宝暦3, 10→(15)○勘兵衛
●徳三郎ら

盛志保間歩并谷口水抜

宝暦2→(12)○大原
(12)●喜左郎

ほうその木皆石山

宝暦5→ * 越知村勘兵衛ら

所々之分

漆谷本間歩

元文5→ ○友右衛門
●万平

薬師谷本間歩并
下2ヶ所水抜

元禄10→(11)○友右衛門
(15)●万平

久林本間歩

●(20)

明和7, 11, 14安永1, 12— * 久兵衛
●秀三郎

安永1, 12晦→

新町川向涌林山并
煙出水抜

宝暦4→(15)○元右衛門
(15)駿二郎

栄久間歩并煙出水抜

宝暦6→(12)○磯次郎

若松山

元文2→(15)○幸右衛門
天明7→(30)●幸右衛門

元文3, 8—5, 6, 21●幸右衛門
天明8, 8—寛政5, 10 * 弥兵衛・久右衛門・●幸右衛門

内山茨谷天徳山 寛政2→*嘉十郎
 内山茨谷鰯谷 寛政2→*銭屋喜七
 太盛山 文化3→(20)●丹波屋太右衛門 文政2, 11, —4, 8. 弘化1, 11→
 *
 久盛山 文化4→*次三郎ら

○ 銀山秘録 ● 銀山方留書 ▲ 明和6 銀山并他山盛山記 * 太盛山年代記

銀山秘録所収白札山の記録は、宝暦14年3月白札書替に当つて、当年現在の白札山を記したもので、白札山49ヶ所、間歩役銀冥加銀999匁で、その内銀山内の白札山28ヶ所冥加銀333匁となつてゐる。その他に「是ハ白札山ニテハ無之年々上納ス」とあるものに、黒出し山主友右衛門12匁、留山山主漆垣太郎兵衛10匁が銀山内にある。白札をうけた年代は、宝暦14年当時の山主、或はその先代がうけた年月について記したものと思われ、例えば升形山天和3年より勘兵衛という如くである。但しその中間に山主が代つたものと考えられる山がないでもない。冥加銀は宝暦当時の額について記したものであろう。

銀山方留書所収の白札山の記録は、銀山内34ヶ所冥加銀503匁となつてゐるが、これは寛政以後恐らく文政年間の記録であらう。宝暦14年の白札山は大部分この中に含まれ冥加銀高も一致している。山主はかなり代つてゐるが、重要なものについては、友右衛門一万平は大野氏、勘兵衛一徳之助は菊屋という如く世襲せられている。

木村氏蔵の子11月見廻役の記した「銀山惣山之字并囲内外ヶ所書付」と題する記録は、直入山8ヶ所直入運上120匁、白札山22ヶ所冥加銀293匁となつてゐる。冥加銀高を諸山について見るに、宝暦14年のそれといずれも相違しており、内容によつて推定するに延享元年のものでないかと思われる。

産銀高

一二二番により享保元—天明8年の、一番銀山方留書により文化6—天保13年の、巨智部博士の御料局生野銀山地質説明書により天保14—安政4年⁽¹⁾の、石川日記により文久3年の灰吹銀上納高を表示しよう。これは生野の産銀高に当るわけである。

表Ⅳ 享保1—文久3 生野灰吹銀上納高

享保1	408,308匁9	17	410,000	寛延1	390,000	明和1	463,856.567
2	371,530.5	18	480,340	2	415,000	2	527,314.2
3	180,000	19	580,000	3	405,000	3	500,021.8
4	333,242.7	20	550,000	宝暦1	474,307.439	4	691,384.7
5	426,169.4	元文1	638,691.9	2	428,829.778	5	533,333.334
6	476,984.054	2	310,000	3	422,705.9	6	454,908.866
7	482,684.93	3	400,000	4	538,497.4	7	500,000
8	442,579.25	4	510,000	5	644,213.733	8	553,333.333
9	488,000	5	600,000	6	820,000	安永1	586,666.667
10	380,000	寛保1	500,000	7	530,000	2	512,000
11	590,841.51	2	360,000	8	534,000	3	430,000
12	597,690	3	410,000	9	603,000	4	443,000
13	502,273.5	延享1	380,000	10	523,000	5	460,000
14	471,695.361	2	330,000	11	475,000	6	486,292
15	470,000	3	430,000	12	490,000	7	430,000
16	460,000	4	370,000	13	425,000	8	413,000

安永 9	404,000	文化12	670,000	天保 1	502,000	弘化 3	212,000
天明 1	367,500	13	640,000	2	432,000	4	302,000
2	365,000	14	610,000	3	320,000	嘉永 1	303,000
3	368,756	文政 1	660,000	4	400,000	2	309,000
4	465,000	2	580,000	5	323,000	3	308,000
5	435,350	3	570,000	6	350,000	4	380,000
6	363,740	4	430,000	7	340,000	5	302,000
7	430,000	5	450,000	8	300,000	6	435,000
8	434,500	6	375,000	10	250,000	安政 1	450,000
文化 6	415,000	7	360,000	11	237,000	2	302,000
7	505,000	8	380,000	12	242,000	3	217,000
8	675,000	9	313,000	13	207,000	4	214,000
9	710,000	10	345,000	14	222,000	文久 3	114,000
10	650,000	11	270,000	弘化 1	166,000		
11	600,000	12	326,000	2	202,000		

寛政元—文化 5 年20ヶ年の年々上納高の記録を見ることを得ない。文化 4 年の代官の伺書に、灰吹銀出高近來平均凡そ 1 ヶ年 300 貫余で、文化 2 年上納高は 282 貫⁽³⁾としている。一番に文化 7—文政 2 年 10ヶ年の生野・阿瀬などの荒灰吹銀出来高を記し、前10ヶ年即ち寛政12—文化 6 年の出来高との増減を記している。

荒灰吹銀	7,307,270 匁1	前10ヶ年に比し	2,727,109 匁増
内 生野	7,172,177. 8		2,730,025 増
阿瀬	135,092. 3		2,368.8減
大野倉	547. 3		

表Ⅳの文化 7—文政 2 年の灰吹銀上納高は計 6300 貫であつて、荒灰吹銀高に比して 872 貫余少ない。これは上納銀が荒灰吹銀をさらに精鍊した灰吹銀（上銀）である結果と考得よう。また寛政12—文化 6 年の生野荒灰吹銀高は 4,442,152 匁 4 分であり、上銀では 1 割 2 分余の吹減を想定すれば、約 3,900 貫となろう。また一番に延享元—文政 2 年76ヶ年分の灰吹銀高を 35,577,825 匁 951 としている。

延享 1—天明 8	45ヶ年	21,249,511 匁 717
文化 6—文政 2	11ヶ年	6,715,000 匁
寛政 1—文化 5	20ヶ年	7,613,314 匁 234

明治30年代に木村松三郎氏の編纂したと推定せられる生野町地理歴史（稿本）に生野山灰吹銀出来高調査として記すものは、これらの資料に基いた計算であろう。

天和 3—宝永 3	24ヶ年	14,906,126 匁 02
宝永 4—享保 17	26ヶ年	13,107,072.787
享保 18—宝暦 8	26ヶ年	12,496,586.15
宝暦 9—天明 4	26ヶ年	12,473,370.177
天明 5—文化 7	26ヶ年	10,162,590
文化 8—天保 7	26ヶ年	12,387,000
天保 8—安政 4	21ヶ年	5,900,000

後期における重要な御所務山としては、若林山・千珠山・乙伏水抜などがあり、末期には太盛山が

著われた。

若林山は宝永2年御所務山となり、公納鏈代銀高について、諸山年暦覚（一番所収）に次の如く記している。

宝永2—天保3	129ヶ年	公納鏈代銀	3,030,941匁962（金50,515兩余）
宝永2—文政2	115ヶ年		2,603,545匁665（金43,392兩余）

代銀2,603,545匁余は公納鏈97,740荷667の代銀であり、出鏈高717,747荷932に対する公納分に当る。この出鏈高は山主分であり、2つ割とすれば、惣出鏈高は1,435,495荷862となる。従つて1ヶ年平均出鏈高は12,483荷ほどとなる。享和元年4月の若林山山主勘兵衛の口上書によると

明和5	出鏈	12,624荷	
6		12,840	
7		12,890	
計		38,354	（内 19,177荷内切稼人に渡す分）
平均 1ヶ年出鏈		12,785荷	
	灰吹銀	134,240匁余	
	銅	134,342斤余	

となつており、これは鉑石1升につき平均灰吹銀5分・銅80匁として計出されている。若林山盛山の節は生野銀山の灰吹銀高500～700貫、銅40～50万斤に達したといわれるが、前述の明和年度についても若林山の灰吹銀並に銅の産高は、銀山惣高の25～30パーセントを占めている。⁽⁴⁾

千珠山は享保20年より御所務山となり、諸山年暦覚に、享保20—文政3年（86ヶ年）の出鏈高などについて

出鏈高 292,703荷12

内公納分 34,338荷106 代銀 1,315,600匁44（金21,926兩2分余）

とある。この出鏈高も山主分であるから、惣出鏈高はその2倍と計算せられ、1ヶ年平均6,809荷となる。千珠山の荷数は若林山に比して平均高は殆んど半分であるが、1荷の買吹払下代銀は平均26匁6分に比し38匁3分弱となるから銀銅の含有量は良かつたものと思われる。明和5年の覚書によれば、その頃の若林・千珠2山の出鏈高（山主分）と公納鏈代銀を次の如く記している。

若林山

出鏈高 1ヶ月 凡 549荷程（1日に凡19荷） 1ヶ年 6,590荷
運上鏈払代銀（山神鏈を含まず） 18,848匁04（1荷平均28匁601内）

千珠山

出鏈高 1ヶ月 凡 346荷程（1日に凡12荷） 1ヶ年 4,150荷
運上鏈払代銀（山神鏈を含まず） 26,200匁6（1荷平均51匁086内）

若林山の出鏈高が、前述明和5年度のそれを幾分上廻っているのは、前者が実際の出鏈高であり、これは年度内にかかれた見積であるが故である。

本期中に短期間の御所務山及び御所務山格となつた山は相当多いが、諸山年鑑暦に次の諸山について公納代銀を記している。

小日向山	公納代銀	285,600匁	正徳2—享保6（10ヶ年）
乙伏水拔		142,800	享保5—9（5ヶ年）

大丸山	61,440	宝暦7—11(4ヶ年)
千珠水抜	11,980	明和4,5—4,12(8ヶ月)

この中で千珠水抜は、皆石鏈を切出し出鏈多かつたが、永続の見込はなく、御所務山格とした。升形山は宝暦元—4年御所務山となり、この間の公納代銀は8,762匁759(金146両永96文)であつた。

末期に著われたものに太盛山がある。文化7の出鏈高4,494荷(山主分)、公納・山神539荷28、代銀5,611匁であつた。翌8年11月22日—12月16日の出鏈高363荷(山主分)、公納・山神鏈43荷56、代銀593匁94となつている。また大龜太郎兵衛山は、文政10—天保3年(6ヶ年)に、出鏈高15,398荷余(山主分)、公納・山神鏈代銀45,626匁46であつた。

灰吹銀引替上納

六斎日に買吹が灰吹銀を御運上蔵に持参両替し、毎月28日手代立会で掛屋をして常是掛500匁包に包装せしめ入目2匁を加えしめて御運上蔵印を捺し立会封印保管した。引替丁銀は地役人が大坂御金蔵より請取おくのである。⁽⁵⁾正徳以来1貫について入目2匁となり、両替のとき2匁2分をとり2分は500匁包装の際欠立分の預備とした。上納は年3度見廻役2人宰領を以て、正徳4年以後は京都銀座に納めた。その後年代は明かでないが大坂銀座納に改められている。

正徳6—享保7年、享保新銀に対し目替で灰吹銀1貫に新銀1貫を与えたが、享保8年8歩416入となり、新銀84匁16を増給し、正徳6年以来の7ヶ年分の入高は一度に交付した。但馬灰吹銀の品位ははじめから銀座において一定のものを要求しており、享保以後8歩416の銀位とよび銀座より手本銀を与えた。この銀位に対して劣れる分に対しては足銀を加徴した。例えば正徳3—5年の足灰吹銀は17,094匁569で、内15,305匁余は買吹30人の引替分で、6,122匁余は享保2—5年に取立て、3,673匁余は30人中逃亡したもの18人あり残り12人について、享保6—15年に亘つて辨納せしめることとし16年に至つて漸く上納し、5,509匁余は棄捐した。また1,789匁余は買吹7人分で丁銀取立て新銀894匁余となり358匁ほどは享保2—11年に納め、残り536匁余は4人まで逃亡し3人で弁納することとなり、宝暦年間まで歴代の代官が取立を引継いだ。⁽⁶⁾

灰吹銀品位の改めと足銀追徴の方法は、明和6年3月の次の例に見ることが出来る。

但馬灰吹銀引替高	150,000匁	平均	7歩43入
内	25,000		8歩5入
	89,000		7歩5入
	35,500		6歩5入
位合足灰吹銀	1,479……150,000×(8歩416—7歩43)		

151,479匁を以て定位(8歩416)の灰吹銀150貫とするのである。⁽⁷⁾

灰吹銀の抜売などを防止するため、延享2年から御運上蔵役1人、見廻役2人が毎朝買吹方に廻り当日吹立鏈の升目を改め登記し、夕方買吹1人別の出来銀目を記し引替日に突合わすこととなつたことは前に述べたが、宝暦4年からは両替のとき掛屋1人の掛改であつたのを買吹2、3人宛当番で掛改めさせることとし手代に立会わしめたので、これも脇売を恐れたためである。

灰吹銀引替は

元文1,11	文宇銀	0.33416入
--------	-----	----------

宝暦3,11 // 0.5入
文政5 // 0.7入

と改正せられた。寛政2年大坂銀座で灰吹銀改方の改正があり、包改の費用を新に買吹より取立てることとし、1ヶ年120~130匁を要した。また足灰吹銀も多額となり、寛政以前は1ヶ年3,100~3,200匁程度であつたものが、8貫目位となり、文化2年には上納280貫に対し、足灰吹銀11,859匁685（丁銀17,789匁）に達した。その頃銀銅ともに産額減少し、鉍石の品位も悪く、文化元年5月には買吹山師惣代が江戸勘定所に出頭し、12割入引替と銅買上増価を願出で、また翌年代官よりも8割5分入と銅買上増価を申請したが、引替の増入については全く却下せられたのである。⁽⁸⁾

銅鉛の生産

一二二番により寛保元一天明4年の銅鉛並に白目の出来高を表記しよう。

表Ⅴ 寛保1一天明4 生野銅鉛白目出来高

	銅（貫）	鉛（貫）	白目（貫）		銅（貫）	鉛（貫）	白目（貫）
寛保1	53,284.8			宝暦13	72,174.1	687.9	
2	55,033.8			明和1	80,998.4	1,297.7	
3	68,115.2			2	74,352.1	1,854.3	
延享1	56,304			3	94,615.4	1,329.6	
2	64,922	12,299		4	70,724.8	1,486	
3	57,160.8	8,036		5	69,287.3	660.8	
4	42,320.69	8,519		6	70,749.4	1,592.8	
寛延1	49,119.2	19,166		7	84,989.3	1,298.9	
2	47,498	12,677		8	72,832.7	448	
3	45,077.2	9,415		安永1	81,082.4	1,241	
宝暦1	51,244.8	4,592		2	81,618.3	2,225	197.3
2	40,886.7	2,336.58		3	66,591.1	1,062.5	
3	33,115.1	5,200.8		4	77,146	1,776	
4	59,737.8	9,041.4		5	59,375.7	1,503	
5	72,292.8	2,376.4		6	59,996.7	1,335.2	
6	60,911.8	1,662.6		7	61,070.6	4,878	136
7	68,754	1,121.8		8	58,357.4	4,424.4	108.8
8	76,700.4	2,483.4		9	55,423.9	3,438.2	27.2
9	87,826.8	4,490.4		天明1	56,172.8	6,062.8	
10	77,112.7	4,477		2	44,622.9	6,924.5	
11	70,332.9	3,037.6		3	44,812.7	11,439.8	13.6
12	67,211.4	2,844.7		4	57,760.1	13,201.4	142.6

一番の寛政元一文政元年30ヶ年出来高によれば

銅 676,543.9貫 鉛 889,990.3貫 白目 29,927.1貫

とあり、生野領の合計産高と見られる。また文化7一文政2年、10ヶ年出来高によれば

銅	136,268.5貫	(851,678斤125)	
内	135,275.1	(845,469.375)	生野
	914.8	(5,711.5)	明延
	78.6	(491.25)	富士野

鉛	247,040.4貫	(1,354,388斤025)	
内	233,431.9	(1,278,122.05)	生野
	13,608.5	(76,265.75)	阿瀬
白目	18,077.8貫	(112,986.25)	
内	17,686.8	(110,542.5)	生野
	391.	(2,443.75)	明延

とあり、また前10ヶ年（寛政12—文化6年）の出来高との増減を記しているから、前10ヶ年の高を計出すれば次の如くなる。

銅	199,705.3貫		
内	196,996.3	(1,231,226斤875)	生野
	2,611.7		明延
	97.3		大野倉
鉛	369,075.7貫		
内	353,936.5	(2,212,103斤125)	生野
	14,845.2		阿瀬
	295		大野倉
白目	12,114.3貫		
内	10,943		生野
	1,171.3		明延

文政2年分出来高を文化7—文政2年、10ヶ年平均高として計算すれば、寛政元—11年の出来高は銅360,540貫69（2,253,379斤31）鉛310,781貫48（1,942,384斤25）となり、この内生野の平均1ヶ年出来高は凡そ銅20万斤・鉛17万斤ほどとなるであろう。

産銅高は宝暦5年頃より増加し、安永5年頃より幾分減少しているが、宝暦6—安永4年20ヶ年の平均年産高は、470,628斤半に達している。寛政元—11年には20万斤程、寛政12—文化6年10ヶ年には123,122斤6875、文化7—文政2年10ヶ年には85,167斤825と次第に激減した。これに対し鉛の産高は天明以前は概して少いが、寛政以後文化・文政にかけて激増した。

文化9年9月の代官の願書に、近年出銅僅小なることを述べ、若林山盛山の折には銀山の灰吹銀500～700貫、銅40～50万斤あつたが、当時は出銅7万斤に過ぎないといっている。若林山において明和5—7年、3ヶ年の出銅高1ヶ年平均12,785荷、1荷2斗1升、1升につき平均灰吹銀5分・銅80匁、灰吹銀134,240匁余、銅134,242斤余といわれた。同3ヶ年の生野出来銅平均年高470,887斤半に対し、約30パーセントを占めていた。

銅鉛の運上口銀と津出

銅鉛10貫に対する運上口銀は次の如くである。

		元禄16(匁)	享保5	元文2	延享3	宝暦3
生野	銅運上	2.42	新銀 1.21			丁銀 1,835
	銅口銀	1.9	0.95			0.95
	鉛運上		1.815		3.38	3.63
但播州						
銅山	銅運上	1.3	0.65	1.3	1.69	1.69
	銅口銀	1	0.5	0.5	0.5	0.5
	鉛運上				1.19	3.38

享保5年新銀で半減取立となり、元文2年より他山銅は運上2倍となつた。これは生野銅は銀絞りであるに対して、他山銅はそうでなく直段よきためである。延享2年に銀山附諸運上の中明年より増歩を伺出でた中に、生野銅は鏈にあつて分一運上などを納め取立二重となるに対し、他山銅はしからざる故を以て3割増となり、また生野鉛も鉛直段よく留槽より正鉛に吹分け売出すことになつて10割増となつた。他山銅は1年おく⁽¹⁰⁾れて10割増となつてゐる。以上はすべて丁銀取立であるが灰吹銀員数に換算し組入勘定せられ、宝暦4年より勘定も丁銀立となつた。

元文2年の代官の伺書によれば、生野銅は銅主より出高を書つけ掛屋で改めた上で、掛屋奥印し書付を役所に送り、役所より役所押切印と銅1丸毎に大印とよぶ通切手1枚を交付し、口留番所を通ることとなつてゐる。銅1丸は6,800匁、天明頃は掛屋の掛改賃1丸につき銀4厘、この頃は掛屋奥印し書付を御運上蔵に差出し、同所で員数を記帳、さらに見廻役所に廻送、同所で貫目丸数を津出帳に記入し、丸数だけの切手を認め役所に差出して押切印形を求めた上で、銅主に交付するようになってゐる。

元文頃は銅運上は1ヶ年分を掛屋方で取立一度に上納したが、延享年間には掛屋が毎日の出高を帳記して毎月御運上蔵役人に交渡し、運上は翌月晦日切に取立公納した。他山銅は1ヶ年分請負運上で極月に上納した。

享保6年の諸国銅山御用銅割賦額の明延銅山285千斤とあるは、主として生野銅であることは疑うまでもない。御用銅割賦制は同年末廃止し、元文3年4月幕府は銀座加役として銅座を大坂内両替町におき銅吹屋・銅問屋など銅方一切の商人を支配して、荒銅・絞銅・間吹銅・合銅・細工向吹銅など銅一切の売買を掌らしめた。即ち諸国出銅はすべて大坂に輸送して銅座に売渡さしめ、長崎廻銅と地売銅の割合は出銅高に応じて定めることとした。それとともに寛保元年鉛細工人以外の鉛購入を禁じ、翌2年銅吹屋の鉛一手買入を命じ、大坂廻着の荒鉛は銅吹屋入札法を以てすべて買入れ、御用銅吹立用分を除いて残りを鉛商人に売渡さしめた。しかも荒銅出高は計画の如くならず、寛保2年10月唐蘭方商売半減を令し、唐船銅150万斤、蘭船60万斤と定めた。貿易定額減少の結果は銅の一手買上、銅吹屋の鉛一手買入も無用となり、延享元年5月令して、以来は銅座はその入用の荒銅額を買取り、残りは銅問屋より希望の向に売渡すべしとし、ついで御用銅吹立用の鉛の外は荷主勝手に商人に売渡すべしとした。

元文3年12月生野で銅直段増給の強訴があり、翌年10月その仕置が行われたが、獄門2、死罪2、追放7、遠島1、戸々3、過料184の多人数に及び、その内に新町加奉佐治右衛門遠島をはじめ加奉の過料14人を含んでいる。またこの強訴に反対したと思われる者で褒賞せられたものは、銀10枚宛口銀谷町加奉2人、鳥目1貫文宛口銀谷町組頭61人、10貫月行事14人及び船橋や九右衛門、100貫文口銀谷町人中320軒に達している。

元文4年正月勘定奉行より山師買吹と銅座に銅直段につき熟談すべきを命じた。これは銅座買上となり買上直銅100斤につき銀170匁の公定は当時の物価高に対し「銀掘者勿論樋引日雇之類渡世難成、山稼仕當＝合不申」しばしば山師買吹より増直を訴え、代官より進言した結果であつた。これらの事情が元文3年の強訴を生んだわけである。山師買吹惣代が出坂熟談して、生野は他銅山と相違し少分の銀

も銅を絞るので絞吹入用銀として銅 100 斤につき銀 30 匁宛補償することとし、代官より経伺した。

銅座廃止後長崎会所は大坂に長崎御用銅会所を建て御定高銅 延享3年の
定310万斤 を秋田・盛岡・別子・立川・柏木・吉岡・生野・多田などから買調えたが、宝暦 4 年からは秋田 165
万斤 盛岡 73万
斤 別子立川 72万
斤 を以て充当した。明和 2 年再び銅座を立て長崎銅会所を以てそれに充て長崎・勘定両奉行の支配とした。銅座は諸国の出銅を一手に取捌き長崎御用銅の廻送の外、地売銅の売下を行い、問屋・仲買・吹屋など銅方関係の一切を支配した。銅廻着毎に問屋及び廻船のものより銅座に届出て、銅座より人を遣り問屋・船宿立会の上、廻銅の品位斤量を検査せしめ、即時山元宛に代銀を支払い、問屋・船頭の仮請取書を取り、後に山元の請取証文と引替えしめ、問屋口銭 2 分即ち荒銅代銀 100 匁につき 2 匁とした。吹屋で銅吹立のときは銅座より 1～2 名宛吹屋方を巡視し、地売銅の売口銭 2 分即ち地売銅代銀 200 匁につき 2 匁の口銭を以て吹屋仲買に引渡した。

銅座成立の時より吹銅売渡直段を 100 斤につき銀 223 匁と定め、銅座及び吹屋仲間から買取らしめたが、吹屋仲間が御定直段以上に売渡す弊があつたから、寛政 9 年 5 月銅仲間を廃し吹屋の銅売渡を停止して銅座一手で売下を行うこととした。銅座の払下高は払下出願人の申込総高に不足し、各自の申込高に按分し売渡さんとしたが、それは申込高を必要以上に増大させることとなつた。それ故従来銅座並に吹屋仲間から毎月定式の買入をなしたものに対し優先的に処置し、然らざる者に対しては種々制限を加えた。文政 2 年仕法を改め、1 年売下高 90 万斤を 3 回に分ち希望者に入札せしめ、一手入札の資力なきもの、或は入札しても落札しなかつたものは落札者につき相対で買請けることとした。

銅座設立に拘わらず、廻着銅高は依然として減少し、明和元年御用銅高は 245 万斤 秋田100万斤、別子
75万斤、南部70万斤 寛政 6 年 185 万斤 秋田60万斤、南部50
万斤、別子75万斤 となつた。宝暦 4 年以來の買上直段は

秋	田	100斤につき	156匁52
盛	岡		139. 48
別子立川			139. 48

であつたのを、秋田銅は享和 2 年 100 斤につき手当銀 10 匁、文化 10 年増手当銀 15 匁、盛岡銅は寛政 6 年手当銀 12 匁、文化 2 年増手当銀 18 匁、別子立川銅は明和 5 年手当銀 12 匁、文化元年増手当銀 8 匁を給した。文化 8 年には諸山一統に 100 斤につき 50 匁の手当銀を給し、また一方に銅座掛札直段を改め吹銅以下それぞれ 100 斤につき銀 50 匁の助成を与え、吹銅は 300 匁、間吹銅は 278 匁などとした。その他諸般に亘り山元・吹屋仲間に奨励を加えたので、数年の間に山方出銅増加し、地売も豊富となり、吹銅・荒銅ともに 100 斤につき 30 匁の直下を行つた。

吹銅払下直段は銅座設立以來 100 斤につき銀 223 匁と定められたが、寛政 9 年から時の相場によることとした。文政 2 年入札により 1 年払下高 90 万斤としたことは前述したが、吹銅直段はしだいに騰貴した。廻着高は天保 11 年 676,601 斤余、同 12 年 489,808 斤余と減少し、払下直段は 12 年 100 斤につき 387 匁 12 の落札であつた。町中売買直段は益々高直となり、幕末には 1 回の入札高 5～15 万斤の小額に減じた。

明和 2 年銅座開設以後の生野銅の買上直段は次の如くである。⁽¹¹⁾

		買上直段(匁)	売下直段
明和3	銅100斤につき	148	223
安永3		154	
寛政3		155 (155.48)	
文化5,5		172.52	350
文化8,2		219.5	300
文化14,3		172.5	270
文政1,11		142.5	240

文政2年8月従来銅座月々定直段を以て銅仲間株持に定式売下のところ、これを止めて1ヶ年90万斤を3度に30万斤宛、株の有無によらず入札によることとし、落札直段は246匁3分とし、また従来諸山出銅廻着しだい代銀を渡されたが、以後1ヶ年3度に30万斤宛売払代銀の割合を以て渡すこととした。

文化3年生野の山師買吹は灰吹銀引替丁銀の増加を求めるとともに、吹銅の払下をうけ払下直段と大坂町中売買直段との差による利益を生産費に還元して、炭その他物資・吹大工らの賃銀並に坑道の深化による経費増加などに対処せんとした。即ち従来銅100斤につき買上直段155匁余、売下直段223匁であり、5月山師買吹より5匁増228匁売下を勘定所に出願し、翌文化4年さらに代官所に12匁増240匁売下を求める願書を提出した。当時大坂地売直段は5ヶ年平均凡そ320匁ほどであつたから、80匁の余剰があり大坂表売捌の諸雑用2分通と見積り16匁を差引いた64匁が手取となる。従つて生野銅買上直段を銀4分増したと同結果になり、鉛石1升銅100匁含有の鏈を買吹が1匁に買取るを1匁4分に買取ることを得て、生産費過大のため休山となつた山も復活の希望を持つことを得て、1ヶ年産銅凡そ5万斤増加を期待出来るとした。代官よりこの趣旨を勘定所に経伺したが、採用せられなかつた。⁽¹²⁾

鉛は延享元年銅吹屋の一手買入を解き、御用銅吹立に要する鉛の外は荷主勝手次第に商人に売渡すことを許した。文化9年に至り諸国の荒鉛を銅座一手引請とし、新規の鉛山の分はすべて銅座に直送せしめ、従来大坂問屋に廻送した分は著船の上問屋より銅座に売上げることとした。生野では寛政以後文化にかけて産鉛高激増して、運上銀高も銅のそれをはるかに凌駕した。

寛政1—文政1 (30ヶ年)			
銅	676,543.9(貫)	運上銀	181,534.358(匁)
鉛	889,990.3		407,615.566
白目	29,927.1		8,274.834

銀銅産額が停滞または減少する傾向であつたに対し、産鉛は重要な地位を占めるようになり、文化9年以前の相对勝手売の時代は、鉛荷物引当に銀子の前借も可能であつた。銅座一手買上となつて他直段に比して下直で、享和3—文化9年10ヶ年平均売直段に比し1ヶ年83,700匁(金1,390兩余)の損銀であつたという。しかし鉛荷引当前借の途も塞がれたが、文化11年8月諸鉛山の鉛出方多き故を以てその処置法取調の期間生野鉛の大坂廻送を止め津留とした。文化10年の買上鉛代銀は1ヶ月平均37,400匁余(金620兩余)に達したが、津留のため入銀の途も絶え、全山の死命にもかかわるほどの打撃を与えた。よつて代官に出願して、急速に津留を解除せられるか、出鉛を代官所に納め買上直段

を以て拝借銀を許し買上代銀支払のとき返納するか、また取調期間内限りの勝手売を容認せられるか、その何れかを許されない以上は、全山6,000余人の内渴命に及ぶもの多きことを訴え、同時に惣代が出府して歎願すべきことを申立てた。代官も事情を認めて文化11年9月勘定所に経伺し、出鉛を代官所に納めしめ従来の直段に3割引の代銀を貸渡すこととし、代銀を大坂銅座より請取らしめた。⁽¹³⁾ 諸国産鉛高増加により買上直段下落を見越して3割引の積りとしたのである。

銅・鉛・白目ともに飾磨より海路大坂に運ばれたが、文政年間に銅・鉛100斤についての諸経費(匁)は次の如くであつた。

0.892	銅100斤入目代	7.36	御運上口銀
4.48	御運上口銀	0.286	掛屋藏敷
0.57	以繩手間代、1丸に付 0.25	0.229	飾万津間屋藏敷
0.093	掛屋庭敷、1丸に付 0.04	5.256	森垣より大坂まで駄賃運賃水上口銭
0.424	銀山より森垣まで津出運賃1丸に付 0.28	0.17	大坂間墨売捌口銭
0.022	森垣勘兵衛改賃1丸に付 0.01	0.57	以繩手間共1丸に付 0.25
0.235	森垣間屋藏敷 1丸に付 0.1	0.6	大坂より代銀下り駄賃
0.235	飾万津間屋藏敷1丸に付 0.1	4.5	大坂より代銀下まで60日の前銀
4.94	森垣より大坂まで駄賃運賃水上口銭	18.971	合計
0.57	大坂より代銀下り駄賃		
13.001	合計		

産 金

銀山の鉱石中に金を含有したものも多かつたと想像せられるが、銀銅の精錬と併せて金の析出を行つた事実は文献上認められない。しかし銀分の多い金鉱の採掘は時にあつたようである。寛文8年6月葛畑の久太夫山に銀の良鉱を出したが、この山の下方に往時金山があり作畑村の長左衛門なるものが金を掘つたと伝えている。しかしその金は銀分の多い白金で4両替^{小判1両に4両で替える}であり、浸水のため寛永年中には仕捨てられたという。なお生野領で金山として知られたのは、中瀬金山である。中瀬は元文3年休山となり、宝暦4年に村の山師出願し、少分の出金を代官所に持参し17匁替^{金1匁丁と定銀17匁替}と定めた。同6年3月山吹金出方20分の1の積を、代銀を以て運上を取立てることとした。この年より4ヶ年ほど相当の出金があつたが、⁽¹⁴⁾ 両替した金は11月頃手代が御取箇帳持参参府のとき携帯して江戸御金蔵に上納し、金位は金座の改めをうけた。金山の内切稼入との歩分は、好況のときは、内切と山主が4分—6分或は5分—5分で、不況のときは7分—3分であつたという。⁽¹⁵⁾

註(1) 巨智部博士の報告書には、古記録も参照せられており、とくに幕末の文献を引用したことは確実であるが、今その所在を確め得ないものがある。

(2) 文化4年卯8月 布施孫三郎 但州銀山出灰吹銀御吹上直増并出銅同所買吹者江買請願之儀伺書(銀証43)

(3) なお幕末の灰吹銀上納高について、太田氏の採集した「御銀登りの先触」と石川来太郎氏蔵石川日記によつて見るに次の通りである。()は用意灰吹銀高

安政4, 7	75,000匁 (3,500匁)
12	75,000 (3,500)
5, 3	25,000 (3,000)
文久1, 11	70,000

2, 12	175,000
3, 53	36,000 (2,000)
8	50,000
12	28,000
慶応1, 8	40,000余
2, 4	31,000余
8	18,000余

上納は大体3、8、12の諸月に年3度に行われる。以上の内文久3年分は確実に算定せられ、安政4年分は210貫であつたから、3月上納は60貫であつたことが推定せられる。

- (4) 文化9年申9月 恩田新八郎 但州生野銀山之内蟹谷山若林山水拔稼方御手当銀申年限 = 付跡稼方年延願出相糺候趣伺書(銀證48)
- (5) 寛政5年丑6月 稻垣藤四郎 但州生野銀山灰吹引替置銀不足 = 付追請取之分御入用立方伺書(銀證3)
- (6) 享保18年丑7月 岡田庄太夫 但州生野銀山灰吹銀位劣足銀取立残之分寄捐伺出(銀證26)
- (7) 明和6年丑3月16日 銀座年寄 灰吹銀於銀座位改仕譯書付之事(一番)
- (8) 文化4年卯8月 布施孫三郎 生野銀山出灰吹銀御吹上直増并出銅同所買吹共江買請願之儀伺書(銀證43)
- (9) 延享2年丑9月 堀江清次郎 但州生野銀山之内丑年々割増伺書(銀證18)
- 延享3年寅9月 小野左太夫 但州他山鉛御運上伺書(銀證31)
- (10) 未4月 小林孫四郎 但州生野銀山山師買吹銅直段銅座江熟談仕候儀申上候書付(銀證9)
- (11) 銅座初り之事(一番)
- (12) 文化4年卯8月 布施孫三郎 但州生野銀山出灰吹銀御吹上直増并出銅同所買吹共江買請願之儀伺書(銀證43)
- (13) 文化11年戌9月 恩田新八郎 但州生野出鉛賣捌方之儀に付伺書(銀證45)
- (14) 中瀬金山年々金出高(一番)但、江戸上納は11月頃であるから、大体10月までの分を持参し、11一翌年10月の金高を次年度の分とする。

宝暦 4	山吹金	70.1匁	宝暦 12	536
5		628.2	13	251.5
6		1,787.3	明和 1	247.95
7		1,239.3	2	531.1
8		1,291.5	3	400.6
9		1,414.4	計	9,784.15
10		667.8	銀	16,633.455 (17双替)
11		788.4		

- (15) 明和4年亥6月 平岡彦兵衛 覺(銀覺)

第 四 節 稼山経営及び労働の実際

稼山の経営及び労働の實際を、この時代の代表的の御所務山若林山と、幕府が生野を回生する大計画として実施せしめた一ノ谷、保盛山・蟹谷山・若林山など一連の大水抜普請の實際について検討しよう。

若 林 山

若林山盛山期の明和はじめ頃に、主要な掘場は大別して多聴の内、外3ヶ所ほどあつたが、それぞれの最深部の四つ留口廊下よりの高低差、距離並に揚水排水施設としての樋数は次の程度に達してい

た。

多聴之内 本樋35挺 枝樋18挺 正下り245尺(40間5尺) 四つ留より62間余

薄身之内 本樋110挺 枝樋20挺 正下り880尺(146間4尺)—770尺の誤か 四つ留より450間

中山向之内 本樋61挺 正下り427尺 四つ留より970間

大山向之内 本樋43挺 四つ留より652間余

本樋は多少は長短の差はあるが、大体1丈5寸内法3寸2分4方、突木長3尺2寸の木製ポンプで、3尺5寸引の勾配を以て装置し、正下り7尺となる。枝樋は竹製のポンプである。樋を継立てるには毎挺請舟を据置き請舟に揚水を注ぎ、次の樋にて請舟の水を揚げて逐次に繰揚げするのである。当時稼行の中心となっていたのは、薄身之内であつて、多聴之内は已に浸水のためには仕捨てられていた。

明和3年11月薄身八挺の万年所・春吉所から出水して、翌年2月よりは烈しくなつた。^{強水といふ}八挺は薄身之内の坪に当る掘場の区域で、春吉・万年所はその坪内の内切稼の掘場即ち所であり、薄身之内でも最深奥部に近い位置にあつた。明和4年2月の山主勘兵衛の願書によると、万年所の位置は、四つ留より廊下125間を距る薄身之内103挺下込んで跡向^{山向の反対、即ち多聴の方}10間ほどのところといい、多聴の口は四つ留より17—8間廊下の先でその最奥部は35挺下込み、山向^{即ち薄身}に60間ほどの長さで傾斜(走)しているから、万年所はその70挺ほど下方に当り多聴の潑水が洩落ちたのでないかと述べている。⁽¹⁾

そこで山主より樋引人夫80人位を近村より徴集することを願つた。即ち勘兵衛抱の80人、薄身樋引60人と合せて220人を以て樋引せんとした。この内薄身樋引は従来薄身之内で樋引に従つた人夫、勘兵衛抱は他の勘兵衛の稼山などで働いていた樋引であらう。人夫は森垣村に対して、庄屋・年寄・筆頭より病人に至るまで軒別に割当てられ、4組計90人を割付け、2月23日—3月2日10ヶ日に40人が詰めた。手当銀は40人中に24人が1人につき4匁、16人が同じく4匁5分であつた。樋引賃銀は1人1日につき2—3匁であつたから、徴集人夫の手当は極めて安直である。しかも手当銀計168匁の内山主よりの支出は68匁、残り100匁は村足し銀とし、100匁=5,700文の内3,550文は村家別寄銭⁽²⁾1軒別の門役40文で不足分は山主が取替ということとした。

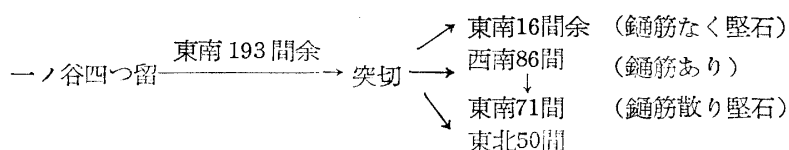
4月5日遂に樋引を休むこととし、八挺より上方の九挺七番まで樋数66挺を引くこととした。朝夕に4,000フチ引いたという。1引即ち1フチは約5升、1時^{2時}に630フチで31石6斗というのが当時の計算であつた。その後に薄身之内の稼行成らず、中山向之内、十八荷・廿四荷・六挺之内などの掘場を掘つた。

明和8年頃には薄身の水勢弱くなり、九挺二十番より八挺十二番まで樋数17挺を立て、翌安永元年4月に1,000両の資金を以て八挺十二番の樋引に取りかかり10月までに廿九番の樋に至つた。この資金は銀山内の身元相応の者よりの出資銀20貫余と山主の調達したものである。10月下旬には万年・春吉所を除いて、先年来浸水していた所、8、9挺前^{この挺は所を数える単位、}を稼ぐことが出来た。12月下旬万年所に接した大五郎所及び盛久所より出水し、翌年正月頃は昼夜15,000フチ宛計3万フチを毎日排水したが、やがて九挺七番まで浸水した。盛久所は「手大工ニテ相稼」とあるが、これは内切渡でなくて勘兵衛抱

の大工で直営した掘場である。九挺七番の「上へ通り」即ちそれより高位にはよき場所もなく、また翌年春頃は樋体44挺九挺七番まで樋66挺、110挺より差引く、分の経費を以て他に普請を試みたが成功しなかつた。明和後期より安永年間に至つて若林山の銀銅出高が激減したのは、このような経過に伴つた。

一ノ谷水抜普請

寛政4年より向う10ヶ年、公金3万両の利子1,200両を毎年給与し、「生野山内惣根凌＝相成」一ノ谷水抜普請に着手したことは銀山復興の大計畫ともいふべきものである。これは寛政2年暮から翌年正月にかけて御勘定役笹川運四郎らの巡見の際に有力な山師11名より出願した結果であつて、現在3万両谷の字名を残す場所より坑を穿つて、古来の大盛した鋪の集中する所謂大谷筋合壁の山々の下方に切行き、この方面の中枢的大排水坑たらしめんとしたもので、これを一ノ谷諸山根凌大水抜とよんでいる。山師に給与せられた金額は、寛政4—10年6ヶ年分7,200両、代官が大坂御金蔵より請取り銀に引替えて、434,034匁1両平均60匁、285替となり、山師に交渡した分は395,034匁184で、支給停止の指令があつて残銀は生野運上蔵に保管した。一ノ谷山師のいうところによれば、中止の現在の工程は、大水抜四つ留より約200間東南に向つて掘り、ここで東北より西南に走る突切粘土の大断層に当り、突切に沿ひ東北に向ひ50間程切延しているという。なお詳しくは寛政4年7月8日—10年9月5日の工程は



外に風廻のため古鋪新規切立とも3ヶ所計700間余、内463間古鋪普請となつている。利子金給与が中止せられ、一ノ谷山師から更めて御貸元銀500貫に対する利子銀60貫を年々給与されんことを願つた。

500,000匁	
内 38,999・816	寛政10年までの給与の残銀
288,000	寛政10・7—享和2・6 3万両の利子4ヶ年分
173,000	新規の拝借貸附之金

その理由として、突切に沿ひ東北の方向に大谷筋大通まで切行けば、上通り一ノ谷大水抜の廊下並よりの大谷筋の合壁の山々の水抜となり、また途中下滝間歩あつて風廻となる。この工程約200間、その先は東南に向えば富林山・馬伴山・升形山・飛越の鑊先・若林山となり、突切に沿ひ進み、それより鑊筋を追うて東南は登尾谷筋・双宜山谷・乙伏谷、西北は掘切山・籠間歩・今盛山となり、これらは古来銀山の中核部をなすものであるとするのである。しかもこの願意は幕府の聴くところとならなかつた。⁽³⁾

一ノ谷水抜普請と風廻の目的で新規見立山2ヶ所の普請の計畫とその見積経費を、普請開始の前に提出した明細書があり、これによつて工事の規模及び資材・労働力・下財らの賃銀などを⁽⁴⁾知ることができる。(表Ⅶ)

保盛山普請

一ノ谷大水抜の継続工事に対する銀500貫を元金とし貸附利子銀毎年90貫下附の願意は、寛政12年

6月代官より経伺した。享和2年9月に至り、勘定所は保盛山稼方が銀銅の相当量産出の見込ありとする先年の願書を採用し、渡方差留中の4ヶ年分手当金4,800両及び残銀38,900匁(金649両余)の2口合計5,449両余の利子銀35,300匁余を給与することとし、兼ねて一ノ谷水抜普請にも出情せしめることとした。即ち右の元金を享和2年より向う10ヶ年間貸付け、1ヶ年利子1割2分の内10分の1を貸附取扱諸経費として代官の手許に取り、残りを山師に交渡したのである。かくて享和3年8月より保盛山稼行に着手し、文化元年10月—2年正月鉋石を採掘したが、川並より凡そ樋数26挺即ち182尺下底に切下り出水甚しく、昼夜樋引入足200余^{或は300ともいう}がかかり、代官より不足の分は近村の賃人夫を徴用した。けれども出費大きく文化2年正月稼方を中止したようである。文化元年10月から97ヶ日の出鏈高は2,054荷余代銀24,861匁17で、1,281匁09の運上銀を納めている。その後も随時に普請が行われたと見えて、享和3—文化13年に、銀127,656匁を請取つた計算になつている。享和3年8月—文化元年12月の保盛山稼の諸経費内訳は表Ⅶ⁽³⁾の如くである。

雇大工・手子の番数は延人数を示すことになる。雇大工の場合に月によつて1日に11番より33番平均となつている。1昼夜6番交替1番2人掛りとすれば、12人積り(12番)となるが、銀切などの工事を含めて同時に2、3ヶ所で作業が行われていたから30余番(1昼夜30余人積り)になる時もあつた。雇大工の賃銀は1日大体2匁4分であるが、山留・定番・定使は通常は月給であるが、雇入解雇の月は日割で計算せられた。明日雇は銀場屋敷の地ならし、水門寛伏せ・四つ留結び・樋引雇の使歩きなどに従い、賃銀は1日に2匁が普通であつた。日雇はから山^{あかり}鉋石を含まない土石を取捨てるに使用し請負仕事であつた。とくに注意せられるのは、文化元年8月6日から涌水強くなり、排水費が巨額を占めたことである。樋引賃をはじめ本樋・竹樋などの直接入用が48貫に達し、また山留・定番・定使が増員或は新置せられ、諸経費が増大したのは、主として排水作業のためで、この年度の経費の大半はそのためであつた。保盛山稼ぎが休止せざるを得なかつたのも当然である。

銀切賃の内には、切広賃・鉋作り賃を含めて表示した。銀切は保盛山内の鉋盛・岩銀・梓下り・三挺下りなどにおいて、鉋石を切出すために1丈〜4、5尺を諸所に切入つた工事で、文化元年10月頃より鉋石を採掘した。鉋作り賃302匁4分は、11月・12月の鉋の荷造り費である。切広賃の中には樋座のための切広普請もある。

表Ⅶの1 一ノ谷大水抜1ヶ年諸経費積り

下財雇賃	17,203匁2	1人1日に付2匁	6.144人
手子雇賃	14,745.6	〃 1.2	12,288人
山留雇賃	5,760	〃 3	1,920人
銀場小屋定番雇賃	2,340	1人1月に付60	3人
銀場小屋定使雇賃	1,989	〃 51	3人
敷内燈油代	5,250.816	1石に付 430	12石2112
ノミ	736	1本に付 1.15	640本
山鉋	72	1丁に付 4.5	16丁
鉋	25.6	〃 1.6	16
ホッハ	11.2	〃 2.8	4
トツツル	11.2	〃 5.6	2

山 斧	21	〃	7	3
マゴハチ	21	〃	3.5	6
ゲンノウ	27	〃	13.5	2
ノミ先焼直賃	3,686.4	1日直分	9.6	2,457,600本分
ノミ減代足賃	7,065.6	〃	18.4	
諸鉄具直賃	975	1月直分	75	
呟	230.4	1枚に付	0.12	1,920枚
丸 タ ッ	403.2	〃	0.35	1,152
エ ブ	195.84	1箇に付	0.17	1,152
繩	90	1貫に付	0.45	200貫
炭	384	10貫に付	2.5	1,536
薪	537.6	〃	0.7	7,680
燈 油	330.24	1石に付	430	7斗68
計	62,111.896			

水扱は延長900間、竪6尺横2尺、大工1昼夜8番とし、1番2人宛、1昼夜の行地1尺、1ヶ年閏月とも384日で64間を切る計算である。

- 下財は大工をいい、1昼夜8番、1番2人宛とし384日で延6,144人となる
- 手子は1昼夜32人分とする。
- 山留は1昼夜5人分とする。
- 銀場小屋は水扱四つ留口銀場元小屋で、1昼夜3人宛詰め定使は定番の下役である。
- ノミ先焼直は毎日行われ、640本に積られる。
- 諸鉄具は鋏、鋤、ホツハ、ゲンノウ、斧、マゴハチである。
- 炭・薪・燈油は銀場小屋用である。

表Ⅶの2 新見立山(イ)1ヶ年諸経費積り

下財雇賃	4,300匁8	1人1日に付	2.8	1,536人
手子 〃	3,686.4	〃	1.2	3,072人
山留 〃	3,456	〃	3	1,152人
銀場小屋定番賃	780	1人1月に付	60	3人
敷内燈油代	1,486.08	1石に付	400	3石456
マゴハチ	10.5	1本に付	3.5	3本
ケンノウ	13.5	〃	13.5	1
ノミ先焼直賃	921.6	1月直分	2.4	61,440本
ノミ減足賃	1,766.4	〃	4.6	
鉄具直賃	208	1月直分	16	
呟	115.2	1枚に付	0.12	960枚
丸 タ ッ	201.6	1に付	0.35	576
エ ブ	97.92	〃	0.17	576
繩	45	1貫に付	0.45	100貫
炭 代	96	10貫に付	2.5	384
薪 代	134.4	〃	0.7	1,920
計	17,553			

表Ⅶの3 新見立山(ロ)1ヶ年諸経費積り

下財雇賃	4,300匁8	1人1日に付	2.8	1,536人
------	---------	--------	-----	--------

手子 //	1,843.2	//	1.2	1,536人
敷内燈油代	1,188.864	1石に付	430	2石7648
ノ ミ	184	1本に付	1.5	160本
鉄	6.4	1丁に付	1.6	4丁
山 鋸	18	//	4.5	4
ホ ツ ハ	5.6	//	2.8	2
トウヅル	5.6	//	5.6	1
マゴハチ	10.5	//	3.5	3
ケンノウ	13.5	//	13.5	1
ノミ先焼直賃	921.6	1日直分	2.4	61,440本
ノミ減足賃	3,532.8	//	9.2	
鉄具直賃	208	1月直分	16	
吠	115.2	1枚に付	0.12	960枚
丸 タ ツ	201.6	1個に付	0.35	576
エ ブ	97.92	//	0.17	576
縄	45			100貫
計	12,698.584			

新見立山 (イ) は忠三郎山より80間下方、大水抜四つ留より約130間鉋先きにあり、大水抜1番の風廻を兼帯する目的で、堅5尺横2尺の坑を切つた。

新見立山 (ロ) は幸三郎山より90間下方、大水抜四つ留より約270間鉋先きにあり、大水抜2番の風廻を兼帯する目的で堅5尺横2尺の坑を切つた。

○ 下財は1昼夜4番で1番1人掛り延人数である。

○ 手子は1昼夜4番(イ)は1番2人掛り(ロ)は1番1人掛りである。

表Ⅶ 保盛山稼入用品訳

享和3.8—3.12				文化1.1—1.12		
雇大工	4,983匁2	2,116番	1番に2匁4—2.33	15,569.6	6,543番	2.4
手子	2,879.4	3,767番	1番に0.75—0.78	10,810.5	13,710番	0.78—0.8
明日雇	146	73人役1人役に2		322.87		2
日雇	128			94		
山留	450	4ヶ月半	1ヶ月に100	2,777.42	1月—7月(1人)8月(4人) 9月—12月(5人)	100—108
定番				405	8月(2人),9月-12月(4人)1ヶ月に25-40	
定使				334.31	8月(2人),9月-12月(3-4人)1ヶ月に25	
留木	2,528.8	1,399荷	1荷に1.8	1,420.5	790荷半	1荷に1.8
板(6分)	244	61間	1間に4	2,591.37		
木材	34.1					
柄(山鋸・斧)	4.45	18本		36.96		
トウヅル	16.8	3丁	1丁に5.6	30.6	5丁	1丁に6.12
ホ ツ ハ	32	8本	// 4	61.7	17	
大ホツハ	15.6	3	// 5.2			
ゲンノウ	20.8	2	// 10.4			
ノ ミ	169	14束	1束に12	1,062	88束5把	1束に12
1尺ノミ	47.6	15本		22.4	8本	
2尺ノミ				67.9	13	

斧	36	6丁	1本に 6	75.1	13丁
小 斧				6.5	2
山 鋤	46.9	9本	// 5.2	71.1	11
小 鋤				22.5	18
鋏	18	10せん	1せんに1.8	50	33せん
4 寸 釘				10.36	1抱6連
3 寸	28	7把	1把に 4	180.4	44把9連
足 2 寸	75.2	47	// 1.6	316.4	194把
並 2 寸	7.2	6	// 1.2	73.6	66把
ぬ か 釘				192.65	389把9連
その他釘	1.2			51	
直 し 賃	30.86			100.3	
焼 賃	28.62			241.23	
縄	84	70束	1束に 1.42	} 709.65	310束3把
呟	30.7	285枚			5,468枚
タ ッ	182.25	292代		308.44	1,046代
エ ブ	9	60代		40.03	242代
油	1,800.2	3石9	1升到4.42—4.75	8,019.08	17石53
炭	121.75	22荷半	1荷に5.4	} 752.81	106荷
薪	7.5	5駄			
さざえから	1.5				
土	144.6	1,446貫	1貫に0.1	974.4	9,896貫半
家 大 工	115.17			1,585.5	528人役半 1人役 3
(銀 場 屋 敷 その他普請	1,598.35				
銀場購入用				1,500	
筆 墨 紙	39.45			257.09	
綿・木 綿				116.6	
小 入 用	148.07			1,502.61	
銀切入用	419			4,490.16	
樋引賃など				45,514.13	8月6日—12月
樋 竹				549.13	
前 ハ タ				47.6	
ッヅラ皮				438.9	
樋 釘				375.51	樋49丁分
樋引会所家賃				142	8月より3軒分
計	16,673.27			104,322.08	

蟹谷山稼・若林山水抜普請

保盛山稼が浸水のため文化2年正月休山となり、出願の上同年4月蟹谷山稼に切替えて水抜並より樋30延余²¹⁰_{尺余}低い場所の溜水を揚げて舗普請に従った。翌3年正月水勢強くて普請を中止し、水並より上方を稼行、また附近の新見立山を試みた。⁽⁶⁾

文化5年3月より御手当銀を以て、升形より以前に切つた水抜を切延し、若林山に抜いてその排水をはかり、さらに鍾筋を追うて蟹谷山に切渡しこの方面の水抜ともする普請を計畫した。若林山排水

のため升形口よりの水抜工事は、安永9年生野7ヶ町身元よきものより銀30貫を出資せしめ、その貸付利銀1割3分の内6分を助成に当てて4月より試みられた。しかるに堅石にて1ヶ月3尺位しか切られず、天明2年9月さらに近郷より127貫を出資せしめ、貸付利銀の内6分7,620匁を以て助成し、3ヶ所より切進める計畫を立て勘定所の経伺を得た。即ち切立水抜引立引立は鉾石の掘場をいうより凡そ61間ほど先に鑢通りがあり、そこに風廻坑があるのを水抜並に40間程下り込み、水抜の方に迎鑢、若林山の方に向鑢を切立て、合せて3ヶ所で1ヶ月9尺の延地を以て切抜くというのである。⁽⁷⁾

かくて一ノ谷山師は若林山主勘兵衛と談合し代官より経伺してその工事にかゝり文化9年までに59間余を切延した。当時の調査では総間数222間5尺の内、従来の工事が左右の入曲を除いて行地74間3尺あつたという。しかし依然として堅石で1日間行地6尺をいう堅4尺横2尺の切立に、昼夜20ヶ日を要して、多少の排水費を含めて銀800匁余を費したとある。また風廻のため唐箕を以て送風したが、往々火燈不能のこともあり、風廻坑を掘る必要を認めて、文化8年4月に升形の内五番元鑢の鋪中普請に着手した。五番元鑢は天明4年頃に相当の出荷があり、御所務山となつたこともあつて、升形水抜引立より45間余隔てていて26庭ほど掘下げていたというから、多分天明2年に計畫し鑢通り風廻を掘込んで鉾に当つたものであらう。それをさらに掘下げて水抜と同水準とし、迎鑢で切るという前年の計畫を再び採用した。9年2月には五番元鑢の普請中に鉾石を切出したが、出水あり秋頃には鑢引入足毎日12人で排水している。8年6月下旬水抜行地引立より水出て水煙のため点火できず、背打坑内の高低を平均すること明和以來強水のため溜水のままであつたして9年2月成り排水順調となつた。山師の見込ではこの水は若林山内の盛鋪であつたのであらうという。しかるに文化9年は享和3年以来10ヶ年の御手当銀の満期に当る。よつて御手当銀10ヶ年延長の許可を代官より経伺し、五番元鑢との抜合は文化11年の見込であり、同所より若林山大盛目当の場には凡そ52間余でそれより3ヶ年で文化14年切渡の積りなるを陳し、また若林山より蟹谷山には凡そ300間で鑢筋を追い、残り4ヶ年では水抜切立は不能であるが、4ヶ年の御手当銀並に道中見込の鉾石の利益を以て完遂可能の見込であると述べた。即ち文化10年より5ヶ年間、5,449両余を元金とし、年利1割2分中の1分を諸入用に充て9分を山師に支給し、諸入用中の5厘、山師手当の内1分8厘を大坂御金蔵に納めしめた。即ち年利1割2分の内10分の7・2が山師に与えられたので5ヶ年銀147,852匁となる。この御手当銀はその後継続し、文化5年5月一文政3年10月4,529日内作業日3,820日に切立154間5尺5寸で、以前の切立74間3尺と合せて、残り2間4尺5寸となつたという。しかし作業はなお継続し、文政8年には文化5年以来210間余切立てたという。最初の222間5尺という見込に実際上には多少の出入があつたようであるが、この水抜は若林本鑢の廊下の下方60米位に貫通しているといふことである。⁽⁸⁾ 享和3年以後の手当銀と入用内訳は次の通りである。⁽⁹⁾

628,353匁429	享和3—文政9	御手当銀御繰替請取分
内127,656・935	享和3—文化13	保盛山稼入用
173,825・2	文化2—文化10	蟹谷山稼入用
29,591・805	文化5—文化9	一ノ谷山稼入用
331,986・495	文化5—文化8	升形谷底水抜延間数210間余切立
計663,060・35		

34,707・003	不足此分保盛山出鏈代併御貸附銀拝借その他借を以て相續す
保盛山出鏈高	2,054荷余、代銀24,861匁17、運上銀1281匁09
蟹谷山出鏈高	4,032荷の鉋、77,665貫余の石銀、運上銀4743匁82

下財の雇傭関係

山主が「山之鉋筋見立新規＝間歩口を明け稼」「前々より有來候古間歩＝ても取明け相稼」ぐ場合に或は自ら掘り或は抱下財を以て掘り、さらに「山方宜敷罷成候ば下財を雇ひ掘」すこともある。下財は大工をいうが、手子・樋引らについても同様である。

鉋に当るまでの作業を普請といい、水抜・煙出の工事も普請とよぶが、さらに銀切即ち採鉋作業において、山主は下財を雇傭使役するわけである。雇傭にも「抱置き」と「雇入れ」があつて、雇入れは山方よろしく稼山の発展につれて次第に行われる場合が多い。賃銀は相対の上で極められ、山況好転によつて下財の雇入れが競われて賃銀騰貴し「抱置候下財も雇ひ候下財も賃銀＝過不足有之候」といわれている⁽¹⁾。

御所務山などでは所とよぶ掘場を内切渡にすることが多い。これは前に述べたように、下財が山主と談合の上で、所の採鉋を請けるのである。

舗内を預り掘場を監督し、危険な場所には留木を入れしめ、下財の頭となるものを留大工或は山留といつた。山留は宝暦頃の記録に給銀1ヶ月60～70匁とあるが、保盛山・蟹谷山稼・升形水抜普請では給銀100匁ほどであり、一ノ谷水抜普請では一日につき3匁の雇賃であつた。一ノ谷水抜普請にはじまる1連の工事において、大工の賃銀は1日2匁8分～2匁4分、手子のそれは1匁2分～8分平均である。一ノ谷水抜の場合、大工は1日16人積り、手子32人積り、保盛山稼には最高1日に大工は32～33人、手子は70人積りに達したので、工事の拡張につれて雇入れたわけである。若林山をはじめ諸稼山の山主の許に召抱の大工・手子・樋引らが相当数あつたのであるが、銀山内にはその外にかなりの労務者の予備的蓄積があつたものと想像せられる。18世紀以後において、個々の山についても亦銀山の銀銅などの惣生産についても、かなりの変動が見られた。銀山の戸口数にもとより多少の異動はあるが、それは或る限度内で極めて顕著な増減は見られない。銀山労務者が全体として或る数を保つていたことが察せられる。それ故銀山が著しく不況となつたとき、銀山内の下財が他領銀銅山に出稼ぎするものもあつた。寛政9年7月以来役所ではそれを取締つている。そして若林の如き重要山で強水の場合には、一時に数百人の樋引人夫を必要としたから、銀山内の雇入れだけでは不足し、近村より徴発することが行われた。

山主井筒屋勘助の稼山の1ヶ年毎に収支を記した山方万覚帳の幕末の分数冊が、勘助の後裔吉川氏に襲蔵せられている。Ⅷは文久2年の帳簿によつて作製した。この年の稼山は鶴林山^{文久2年春、達切替山}、盛山^{文久2年7月切替山}、秀林山の3山であつて、前2者は白札山、秀林山は直入山であるが、この年の運上は不要であつた。山留1人、大工11人、手子8人、樋引3人があり、賃銀は5・10・15・20・25・晦日の六斎日に支払われ、山留も月極めでない。同じ大工・手子でも賃銀に差があり、また賃銀の増給も認められるが、例えば大工杉松の如く3匁の賃銀に間々2匁のこともある。労働時間の関係によるものであらう。普通賃銀の外に、秀林山で3月に熊蔵・嘉代蔵が5ヶ日銀切3尺で54匁、12月良助・

熊吉が11日—27日銀切3尺で200匁を給与せられている。銀切引立とある如く、鉾石を採掘した分である。

山留・大工らは山主より前借銀をしている者多く、大体10回以上の割賦で、六斎日の給銀中より返済している。返済までに2、3年もかかるものもある。かれらは井筒屋召抱のものと思われる。

表 VIII 井筒屋勘助稼山山留・大工・手子・樋引稼日数賃銀

	1日分賃銀	1年分賃銀	稼日数(384日内)	鶴林山分賃銀(日数)	達盛山賃銀(日数)	秀林山分賃銀(日数)
山留 勝之助	3匁	1,023匁	341日	735匁(245日)	288匁(96日)	
大工 与 助	3	339	114	163 (55)	90 (30)	87匁(29)
常 蔵	3	698.3	234	485.4(163)		213 (71)
熙 吉	3	537	179	186 (62)	9 (3)	342 (114)
卯之助	2~2.4	529.6	233	137.6(59)	12 (5)	380 (169)
利之助	2~2.4	695.6	300	48.8(21)	223.2(93)	423.6(186)
杉 松	2~3	75	35	28 (14)	25 (11)	22 (10)
藤 吉	3	69	23		69 (23)	
政 吉	3	75	23		75 (23)	
政 蔵	3	90	30		90 (30)	
巳之助	2~2.4	143.2	69		56 (27)	87.2(42)
喜代蔵	3	116.4	39			116.4(39)
手子 岩 蔵	1	102	102	45 (45)	30 (30)	27 (27)
豊太郎	0.8	80	100	2.4(3)	73.6(92)	4 (5)
安 吉	1.2	252	210	145.2(121)	64.8(54)	42 (35)
作 蔵	0.8	97	124		42.2(53)	54.8(71)
岩 吉	1~1.1	54.7	51	14 (14)	40.7(57)	
高 蔵				85 (85)		67 (67)
品 蔵	1.2	121.2	101	12 (10)		109.2(91)
寅 蔵	0.8	69.4	80			69.4(80)
樋引 忠太郎	3			3 (1)		
卯兵衛	2.5				7.5(3)	
喜之助	2				6 (3)	

鶴林山は正一9月20日、達盛山は9月21日—12月稼山であつた。

常蔵 9月10日—9月15日賃銀2匁4、与助 正月8日・9日同2匁、卯之助 4月より2匁4分、岩吉11月より1匁1分、利助 5月より2匁4分、与助、杉松は達盛山で3日及び2日間樋引として働いた。

註(1) 明和4亥2月9日 若林山師勘兵衛願書(諸山年曆覚所収)

(2) 太田虎一氏採取 若林山樋引助人足割附帳

(3) 寛政12年申6月 布施孫三郎 但州生野銀山之内一ノ谷山隊方御手当御貸附金山師願筋相札候趣伺書(銀証39)

(4) 寛政4年子同2月 稻垣藤四郎 但州生野銀山之内字一ノ谷大水抜井新見立山隊方入用吟味伺書(銀証38)

(5) 吉川泷一氏蔵 享和3亥年8月と12月迄保盛山稼入用品訳帳、享和4子年正月と12月迄保盛山稼入用品訳帳、なお文化4年丑正月と9月15日迄 保盛山稼入用品訳帳がある。吉川氏の先代井筒屋勘助は、一ノ谷山師の1人でありまた郷宿であつた。

VIIの内訳より合計したものと、訳帳に記した惣合と僅小のずれがある。ところが訳帳に、諸費を錢何匁と記し、例えば文化元年分は惣合104貫277匁6分2厘、此銀94貫892匁6分3厘とある。即ち錢1匁に付91文

- 銀1匁に付丁100文とする。享和3年分は錢1匁に付平均90匁6分2厘、銀1匁に付平均100匁2分とある。
これは実際の支払は錢で行われたことが多く、丁銀で勘定する場合と相違があつたようである。
- (6) 文化3年寅正月より12月迄蟹谷山稼入用品訳帳が吉川氏蔵にある。
- (7) 天明2年寅9月 内田鉄五郎 但州生野銀山之内若林間歩水拔并諸山助成之儀に付取計方伺書(銀証34)
- (8) 文化9年申9月 恩田新八郎 但州生野銀山之内蟹谷山若林間歩水拔稼方御手当銀申年限ニ付跡稼方年延願出相組
候趣伺書(銀証40)
- (9) 藤原醇造技師の談による。この水拔は例えば薄身之内30挺ほどの深さであるから、実際は遙かに下方にまで掘込んでいた。
- (10) 天保4巳年4月 一ノ谷山師覚(一番)
- (11) 但州播州金銀山由来并金銀銅鉛吹方仕法書(銀覚)

第五節 銀山町の構成

町 制

銀山内の7ヶ町には、年寄・年行事及び加奉の町役人があつて、公事訴訟の際の公用を勤め触流に従ひ、その他一般の町政に与つた。後期において定員は計17名で次の如くである

口銀谷町	年寄2	猪野々町	年寄1	新町	加奉4
奥銀谷町	加奉2	小野町	加奉3	相沢町	加奉2
白口町	年行事3				

加奉は生野及び中瀬金山に見られるが、享保5年御用向諸事の触流は口銀谷町年寄より加奉に達することとしたから、加奉連名の下に以後は加奉中より2人宛月番を極め勤務することを述べ、役所より直接に触達を得たことを願つた。その口上書に「奥辺之儀ハ山師買吹銀掘下財山留樋引杯ト申テ諸国ノ者モ入込候ヘハ御威光ヲ以相勤來申候」と述べており、元來加奉は山稼行のもので、山方関係者の集中した町の町役となつたようである。延宝一元祿に山主として現われた加奉と、正徳3年7月山主惣代として拝借銀を請願した加奉と以後の町役人としての加奉を表記すれば次の如くなる。

	延宝5一元祿8	正徳3	享保5	宝暦9	寛政6
新町	勘兵衛	〃	〃	〃	
	久太夫	〃	〃	〃	〃
	勘左衛門	〃			
	奎右衛門	〃	〃	〃	〃
	九郎右エ門	〃	〃	〃	〃
	善右衛門	〃			
		辰之助			
					茂三郎
奥銀谷	嘉右衛門	〃	〃		
	幾右衛門	〃	〃	〃	
	弥五兵衛				
		庄兵衛			
				宗十郎	〃
小野	彦右衛門	〃	〃	友右衛門	友二郎
	弥兵衛	〃	〃		〃
		源兵衛	〃	〃	

//

幸右衛門 久 蔵

相 沢

善五兵衛

//

友三郎 政兵衛

加奉の後裔について現在その系譜を調べることは不可能の状況であり、2、3を除いてはその名によつて同家なること示す位であるが、加奉が世襲であつたことは明かである。菊屋勘兵衛・大野彦右衛門及び久太夫の如きは、中期以来の代表的山主であつた。

銀山町の入口

銀山内居住者に対して、人別米給付の制があつて「山方に拘る者」と「山方不拘者」とではその量に多少の差があるが、人別米の基準となる口数が計上記録されている。これを宝暦4年の代官の伺書並に銀山記によつて表示しよう。⁽¹⁾

表 IX 寛保3—寛政13 生野銀山人口表

寛保 3	6,354	安永 1	6,813
延享 1	7,195	2	6,848
2	7,579	天明 5	7,088
3	8,151	寛政 5	7,104
4	6,550	6	5,939 (内社家山伏ら22)
寛延 1	6,112	8	5,979 (21)
2	6,322	9	5,988 (22)
3	6,345	10	5,994 (26)
宝暦 1	6,440	11	6,000 (27)
2	6,411	12	6,100 (28)
3	6,533	13	6,100 (27)
明和 8	6,905		

この口数は宗門改によつて計出せられたようである。銀山では大体7—8月に手代以下が懸りとなつてこれを実施した。人別米は11月より翌年10月までを年度として払下げられ、口数前年度のものが基準となるわけであるが、宗門改後の口数移動も多いから、これを調査する必要も生ずる。寛政5年の如き8月の宗門改の後1,282人を減じたという。この調査の実施は人別米給与の立方に多く関係するので後に述べる。7ヶ町の口数の割合については次の例がある。

		宝曆12	宝曆13
口	銀	1,276	1,272
猪	野	352	350
新		1,447	1,456
奥	銀	973	971
小	野	1,224	1,221
相	沢	290	284
白	口	1,153	1,149
	計	6,715	6,703

人別米は「山方に拘る者」或は「山師買吹」と、「山方＝不拘者」或は「その他惣人別」との間に多少の差があるが、さらに具体的にどのような者がこの2種の中に含まれるかを、明和7年11月より翌

8年10月までの支給の実際について見よう。

530石0442	山師買吹481人	1日1人に付3合1
5,876・754	6,385人分	1日に付2合6

6,384 人を説明して、下財・手子・樋引・鉋石荷物運その他日雇とある。また寺院・山伏・加奉・年行司・年寄・米銀御蔵番計54人に対して別に御手当飯米1人に付平均3石2872,計177石51が計上せられており、また餅米が惣人数6,866人の内山師買吹・町役人家内人数587人を除いて、6,281人に対し1人につき1升11余を配当している。これによつても山師買吹481人というのはその家族数を集計したものであり、その他の6,385人の中には下財ら山方関係者並に寺院・山伏・町役人らの家族員すべてを包含したことが明かである。⁽⁴⁾従つて明和頃の山師買吹は凡そ100人ほどと見られる。買吹に山師の兼営または族縁者にして営むものが多かつたことは前述した。

銀山の盛山期である前期の山師及び下財らの口数など不明なことは遺憾であるが、延宝一元祿の稼山山主にして知られる数を次に挙げる。

口銀谷町	10人	(内、桜町2 下町2 鍛冶屋町1 御領所町3)
新 町	34	(内、坂町4)
相 沢 町	13	
奥銀谷区	15	
小 野 町	30	(内、小野河原町4)
白 口 町	2	
外 に	13	(内、内山3 真弓3 森垣5 津村子1 岩屋谷1 猪野々1)
計	117	

享保16年11月新町・奥銀谷町が全焼し、役所より夫食を貸与し3ヶ年賦で返済せしめた。夫食は11月22日—12月29日、38ヶ日分で、男1人1日につき2合で1,815人分女同じく1合で1,371人分計3,186人分190石038であつた。新町には若林山主菊屋勘兵衛が住居し、勘兵衛の抱下財、男513人女290人計803人がその内に含まれていた。この場合下財^{狭義には大工をいう}は手子・樋引らをも含むものと思われ、また家族員数を合わせた数である。抱下財の外に、必要に応じて雇役した雇下財があつたことは前述した。

口屋と銀山町隣郊村落

口屋(口番所)は銀山町と外部及び銀山内主要の稼山の地区を劃した関門であつた。享保6年に5ヶ所^{真弓村口、森垣村より栃原村に通ずる坂口、を罷めて、播磨口・但馬口・作畑口・石淵口・小野口・竹原野村上口、内山坂の段口、津村子口}、口白口の6ヶ所とした。延享2年また内山口、真弓口^{市川端の市川口}を復した。享保6年11月に6口に立てた制札によれば、上銀・灰吹銀・銅・白目・留槽・米・大豆の積出を取締り、銀山内商品は改めを請うて運上銀(入役)を納め、販売の予想つきかねる品は相応の質物を置いて販売次第に吟味をうけて運上銀を差出すことを定めている。

銀山内に不用の者の出入は禁止した。殊に交通の多い但馬往還は、播磨神西郡森垣村より御陣屋^{役所}の西部を北上して円山村に出たから、森垣村より鉾山に入る播磨口は口屋中で最も重要であり、但馬口これに次いだ。森垣村には旅宿があり役所より、旅宿に対しても取締の掛札を与えた。寛政8年7月の掛札によれば、商人職人ら身元の確かものを改めの上で銀山に入る通切手を与えられるが、不用

の者、出家・山伏・修行者らの用向不明の者は入るを禁じ。薬種屋も新規の者は入るを許さなかつた。旧来の薬種屋は以前より播磨口のみ通手形を与えられていたのである。本来銀山内には外部の商人の止宿は禁止せられ、また銀山内の者も用向不明の者が外出して客と内々掛合う如き場合は、その名を注進せよと指示している。銀山に入る商品に対し口屋で入役を取立てたが、搬入売買禁止品として銀細工物並に銀細工類似の白目使用の品があつた。

銀山隣接村落は銀山と特殊な関係を持つていた。(1) 口役人の小屋の建替修理などは8ヶ所の内6ヶ所の分は公費を以てしたが、作畑口は作畑・大畑2村、竹原野口は竹原野・上生野・黒川3村の負担であつた。⁽¹⁾(2) 森垣・真弓・栃原・川尻の酒屋は銀山に造酒を入れた。また小間物座役を銀山に納めたのは、小間物を入れたからである。(3) 森垣村庄屋は銀山人の商人らの身元調査、銅津出荷数改めなどに従つた。(4) 樋引人足が急場にこれらの村より徴召せられたことは、特に重要である。(5) 役所・運上蔵・奥口御米蔵出火の際は、神西郡森垣村・真弓村・栃原村・多可郡大山中村・猪笹村・作畑村より火防人足として馳付くべきことが定められていた。寛政6年神西・多可2郡が生野支配より大坂支配に移つたときも、森垣村庄屋の津出銅改め並に銀銅抜荷改めは、従前の如く生野代官支配下で行われ、旅宿取締なども生野より指令した。山師らのこれらの村に居住するものも少くないが、これが生野の山方支配に属したことはいうまでもない。

生野領と銀山の飯米

前期において生野領約3万石からの蔵入米及び他国他領からの買入米を、銀山内に払下げ、直段は概して近国相場より高直であることが多かつた。中期において生野領の確実な石高については不明であるが、銀山の口奥御蔵、中瀬金山及び矢根銀山の御蔵、計4御蔵の蔵附村を割当てて、その物成米・大豆をこの4ヶ所に蔵入した時代がある。その米高は生野13~14千石、中瀬・矢根合せて800~900石といわれる。残余の物成は在売とよび、4ヶ所直段を以て銀納した。享保5年払米直段を高くし、銀山外の米直段が格別安かつたから、山師下財は外米を多く買入れた。その時の売米高を以て1ヶ年の入高と定め、勘定所に経伺して、1人についての米量をきめ、以後その割合で払下げることとした。それ故に銀山内の口数の移動により毎年の入高を勘定所に経伺することとなつた。これを人別米或は手当米とよび、山師買吹の分は1人につき2合8勺、山方に拘わらぬ者の分は同じく2合4勺であつたが、⁽²⁾延享元年11月に3合1勺と2合6勺に改められた。人別米高は、7、8月に行われた宗門改の口数を基準とし、11月より明年10月までを1ヶ年分として計上せられた。宝暦4年暮より1ヶ年6,000石と定め、閏月分増高500石を4ヶ年に割付け毎年125石を持越すこととし、山師買吹とその他の者に対する人別高は従来の如くした。

	人別米高(石)	口数
寛保3.12—延享1.11	5,585余	6,354
延享1.11—2.10	6,726余	7,195
2.11—3.10	7,812余	7,579
3.11—4.10	7,633余	8,151
4.11—寛延1.10	6,649余	6,550
寛延1.11—2.10	6,204余	6,612

2.11—3.10	5,919余	6,323
3.11—4.10	6,435余	6,345
宝暦1.11—2.10	6,015余	6,440
2.11—3.10	5,992余	6,411
3.11—4.10	6,621余	6,533

延享4年までは口数の増減が著しいが、その後はほぼ安定しており、寛保3—宝暦4年の平均1ヶ年⁽⁷⁾6,508石余というのが、6,125石を定数とした基礎であろう。

生野領の範囲は時代により変遷がある。宝暦年間には生野領が播磨諸郡に2万石が分在するといわれ、天保年間生野代官の支配は但馬・美作で74,183石余とせられ、幕末には但播美3ヶ国で8万石となつている。銀山内の払米即ち人別米の外に、後に述べる稼料米・買請米に充当せられたのは、但馬の蔵入米であり、播磨神西・多可2郡の数百石の物成米が地役人に対する扶持と買精米にあてられた。

銀山の口奥両御蔵詰の村々が割付られており、また創始の時期は不明であるが、納付を初納・2納⁽⁹⁾の2期に分けて村々について割賦せられた。幕末の例は次の如くである。

初納米割賦(石)

口 御 蔵	3,564.5		
内	1,867	但州朝来郡	36ヶ村
	1,399.5	養父郡	26ヶ村
	158	出石郡	6ヶ村
	54	播州神西郡	5ヶ村
	86	多可郡	3ヶ村
奥 御 蔵	1,997.5		
内	1,945	朝来郡	50ヶ村
	52.5	多可郡	5ヶ村
計	5,562		

初納割賦は10月上旬で中旬より納付せしめ、2納は12月20日頃までに残りを皆済せしめた。村々割賦石数の口屋切手(大印)を交付し、手代・御蔵役立会を以て俵数貫目を改めて受納した。貫目升目定法は但州米1俵20,400匁播州米21,000匁大豆21,000匁で、1俵5斗入込米1升、不足分は足米を命じた。出役の手形は村々納帳を携帯して毎日の納高を記入し、村には手代・御蔵役連印の請取札(蔵札)を渡し、後に皆済目録に引替えた。寛政年間に請取札を止め、手代・御蔵役連印の1紙^{かよい}の通としまた口屋通切手は餅米・大豆の分に留め米の分は廃した。その後、米・大豆ともに1石宛の鑑札を庄屋に渡し口屋通りの節鑑札を置かしめ、当日の納高と鑑札の高を突合せ、庄屋は鑑札を持帰り、皆済のときこれを引上げることとした。

物成の1割は大豆納となるが、銀納の割合については一定せず、また大豆納も事实は銀納とする率が高かつた。米納銀納の率は毎年各村に通達せられて米割回状と称した。朝来志によれば、享保6年10分の1は大豆納、残りの4分の3は米納、4分の1は銀納であり、同16年は4分は米納、6分は銀納であり、延享中7～8分または9分は米納であつたと記している。寛政3年朝来郡45ヶ村の例では

本途見取高	4,533石151	
内	3,062石511	米納

854.838	銀 納
373.452	大豆銀納
176.8	御手当米
65.5	買 請 米

となつてゐる。明和7年生野領物成は表Ⅹの1の如くであつた。その内銀山払米は、人別米・稼料米を主とし、内訳は表Ⅹの2に示される。ところが、払米に口奥両御蔵より出るが、直段の立方に差があり、また人別米・稼料米によつても相違がある。明和年間より人別米・稼料米について込米代銀を別に取立て、1俵5斗1升積の払となつた。従つて込米・込大豆代銀計6,653匁296が明和7年より増勘定となつた。

表Ⅹの1 明和7年生野領物成

17,919石619	(米)	
内 9,491.5		銀山払
2,822		銀銅山山師買請米
4,233.828	銀159,263匁.98	但州古料村々銀納 1石に付37匁617
1,372.291	55,052.198	但州新料村々銀納 1石に付40.117
1,801.82	(大豆)	
内 150		銀山払
175		竹田町、森垣村買請大豆 1石に付49.875
1,466.82	銀73,157.648	但州古料村々大豆銀納

表Ⅹの2 明和7年銀山払米内訳

9491石5	銀山払
内 530.0442	山師買吹481人分、明和7.11.1—8.10.29,354日分、1人1日に付3合1
5876.754	下財、手子ら6,385人分、日数同断、1人1日に付2合6
2416	御所務山2入山師稼料米餅米共
200	久林山師稼料米
100	緑青山師
50	小福地山師
177.51	寺院・山伏・加奉・年行司・年寄・米銀御蔵番計54人分、御手当飯米とも
17.1	餅米、買吹99挺、1丁に付1斗727余
69.9	餅米、惣入数6868入の内山師・買吹・町役入の家内入数587人を除く6,281人分
54.1918	盛山出来のとき買請申付、渡方なきとき森垣村磯次郎に渡す

表Ⅹの3 明和7年銀山払米代銀内訳

9,491石5	銀 325,894匁876	払米代
189.83	6,517.897	込米代
内 3978.9954	129,782.893	人別米口御蔵詰1石に付32匁617
79.58	2,595.661	込米、直段上同
2,427.8028	80,280.155	人別米奥御蔵詰、1石に付33匁066
48.556	1,005.601	込米、直段上同
65.5	2,332.914	餅米、口御蔵詰、1石に付35.617
1.31	46.658	込米、直段上同

48	1,731.216	餅米、奥御蔵詰、1石に付36.067
.96	34.924	込米、直段上同
2011.046	7,564.796	山師稼料、寺院、山伏ら手当米分、口御蔵詰、1石に付37.617
40.22	1,512.956	込米、直段上同
960.1972	36,119.738	山師稼料、寺院、山伏ら手当米分奥御蔵詰、1石に付37.617
19.204	722.396	込米、直段上同

表Ⅹの4 明和7年銀山買請米代銀内訳

2,822石	銀127,151.匁983	銀銅山山師買請米
内 2,257.6	84,924.139	但州米の分、1石に付37.617
564.4	42,227.844	播州米の分、1石に付74.819

表Ⅹの5 明和7年銀山払大豆内訳

150石	6,769.95	銀山払
3	135.399	込大豆
内 64	2,872	口御蔵払、1石につき44.875
1.28	57.44	込大豆、直段上同
86	3,897.95	奥御蔵払、1石につき45.325
1.72	77.959	込大豆、直段上同

払米直段の立方は、口御蔵分人別米は、豊岡町における明和7年10月15日より同月晦日までの上中下平均相場より1石につき2匁5分引とし、奥御蔵分人別米は口御蔵直段に4分5厘を増すのである。⁽¹¹⁾餅米は口奥ともに1石につき3匁高とした。稼料米并に寺院以下に対する手当米は、両御蔵ともに口御蔵分人別米直段に5匁高で村々銀納直段<sup>但州古料
村々銀納</sup>に相当する。

銀銅山山師買請米は、稼料米と同直であるが、込米を含み、また播州米は買請米の2割ほどを占めたが、但州米に比し殆ど2倍に近かった。即ち播州米代銀は小野左太夫代官のとき<sup>延享3
宝暦3</sup>播州3分の1直段<sup>3分の1銀納
の銀納代直段</sup>を以てし、寛政12年頃には地直段が3分の1直段より下直になり播州買請米を⁽¹²⁾廃止した。

大豆の人別払直段も口奥御蔵で差があり、口御蔵直段は豊岡町10月15日より晦日までの上中下平均直段より1石につき3匁5分引、奥御蔵段は口御蔵の4分5厘高となる。買請直段は口御蔵直段の4匁5分高で、これが大豆銀納直段に相当した。

人別払米を掛米とよび、六斎<sup>3,7,12,17,22
27,3月</sup>は2に払い、前日に御運上蔵に代銀を納めた。御蔵より当人が直接に受取るを直掛とよび、その余は米屋が受取おき米屋より各自が引取ることが行われた。

宝暦4年人別米石高を決定したが、山師買吹及びその他の者に対する配給量は定まつているから、口数の増減によつて過不足を生ずる。殊に米屋の配給が広く行われるに至つたものと思われ、米屋の配給範囲が定まつてくる。その基礎は7、8月の宗門改による口数であるから、その後の移動によつて米屋の許にしばしば手持が出来る。宝暦11年12月から銀山内の死去人・他所行人・出稼人を毎月書上ることとなり、また米屋がその配給先の者を書上ることになつたと銀山記にある。明和8年・安永元年の記録によると、宗門改の後、死去・他所行などによる口数分に対して1人につき2升92及び1升47を引米として差引いていて、その積りで米屋にも払われたのであろう。天明5年の宗門人別高は

7,089 人であつたが、宗門改の後に死去及び他所行によつて15人減じ、且その上に仮引として1ヶ町に10人宛計70人の減少を見越して1人につき1升宛を引米とし、その基礎の上に天明5年11月より6年10月まで人別米を配給しようとした。寛政5年8月の宗門改人別高7,104人でその後1,282人という激減であつたから、人別米1,378石8斗が同年11月よりの配給より引米となり、300石は銀山町方の買請を命じ、678石8斗は定式石代直段に2匁増を以て銀納とし、残り400石は預備のため御蔵詰とした⁽¹³⁾という。

11月以後の人別米を引当として米屋より平常借米するものがあつた。米屋は山主であることが多く、また地主でもあつて、家督米とよび作徳米などを貸付けたのである。また人別米引当に借銀するものもあり、米屋は立替分或は引当銀米の人別米を御蔵より受取つたことはいうまでもない。これらの米屋の御蔵よりの受取分を村方と協議して御蔵役に願出て、御蔵詰米を出さず、村方納の形に替えるを引納と称し、村方よりそれだけの米を適時に直接に交渡することが行われた。また米屋は払米関係の外に米穀の町売をも行つた。

米屋の町売や郷宿の買入米のため、口屋通願書に役所より裏書押印して渡したが、寛政5年以後はこの切手を廃止した。生野近辺は米穀の売買少き場所であり、米穀買入に対し役所は口屋の運上を免じ保護を与えた。天明6年は凶作で、翌年正月新町の米屋で買占をなすものあり一揆が暴発せんとしたほどであり、御蔵詰米も延納し、人別米なども不足し、銀山内の身上よきものに助貸銀抛出を命じ、津居山溪の他国入船より米穀の調達を計つた。

近辺の私領村々に米屋が先銀を渡して新穀の出来次第に請取ることが行われた。寛政頃には先銀をとり約束通り米を渡さず、役所と地頭役人の交渉となつても容易に解決せず、先銀米買も止んだという。寛政3年は不作であり、同4年には一ノ谷大水抜普請に着手して他所の下財も入山し人別増加の状況にあつたから、米屋の私領における先銀米買を命じ、米渡しの滞る村方は代官より領主役人に掛合つて生野役所に召喚し、なお不埒の筋申張る村方は幕府に訴えて指示をうけ処罰することを代官より勘定所に経伺した⁽¹⁴⁾。

稼料米は山主に対する手当払米であり、買請米は山主の分が主であるが町役人・掛屋・但播州酒屋の分もある。稼料米は御蔵詰より払い代銀は但州村々銀納石代と同直段で、明和以後は1石につき込米2升の積りの代銀を取立てたから、貢米の駄賃を計算に入れても銀納より幕府に有利であつた。買請米は役所より買受人に切手を渡し村より直接納米を受取り、銀納同直段の代銀を買受人より納済するから、駄賃だけは幕府に有利となつた⁽¹⁵⁾。

稼料米・買請米の制度が始つた時期は不明であるが、御所務山の制度が確立せられた頃であろうと思われる。御所務山若林山主勘兵衛、同千珠山主友右衛門に対する稼料米は次の通りである。

	勘 兵 衛	友右衛門		勘 兵 衛	友右衛門
寛保 3	1,026石	752石	寛延 1	880	640
延享 1	530	300	2	930	676余
2	730	500	3	930	664余
3	630	400	宝暦 1	956余	450
4	680	545	2	664余	

宝暦4年向う3ヶ年間は各1人に対し稼料米1,200石・買請米500石とすることを代官より経画しており、若林山稼料米は宝暦5—文政2年1,200石宛てあつた。しかし宝暦8年に、山況に応じて増減することとし、右の石高以内は勘定所に経伺に及ばずということになつた。

山師の稼料米の一方式に納替がある。但馬では作柄の間係で蔵納に困難が伴うことと、山師が正米を一時に請取つても捌方不便であるために、稼料米を御蔵より受領せず、その分を以て村方納に替え、代銀を納めて、村方より直接米を請取する方法である。次の書式の覚を山師より提出する。

覚

口 御 蔵 1 米 何 石 御 蔵 印 外 = 余 石 何 石 御 運 上 蔵 印 米 何 石	何 村 外 何 ヲ 村
--	--------------------

右者私へ被下置候稼料米之内、納替＝付書面之通奉請取候、代銀之儀者別紙迄証文之通急度御上納可仕候、依而如件

山 師 誰 印

生 野

御 役 所

この納替米請取書は御運上蔵より役所に廻し裏書を得た。また納替の願書には、納替石数と村名を記し、山師と村惣代の連名で、山師の引請米高は稼料米を以て決済せられたき旨を記した。弘化3年4月、役所より山師・買吹・米屋が納替并に後に述べる買納などを引請け、代銀納の延納分を願出ても取上げぬことを通達し、山師の納替米請取書に代銀受取済の文言を書添えたものを御蔵役に差出し、役所に廻し裏書を得て御蔵に廻し、山師に渡さず村々に渡すこととした。⁽¹⁶⁾

買請米の買請人は山師の外に、町役人・掛屋・酒屋があるが、切手を渡し村々より直接に米を受取つたけれども、村々の割賦の渡方が渋滞しがちであつた。それで弘化4年に買請米切手受取後、翌年2月晦日限りその旨届出すべしとした。酒屋買請米は宝永年中に森垣・真弓の酒屋、山口村酒屋九郎右衛門、竹田町酒屋六右衛門に許されたが、その後3分の1酒造の令により寛政5年に買請米高も3分の1とし、播州米8石4斗、但州米33石6斗は村々に割賦銀納せしめた。寛政12年に播州米は地売直段が安く買請御免を願出て買請を止めている。

但州は米不足の国柄のため、村方で他所米を買入れて納めることがあるが、山師・買吹・米屋がこの買納を引請けることがあつた。即ち彼ら引請人は、村々より代銀を受取つて但州小繕所、丹波福知山領、播州福本知行所払米を買受けて納めるのである。この場合に、前述したように買納者の代銀上納の延滞を役所より責めているが、実際は買納者は買請米と同直段で銀納して、米穀は自家用に充当したのである。⁽¹⁷⁾

- 註(1) 宝暦4戊年7月 岩佐郷藏 但州生野銀山取計方之儀=付伺書(銀證23)
- (2) 銀山名山覚書
- (3) 宝暦13年未5月 七ヶ町加奉連印覚(銀秘)
- (4) 明和8卯年正月 平岡彦兵衛 込米代銀取立之儀=付伺書(銀證27)
- (5) 宝暦4年免除を勘定所に伺つたが許されなかつた。(銀証23)
- (6) 元文3年午4月29日 見廻役覚(銀覚)
- (7) 宝暦4戊年7月 岩佐郷藏 但州生野銀山取計方之儀=付伺書(銀證23)
- (8) 寶暦12壬午年仲秋 平野庸脩編 播磨鑑
- (9) 木村氏藏 初納米割賦帳寫 (御藏一件所収)
- (10) 明和8卯年正月 平岡彦兵衛 込米代銀取立方之儀=付伺書(銀證27)
- (11) 牧民金鑑八、御触書新四五に「明和七月諸國御年貢米並大豆石代金納へ相用候相場之儀、毎年十月十五日より同月晦日迄国々町場市場等之相場、御料者御代官、私領者領主役人奥書印形いたし為書出、御勘定所に而吟味之上相場相極候儀に而」とある。
- (12) 寛政12申年9月 布施孫三郎 買請米之内貳歩通播州米之分御免之儀伺書(銀證41)
- (13) 文化11戌年12月 恩田新八郎 但州生野人別御手當米取斗方伺書(銀證44)
- (14) 寛政4子年同2月 稔垣藤四郎 但州生野銀山稼人共飯米買入方之儀=付伺書(銀證2)
- (15) 弘化3午10月 生野御役所 稼料御手當米與買請米之元利書取(御藏一件所収)
- (16) 納菰案文(御藏一件所収)
- (17) 嘉永4亥年4月 生野兩御藏詰米之内納替引納買納之手續書

おわりに

以上生野銀山について、それぞれ特殊な問題について、かなり検討を加えつつも、全体として幕末までの推移を捉えようと試みた。この間に、現在まで自分の知れる他所他領の銀山の形態と比較しながら、その類型とともに生野の特殊相を自分として理解しようとしたのである。しかしそれが十分成功したものとはいえないが、自分の研究の現段階ではやむを得ない。

昭和25年以来毎年9月に本年を加えて4度、生野町並にその周縁の村落に資料及び現地調査を行ってきたが、それを通じて感ぜられることは、やはり明治以後の文献の散佚とくに最近十数年間のその著しいことである。しかも自分の採集したところ、また自分の経験により予想し得る範囲では、個々の重要な問題について、なお相当に研究を進め得るものがあるということである。そのためには現地を熟知した採鉱や冶金の専門技師で、しかも歴史的理解力を有つた人々の協力を得ることが最も望ましい。

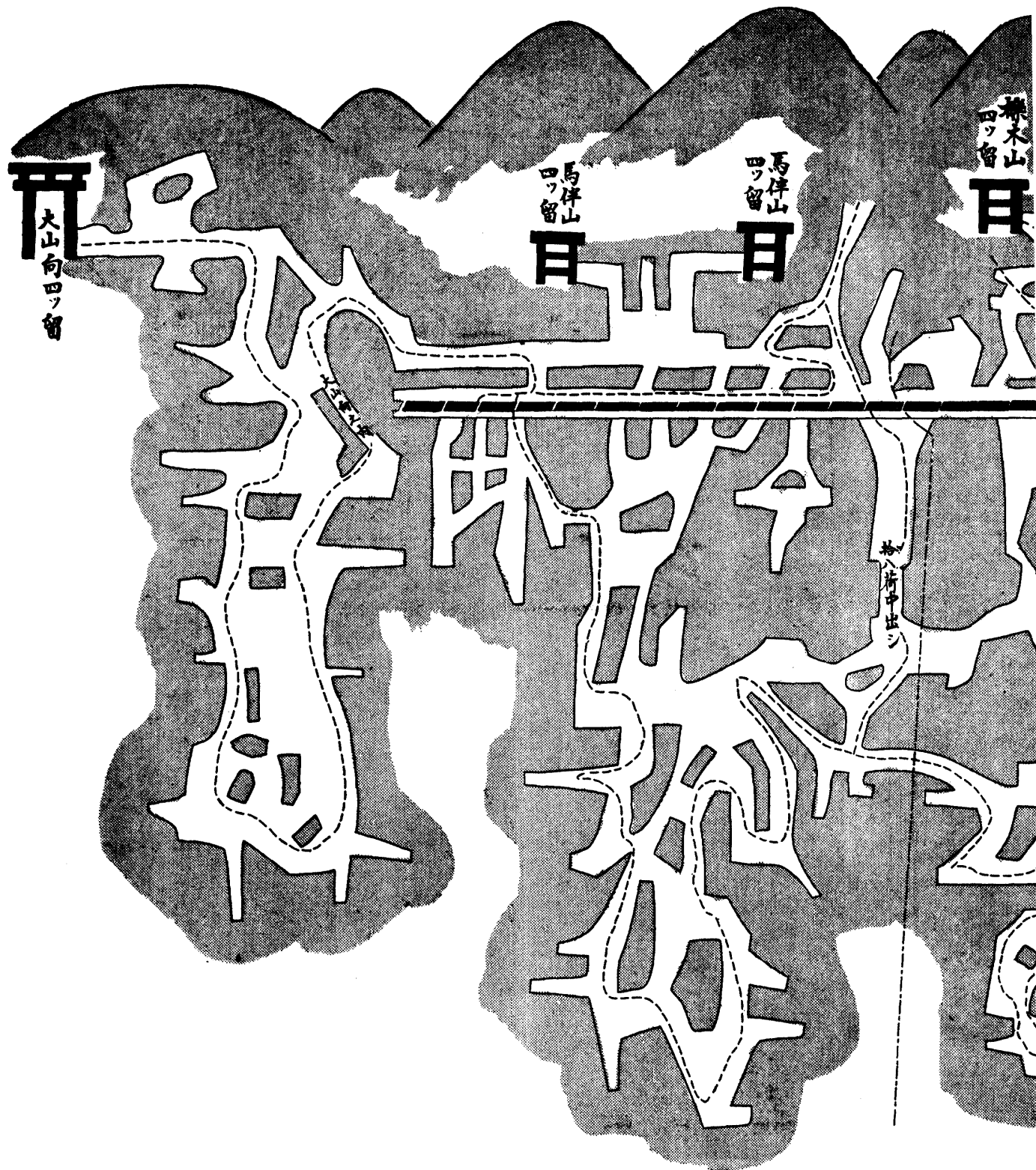
生野においても無数の稼山の興廃が見られたが、その重要なものについての歴史は、なお若干明かにし得るであろう。技術史上の問題は、とくに前述の専門技師の協力を得て、新しい展開が期待し得るものと思われる。経営や労働の組織などの問題は、単に文献資料のみでは充分に実態が捉えられない。しかし現在では現地につき明治以前のそれを採集することは不可能である。また銀山と隣接の農村村落との関係、即ち飯米やその他の食料の需給の関係、鉱山労働力の需給問題、それらの村に対する影響などの問題は、資料採訪を村落にまで推進せしめねばならぬ。豊岡市鳥井山三郎氏藏の「公私之雜録」文化11年6月27日の条に、豊岡の5ヶ町が当時の大山師大野友右衛門より銀30貫を借用したことが記されている。山主の経済力は米穀などを通じて村落に及ぶではなかつたのである。

その他さまざまの諸問題が、一応銀山の歴史展望なくしては、その歴史的意味を明かに掴むことが

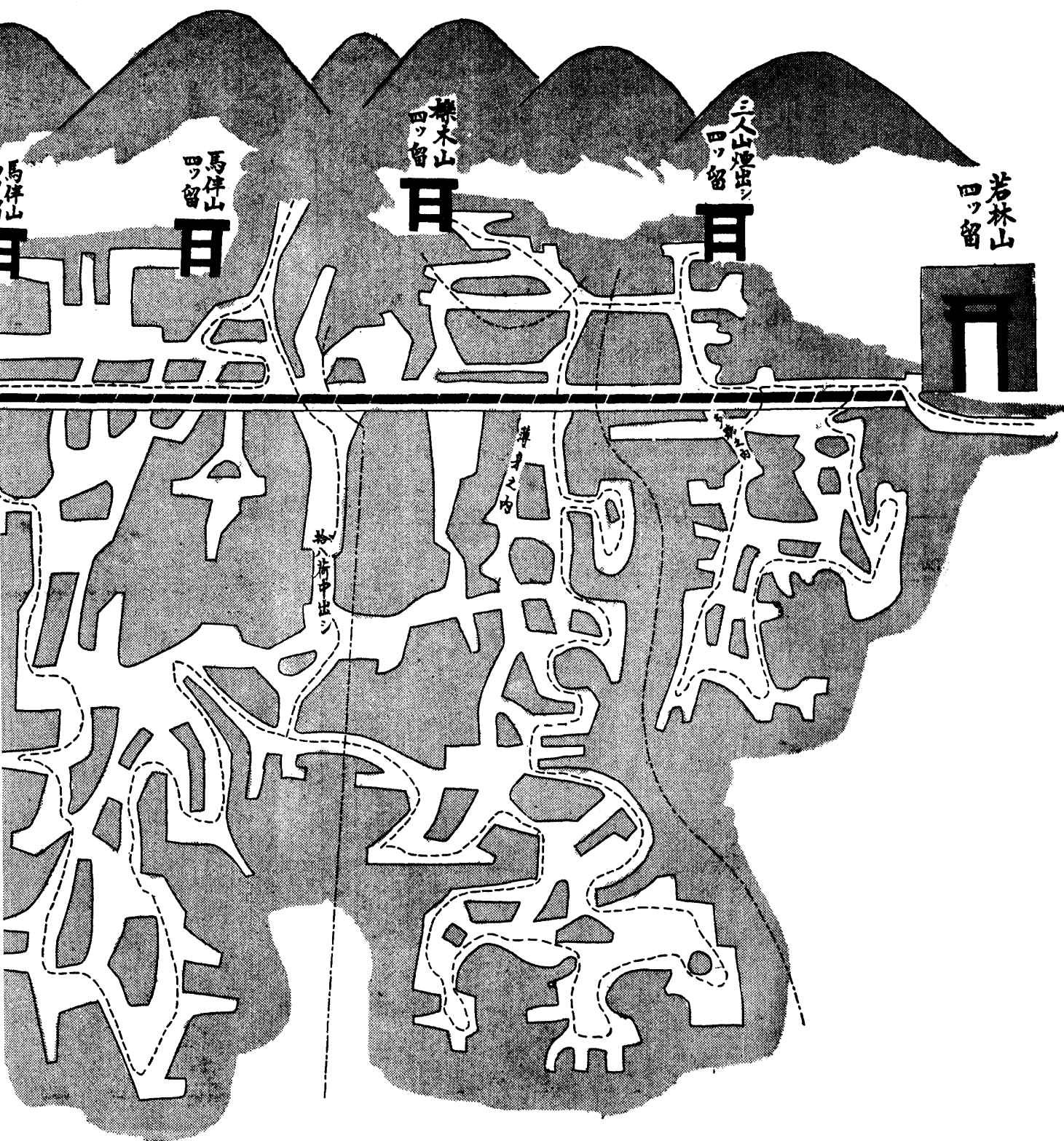
出来ない。これが自分が本論においてそれぞれ特殊問題を扱いながら、あえて銀山の全容を見ようとした所以である。しかもさらに諸問題の研究を進めることによつて、この生野銀山史は訂正せられるであろうし、また他所他領の銀山史研究が併行して進むことによつて、一層妥当な形を与えることが出来るものと思われる。

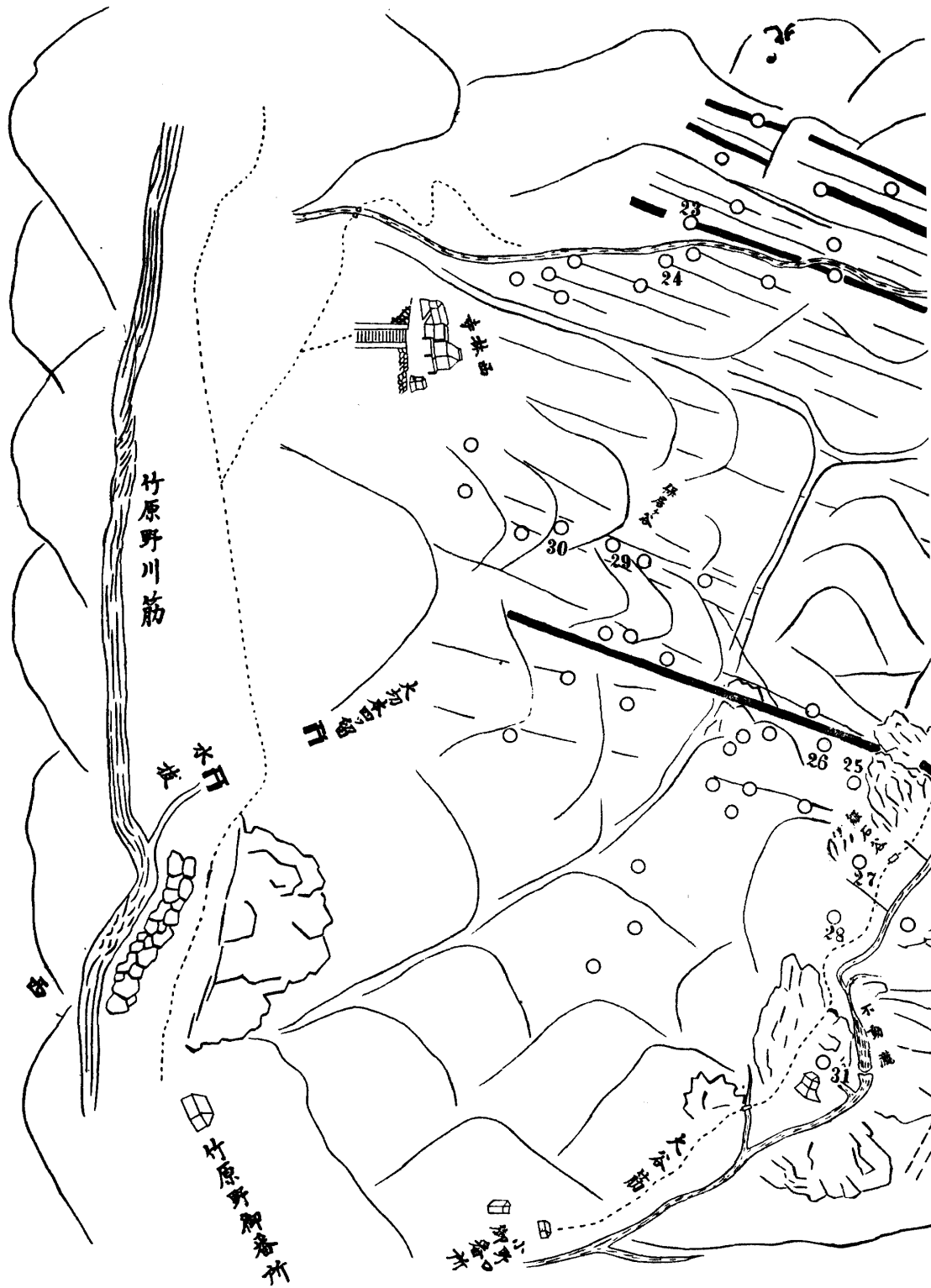
生野の採訪に当り三菱金属鉱業生野鉱業所から終始多大な便宜を与えられた。また生野町吉川澄一・木村まつえ・能美吾助・石川来太郎・山田守信・山口村山口九郎らの諸氏は所蔵資料の閲覧、或は長期に亘つて資料の貸出を許された。ここに鉱業所長中山等、副長山道成之氏をはじめ所員各位並に所蔵者各位に謝意を述べたい。特に資料採集に当り、吉川澄一・太田一夫・佐藤圭一郎の諸氏が格別の斡旋を賜つたこと、鉱業所技師藤原醇造氏が鉱脈・坑道とくにその旧態などにつき有益な教示を与えられたことを銘記したい。最後に特筆したいことは太田氏の先考虎一氏は多年生野郷土史の研究調査に従われ、プリントによつて生野誌を編纂発行せられたが、とくに氏の採集せられた文献資料は現在已に失われているものも多く、本論の上にも非常に役立つたのである。なお本論は昭和25、26年度文部省科学研究費による研究の一部であることを附記する。(昭和28.12.1)

之歩間山林若



内之歩間山林





凡例
 ○ 間歩
 | 筋
 --- 道
 路

宜寿盛歩 祥歩 林保 祥歩 丸向道 巳木賀 亀林ゴ 寿ゴ 若歩 石子床 林木 国

間 間 代
 本 間 本 間 大 日
 伏 谷 千 ヤ 間 帽

- ① 双福珠
- ② 乙鈴洞
- ③ 杉富御
- ④ 銀滝元
- ⑤ 小入辰
- ⑥ 金出大
- ⑦ 今サ亀
- ⑧ サ金鱒
- ⑨ 銀鳥金
- ⑩ 新松岡
- ⑪ 千珠山
- ⑫ 水拔金
- ⑬ 瀬間歩

大谷筋附近鰻筋並に古間歩絵図

